



花開く活力、広がる笑顔、政令市新潟

平成  
28  
年度版

---

# 障がい者(児) 福祉のしおり

---

新 潟 市

## 【お問い合わせは、お住まいの区へ】

お住まい	区役所	電話番号	出張所	電話番号	地域保健福祉センター	電話番号
北区の方	北区健康福祉課 障がい福祉係	電話 025-387-1305 FAX 025-387-1020	北出張所	025-387-1705	北地域 保健福祉 センター	025-387-1781
東区の方	東区健康福祉課 障がい福祉係	電話 025-250-2310 FAX 025-273-0177	石山 出張所	025-250-2840	石山地域 保健福祉 センター	025-250-2901
中央区の方	中央区健康福祉課 障がい福祉係	電話 025-223-7207 FAX 025-223-7151	東出張所	025-241-4111	東地域 保健福祉 センター	025-243-5312
			南出張所	025-283-0406	南地域 保健福祉 センター	025-285-2373
			—	—	中央地域 保健福祉 センター	025-266-5172
江南区の方	江南区健康福祉課 障がい福祉係	電話 025-382-4396 FAX 025-381-1203	横越 出張所	025-385-2111	横越地域 保健福祉 センター	025-385-2111
秋葉区の方	秋葉区健康福祉課 障がい福祉係	電話 0250-25-5682 FAX 0250-22-8250	小須戸 出張所	0250-25-5720	小須戸地域 保健福祉 センター	0250-25-5731
南区の方	南区健康福祉課 障がい福祉係	電話 025-372-6304 FAX 025-372-4033	味方 出張所	025-372-6805	味方地域 保健福祉 センター	025-372-6820
			月潟 出張所	025-372-6905	月潟地域 保健福祉 センター	025-372-6920
西区の方	西区健康福祉課 障がい福祉係	電話 025-264-7310 FAX 025-269-1670	黒埼 出張所	025-377-3101	黒埼地域 保健福祉 センター	025-264-7474
			西出張所	025-262-3111	西地域 保健福祉 センター	025-262-3405
西蒲区の方	西蒲区健康福祉課 障がい福祉係	電話 0256-72-8358 FAX 0256-72-3133	岩室 出張所	0256-82-4111	岩室地域 保健福祉 センター	0256-82-4111
			西川 出張所	0256-88-3111	西川地域 保健福祉 センター	0256-88-3111
			潟東 出張所	0256-86-3111	潟東地域 保健福祉 センター	0256-86-3111
			中之口 出張所	025-375-2712	中之口地域 保健福祉 センター	025-375-2712
			—	—	巻地域 保健福祉 センター	0256-72-7100

※お問い合わせ可能時間は、平日午前8:30から午後5:30までです。

各区役所の位置図については裏表紙に記載してあります。

### 「障がい」の表記について

新潟市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや当事者への配慮から、原則的にひらがなで表記することにしました。「障がい」の表記は、本来法律に基づき漢字表記をしなければならないものもありますが、この冊子ではひらがなで「障がい」と表記しました。ただし、固有名詞などは漢字で表記しています。

<b>1</b> // 障がい者手帳について ..... 7	(3) 緊急告知FMラジオ購入補助事業 ..... 32
(1) 身体障がい者手帳 ..... 7	(4) 紙おむつ券の支給 ..... 33
(2) 療育手帳 ..... 7	(5) 福祉電話等の貸与 ..... 33
(3) 精神障がい者保健福祉手帳 ..... 8	(6) 身体障がい者あんしん連絡システム ..... 34
<b>2</b> // 手当と年金等 ..... 9	(7) 訪問入浴サービス ..... 34
(1) 心身障がい者扶養共済制度 ..... 9	(8) 自動車運転免許取得費助成 ..... 34
(2) 障がい年金 ..... 10	(9) 身体障がい者用自動車改造費助成 ..... 35
(3) その他の手当・給付金・見舞金 ..... 13	(10) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ..... 35
<b>3</b> // 医療 ..... 15	(11) 手話奉仕員及び要約筆記奉仕員派遣 (コミュニケーション支援) ..... 36
(1) 重度障がい者医療費助成(マル障) ..... 15	(12) 市営住宅への入居 ..... 36
(2) 老人医療費助成制度 ..... 16	(13) 障がい者住宅整備資金融資制度 ..... 36
(3) ひとり親医療費助成制度 ..... 16	(14) 住宅リフォーム助成 ..... 37
(4) 自立支援医療(育成医療・更生医療)の給付 ..... 17	(15) 補助犬の給付 ..... 39
(5) 車いす身体障がい者健康診査 ..... 17	(16) 生活を支援するための制度(まごころヘルプ) ..... 39
(6) 自立支援医療(精神通院医療)の給付 ..... 18	(17) 成年後見制度 ..... 39
(7) 精神障がい者入院医療費助成 ..... 18	(18) 成年後見制度利用支援事業 ..... 40
<b>4</b> // 交通機関等の割引及び助成 ..... 19	(19) 障がい者福祉センター事業 ..... 40
(1) JR運賃の割引 ..... 19	(20) 市報にいがた, 区役所だより, 市議会だよりの配達 ..... 40
(2) バス料金の割引 ..... 19	(21) 音声版・点字版の市発行物一覧 ..... 41
(3) 有料道路通行料金の割引制度 ..... 20	(22) 在宅障がい者等図書サービス ..... 41
(4) 航空料金の割引 ..... 20	(23) 障がい者スポーツ全国大会 参加激励金支給事業 ..... 41
(5) 船運賃の割引 ..... 20	(24) 駐車禁止除外標章制度 ..... 42
(6) タクシー運賃料金1割引 ..... 21	(25) 新潟県おもいやり駐車場制度 ..... 42
(7) 福祉タクシー利用助成 ..... 21	(26) 災害時要援護者名簿への登録 ..... 43
(8) リフト付タクシー利用券助成 ..... 21	(27) 聴覚障がい者・言語障がい者の110番, 119番通報 ..... 43
(9) 心身障がい者自動車燃料費助成 ..... 22	<b>7</b> // 障がい福祉サービス等の利用について ..... 44
(10) 人工透析通院交通費助成 ..... 23	(1) 障がい福祉サービス等の対象者 ..... 44
(11) 通所施設等通所費助成 ..... 23	(2) 介護保険との適用関係 ..... 45
<b>5</b> // 税金等の減免 ..... 25	(3) 障がい福祉サービス等のしくみ ..... 46
(1) 自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免 ..... 25	(4) 障がい福祉サービス等の内容 ..... 47
(2) 所得税・住民税の控除 ..... 27	(5) サービスと対象障がい・障がい支援区分の対 応表 ..... 50
(3) 国民健康保険料・NHK受信料の減免 ..... 27	(6) サービス利用までのながれ ..... 52
(4) 各種施設利用の割引 ..... 28	(7) 受給者証・利用証について ..... 54
(5) 携帯電話の基本使用料などの割引 ..... 28	(8) 利用者負担について ..... 58
<b>6</b> // 暮らし ..... 29	(9) 不服申し立て(審査請求) ..... 60
(1) 補装具費の支給 ..... 29	<b>8</b> // 事業所・施設について ..... 61
(2) 重度障がい者(児)日常生活用具の給付 ..... 30	<b>9</b> // その他相談等窓口 ..... 93
	・新潟市障がい者基幹相談支援センター ..... 93
	・地域で暮らす障がい者をささえる体制づくり事業 ..... 93

- ・新潟市こころの健康センター …………… 94
- ・新潟市こころといのちのホットライン …………… 94
- ・精神科救急医療について …………… 95
- ・新潟市ひきこもり相談支援センター …………… 96
- ・新潟市発達障がい支援センターJOIN(ジョイン) … 97
- ・新潟市成年後見支援センター …………… 98
- ・新潟市認知症疾患医療センター …………… 98
- ・新潟市障がい者虐待防止センター …………… 99
- ・新潟市障がい者ITサポートセンター …………… 99
- ・新潟県障害者社会参加推進センター(障害者110番) … 100
- ・障がい者(児)の歯科診療・相談 …………… 100
- ・身体障がい者・知的障がい者相談員名簿 … 101
- ・教育関係相談機関等 …………… 103
- ・その他の相談窓口 …………… 104
- ・区社会福祉協議会 …………… 105
- ・総合福祉会館各コーナー …………… 105
- ・税務署 …………… 106
- ・その他の関係機関 …………… 106
- ・障がい福祉課 …………… 106

## 10 / 働くことに関する相談等窓口 …… 107

- ・公共職業安定所ハローワーク …………… 107
- ・新潟市障がい者就業支援センターこあサポート… 107
- ・障害者就業・生活支援センターらいふあっぷ… 108
- ・新潟障害者職業センター …………… 109

## 11 / 資料編 …………… 111

- ・身体障がい者障がい程度等級表解説 …………… 111
- ・障がい者総合支援法の対象疾患一覧 …………… 113
- ・障がい福祉に関する個人番号(マイナンバー)が必要な制度一覧 …………… 115
- ・福祉タクシー利用助成契約事業者一覧 …… 116
- ・大型(中型含む)・小型リフト付等タクシー契約事業者一覧 …………… 119
- ・平成28年度 所得制限限度額表 …………… 122
- ・様式のダウンロード方法 …………… 123
- ・FAX119番緊急通報用紙 …………… 125
- ・障がい者に関する各種マークの紹介 …… 126

# 個人番号(マイナンバー)を利用する手続きに必要なもの

※障がい福祉に関する個人番号(マイナンバー)が必要な制度一覧は、P115にあります。詳しいことについては、P1の区役所へお問い合わせ下さい。

## 本人が申請する場合

個人番号の記載が必要な手続きでは、窓口で①「本人確認」と②「番号確認」をいたします。

### ①「本人確認」

アまたはイにより確認いたします。

#### ア 1点で確認するもの

個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳(顔写真付き)、在留カード、特別永住者証明書、官公署発行の顔写真付きの書類で氏名・生年月日(または住所)が記載されているもの

#### イ 2点で確認するもの

健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、官公署発行の書類で氏名・生年月日(または住所)が記載されているもの

### ②「番号確認」

アからウのいずれか1点で確認いたします。

#### ア 個人番号カード

#### イ 通知カード

#### ウ 個人番号が記載された住民票の写しなど

## 代理人が申請する場合

個人番号の記載が必要な手続きでは、窓口で①「代理権の確認」、②「代理人の本人確認」、③「本人の番号確認」をいたします。

### ①「代理権の確認」

アまたはイにより確認いたします。

#### ア 法定代理人：戸籍謄本その他その資格を証する書類

#### イ 任意代理人：委任状または申請者本人の被保険者証のほか、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

### ②「代理人の本人確認」

アまたはイにより確認いたします。

#### ア 1点で確認するもの

(代理人の)個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳(顔写真付き)、在留カード、特別永住者証明書、官公署発行の顔写真付きの書類で氏名・生年月日(または住所)が記載されているもの

#### イ 2点で確認するもの

(代理人の)健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、官公署発行の書類で氏名・生年月日(または住所)が記載されているもの

### ③「本人の番号確認」

アからウのいずれか1点で確認いたします。

#### ア 本人の個人番号カードまたはその写し

#### イ 本人の通知カードまたはその写し

#### ウ 本人の個人番号が記載された住民票の写しなど



# 福祉制度一覧表

		手当と年金等						医 療						交通機関等の割引及び助成										(う)								
		心身障がい者扶養共済	特別児童扶養手当	特別障がい者手当	障がい児福祉手当	新潟市重度心身障がい者福祉手当	新潟市在宅重度重複障がい者介護見舞金	障がい年金	特別障がい給付金	重度障がい者医療費助成	後期高齢者医療制度による医療費助成	入院時食事療養費助成	自立支援医療(更生医療)	医療(精神通院医療)	車いす身体障がい者健康診査	精神障がい者入院医療費助成	JR運賃の割引	バス料金の割引	航空料金の割引	船運賃の割引	タクシー料金1割引	福祉タクシー利用助成	自動車燃料費助成	リフト付タクシー利用助成	人工透析通院費助成	通所施設等通所費助成	有料道路通行料金の割引					
該当ページ		9	13	13	13	13	10	13	15	15	16	17	17	18	17	18	19	19	20	20	21	21	22	21	23	23	20					
身 体 障 が い 者 手 帳	視 覚 障 が い	1	○	△	在宅で身体障がい者手帳1級または2級程度の障がいがある方・それと同程度の障がいのある方	○	療養手帳Aの交付を受け、かつ次の障がい等級に該当する程度の障がいになった方 <small>①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入者であった被用者年金の加入者の配偶者であった 当時、任意加入していなかった期間内に初診日がある傷病により、現在、障がい基礎年金1級・2級相当の障がいの状態に該当する方(65歳までに該当した方)</small>	○	減額認定(市民税非課税世帯)を受けている方で身体障がい者手帳1級から3級・療育手帳Aの方	○	車いす常用者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
		2	○	△		○		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		3	○	△																												
		4		△																												
		5																														
		6																														
	聴 覚 及 び 平 衡 機 能	2	○	△		△		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		3	○	△																												
		4		△																												
		5																														
		6																														
		音 声 言 語 そ し ゃ く	3	○		△																										
	4			△																												
	肢 体 不 自 由	1	○	△		△		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		2	○	△		△		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		3	○	△																												
		4		△																												
		5																														
		6																														
	内 部	1	○	△		△		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		2	○	△		△		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		3	○	△																												
	療 育 手 帳	A	○	○		△		○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		B	○	△																												
精 神 障 が い 者 保 健 福 祉 手 帳	1	○	△	△											○	○	○	○	△													
	2	○	△												○	○	○	○	△													
	3	△															○		△													
難病患者等						△	△	△																								
介護保険と共通するサービス																																
障がい福祉サービス																																
年齢制限等 主な条件		保護者が65歳未満	20歳未満	20歳以上	20歳未満	併給あり	20歳以上	併給あり	65歳以上		18歳以上	18歳未満	18歳以上					12歳以上			併給制限あり				本人運転							
所得要件等		有	有	有	有	有	有	有	有		有	有	有	有	有																	
個人番号(マイナンバー)		有	有	有	有	有			有	有	有	有	有	有	有																	

\*○は該当、△は一部該当。○、△の場合でも、年齢・所得・程度等により該当しない場合がありますので、詳しくは担当窓口にてご確認ください。  
 \*介護保険が適用される方が、☒マークの制度をご利用になる場合は、該当ページ及び45ページをご参照ください。  
 \*☒マークのサービスについては、障がい福祉サービスです。  
 (注) 精神疾患(認知症、てんかんなども含む)で通院している方。ただし、病態により該当しない場合もあります。

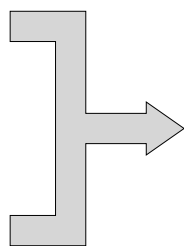
ち自動車関係)			税金等の減免					補装具・日常生活用具等				介護・派遣等				その他							区分	等級				
有料道路通行料金の割引	自動車運転免許取得費助成	自動車改造費助成	自動車税・向取得税の免除	所得税・住民税の控除	国民健康保険料の減免	NHK受信料の減免(半額)	各種施設利用の割引	補装具費の支給	日常生活用具の給付	紙おむつ券の支給	福祉電話の貸与(黒電話)	(特殊機能付電話)	あんしん連絡システム	訪問入浴サービス	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	要約筆記奉仕員の派遣	手話奉仕員及びホームヘルプサービス	ガイドヘルプサービス	短期入所(ショートステイ)	市営住宅(障がい者用)	障がい者住宅整備資金融資	住宅リフォーム助成			補助犬の給付	駐車禁止除外標章	生活福祉資金の貸付	障がい者基幹相談支援センター
20	34	35	25	27	27	27	28	29	30	33	33	33	34	34	35	36	47	47	48	36	36	37	39	42	104	93		
○	○		○	○	○	△	○	○	○		△		△							○	○	△	○	○	○		1	
○	○		○	○	○	△	○	○	○		△		△							○	○	△		○	○		2	
○	○		○	○	○	△	○	○	△											○	○			○	○		3	
△	○		△	○	○	△	○	○	△											○	○			○	○		4	
				○	○	△	○	○	△											○	○			○	○		5	
				○	○	△	○	○	△											○	○			○	○		6	
○	○		○	○	○	△	△	○	○		△	△	△			○	○			○	○	△	○	○	○		2	
△	○		○	○	○	△	△	○	△			△	△			○	○			○	○			○	○		3	
				○	○	△	△	○	△											○	○			○	○		4	
				○	○	△	△	○	△											○	○			○	○		5	
				○	○	△	△	○	△											○	○			○	○		6	
				○	○	△	△	○	△											○	○			○	○		3	
○	○	○	△	○	○	△	○	○	○		△	△	△							△	○	△	○	○	○		1	
△	○	△	△	△	○	△	○	○	○		△	△	△							△	○	△	○	○	○		2	
△	○	△	△	△	○	△	○	○	△											△	○			△	○		3	
		△	△	△	○	△	○	○	△											△				○	○		4	
		△	△	△	○	△	○	○	△											△				○	○		5	
		△	△	△	○	△	○	○	△											△				○	○		6	
○	○	○	△	○	○	△	○	○	○		△	△	△							○	△		○	○	○		1	
○	○	○	△	○	○	△	○	○	○		△	△	△							○	△		○	○	○		2	
○	○	○	△	○	○	△	○	○	○		△	△	△							○			○	○	○		3	
△	○			○	○	△	○	○	△				△							○				○	○		4	
○			○	○	○	△	○		○		△									○		△		○	○		A	
				○	○	△	○		○															○	○		B	
				○	○	△	○		○															○	○		1	
				○	○	△	○		○															○	○		2	
				○	○	△	○		○															○	○		3	
								○	△								○											
								介	介					介								介						
																	障	障	障									
	介護者運転	本人運転	家族運転				世帯主		在宅	3~64歳在宅	障がい者及び世帯主	のみにこの世帯																
			有	有				有	有	有	有	有	有	有								有	有					
			有	有				有	有	有	有	有	有	有														

お問い合わせください。

身体障がい者  
手帳

療育手帳  
(知的障がい者)

精神障がい者  
保健福祉手帳



所持している方は、法律によって、障がい福祉サービスや援助を受けることができます。

## (1) 身体障がい者手帳

- ア. 窓口……各区役所健康福祉課障がい福祉係・各出張所障がい福祉担当係  
イ. お持ちいただくもの

新規申請のとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定医師の診断書</li> <li>⇒指定医師については障がい福祉課または担当窓口にお問い合わせください。</li> <li>●顔写真2枚（タテ4cm×ヨコ3cm）</li> <li>⇒サングラス不可。脱帽したもので1年以内に撮ったものに限りませ。</li> <li>●印鑑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人番号カードまたは通知カード</li> </ul>
障がいの程度が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定医師の診断書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手帳</li> </ul>
違う障がいが加わったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●顔写真1枚</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●印鑑</li> </ul>
手帳をなくしたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●顔写真1枚</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●印鑑</li> </ul>
手帳が破れたり、汚れたりしたとき・写真を交換したいとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手帳</li> <li>●印鑑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●顔写真1枚</li> </ul>
住所・氏名が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●印鑑</li> </ul>
本人が亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●印鑑</li> </ul>

※窓口にて申請(届出)書を記入していただきます。※手帳の交付決定は申請してから約1か月半から2か月かかります。

## (2) 療育手帳

- ア. 窓口……各区役所健康福祉課障がい福祉係・各出張所障がい福祉担当係  
イ. お持ちいただくもの

新規申請のとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●顔写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm）</li> <li>⇒サングラス不可。脱帽したもので1年以内に撮ったものに限りませ。</li> <li>●印鑑</li> </ul>	
住所・氏名・保護者が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手帳</li> <li>●印鑑</li> </ul>	
手帳をなくしたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●顔写真1枚</li> <li>●印鑑</li> </ul>	
手帳が破れたり、汚れたりしたとき・写真を交換したいとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手帳</li> <li>●印鑑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●顔写真1枚</li> </ul>
本人が亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手帳</li> </ul>	

※窓口にて申請(届出)書を記入していただきます。

※新規申請の場合、後日手帳交付のための判定を受けていただくことになります。

判定所……18歳以上 新潟市知的障がい者更生相談所 電話 025-230-7789  
18歳未満 新潟市児童相談所 電話 025-230-7777



### (3) 精神障がい者保健福祉手帳

対象者	精神障がいのために日常生活や社会生活を送る上でハンディキャップがあり、初診から6ヶ月以上経過し、精神障がい者保健福祉手帳の取得を希望する人
障がい等級	1級～3級
有効期間	2年間（有効期限の3ヶ月前から更新申請の受付をします。）

- ア. 窓口……各区役所健康福祉課障がい福祉係・各地域保健福祉センター
- イ. お持ちいただくもの

新規申請のとき		
精神障がいによる『障がい年金』または『特別障がい給付金』を受給していない人	精神障がいによる『障がい年金』を受給している人	精神障がいによる『特別障がい給付金』を受給している人
〈必要書類〉 ①個人番号カード又は通知カード ②「障がい者手帳申請書」 ③診断書（精神障がい者保健福祉手帳用） ※精神疾患の診察をしている主治医が記入したもの ④写真1枚（縦4cm×横3cm）	〈必要書類〉 ①個人番号カード又は通知カード ②「障がい者手帳申請書」 ③同意書 ④障がい年金証書の写し ⑤一番最近の年金の振込（支払）通知書または裁定通知書の写し ⑥写真1枚（縦4cm×横3cm）	〈必要書類〉 ①個人番号カード又は通知カード ②「障がい者手帳申請書」 ③同意書 ④特別障がい給付金受給資格者証（特別障がい給付金支給決定通知書）の写し、または国庫金振込通知書（国庫金送金通知書）の写し ⑤写真1枚（縦4cm×横3cm）
手帳をなくしたとき	●印鑑	●顔写真1枚
手帳が破れたり、汚れたりしたとき	●手帳	●印鑑 ●顔写真1枚
住所・氏名が変わったとき	●手帳	●印鑑
本人が亡くなったとき	●手帳	●印鑑

- ※窓口にて申請（届出）書記入していただきます。
- ※写真は、サングラス不可脱帽したもので1年以内に撮ったものに限りです。
- ※申請から手帳の交付の可否の決定までは、約1ヶ月半から2か月かかります。
- ※精神障がいを理由として障がい年金等を受給している人で障がい年金証書、特別障がい給付金受給資格者証などの写しを添付して申請した場合は、障がい年金などの等級が、手帳の等級となります。
- ※手帳の受け取りに郵送を希望する場合は、手続時に310円分の切手（簡易書留料）が必要です。
- ※手帳が交付された後で、手帳に記載されている内容（氏名・住所など）が変わった時は変更手続きが必要です。
- ※②、③などの書類は、各区役所健康福祉課障がい福祉係、各地域保健福祉センターにあります。また、市のホームページからもダウンロードが可能です。123ページ参照。
- ※手帳を診断書で申請される方で、自立支援医療（精神通院医療）の新規、再認定の申請を同時に行う場合、手帳用の診断書で、自立支援医療（精神通院医療）の診断書を兼ねることができます。

## (1) 心身障がい者扶養共済制度

心身障がい者の保護者が、一定期間、掛金を拠出することによって、保護者が死亡または重度障がいの状態となったときに、のこされた心身障がい者に終身年金を支給して、その生活の安定を図ることを目的とした制度です。

窓 口	各区役所健康福祉課障がい福祉係		
加入資格	(1) 知的障がい者 (2) 身体障がい者手帳1～3級所有者 (3) 精神障がい者保健福祉手帳1・2級所有者 (4) 上記(1)～(3)と同程度の障がいと認められる者		の保護者で、4月1日時点の年齢が65歳未満の方。
	※加入に当たっては保険会社による保護者(加入者)の審査があります。		
掛金額	保護者の4月1日現在の年齢	掛金額(2口まで加入できます)	
	35歳未満	月 額	9,300円
	35歳以上40歳未満		11,400円
	40歳以上45歳未満		14,300円
	45歳以上50歳未満		17,300円
	50歳以上55歳未満		18,800円
	55歳以上60歳未満		20,700円
	60歳以上65歳未満		23,300円
	※掛金月額は加入時または付加時の年齢で決定されます。		
	※掛金月額は制度改正に伴って改訂されることがあります。		
掛金の減免		減 免	
	生活保護世帯等	全 額 減 免	
	市民税非課税世帯	100分の75減免	
	市民税均等割世帯	100分の65減免	
	※1口目の掛金が減免されます。		
掛金の免除	4月1日時点で65歳に達していて、かつ20年以上継続して加入した方は、その後初めて迎える加入月の前月分までの掛金を支払うと、その後の掛け金が免除されます。		
年金の支給	保護者が死亡・重度障がいの状態になったとき 月20,000円(2口加入者40,000円)		
弔慰金の支給 (心身障がい者の死亡時)	加入期間	平成20年3月31日以前に加入された方	平成20年4月1日以降に加入された方
	1年以上 5年未満	30,000円	50,000円
	5年以上20年未満	75,000円	125,000円
	20年以上	150,000円	250,000円
	(2口加入者はそれぞれの加入期間に応じた金額の合算額となります。)		
脱退一時金	加入期間	平成20年3月31日以前に加入された方	平成20年4月1日以降に加入された方
	5年以上10年未満	45,000円	75,000円
	10年以上20年未満	75,000円	125,000円
	20年以上	150,000円	250,000円
	(2口加入者はそれぞれの加入期間に応じた金額の合算額となります。)		

## (2) 障がい年金

法令で定める年金の障がい等級に該当する障がいの状態になった場合は、障がい年金が支給されます。

初診日（障がいの原因となった病気やケガで、初めて医師の診療を受けた日）の年齢、加入していた年金の種類によって、支給される年金が異なります。

※障がい者手帳の障がい等級と国民年金・厚生年金の障がい等級では、判断基準が異なるため、手帳の交付を受けていても障がい年金の障がい程度には該当しないことがあります。

### ●障がい基礎年金（国民年金）

国民年金（1号）加入中、または20歳前（年金加入前）や60歳以上65歳未満に病気やケガで、法令で定める障がいの状態になったときに障がい基礎年金が支給されます。

対 象	<p>次のいずれかに該当する方です。</p> <p>①国民年金に加入中の病気やケガで、一定の障がい状態になった方。 （保険料の納付要件があります。）</p> <p>②20歳前に病気やケガで、一定の障がい状態になった方。 （本人の所得制限があります。）</p> <p>③日本国内に住んでいた60歳以上65歳未満の期間に病気やケガで、一定の障がい状態になった方。（老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除く）（保険料の納付要件があります。）</p> <p>※保険料の納付要件や手続き等、詳しくはお問い合わせください。</p>
支 給 額	<p>平成28年度年金額（年額）</p> <p>1級：975,100円（月額81,300円）</p> <p>2級：780,100円（月額65,008円）</p> <p>なお、受給権者に生計を維持されている18歳未満（障がい者は20歳未満）の子がいる場合、子の人数に応じて加算額があります。</p> <p>&lt;子の加算&gt;（年額）</p> <p>第1子と第2子 各 224,500円</p> <p>第3子以降 各 74,800円</p> <p>※これまでは障がい年金の子の加算と配偶者への児童扶養手当は、どちらか高いほうを受けることになっていましたが、平成26年12月1日から、まず障がい年金の子の加算を受け、児童扶養手当が子の加算の額よりも高いときに、その差額分を受けることとなりました。</p>
申請に必要なもの	<p>●障がい基礎年金裁定請求書 ●年金手帳 ●印鑑（認印で可）</p> <p>●所定の診断書</p> <p>●本人名義の普通預金通帳または郵便貯金通帳またはキャッシュカード</p> <p>●病歴・就労状況等申立書 ●身体障がい者手帳、療育手帳（交付されている場合）</p> <p>その他、必要な書類もあります。</p>
窓 口	<p>北区区民生活課給付係 電話025-387-1275</p> <p>東区区民生活課給付係 電話025-250-2265</p> <p>中央区区民生活課給付係 電話025-223-7149</p> <p>江南区区民生活課給付係 電話025-382-4235</p> <p>秋葉区区民生活課給付係 電話0250-25-5676</p> <p>南区区民生活課保険年金係 電話025-372-6135</p> <p>西区区民生活課給付係 電話025-264-7243</p> <p>西蒲区区民生活課給付係 電話0256-72-8336</p> <p>日本年金機構 新潟東年金事務所お客様相談室 電話025-283-1013</p> <p>日本年金機構 新潟西年金事務所お客様相談室 電話025-225-3008</p>
備 考	<p>●20歳前の傷病による障がい基礎年金には、受給権者の所得による制限があります。</p> <p>●保険料の滞納があると受給できない場合があります。</p>

●障がい厚生年金・障がい手当金（厚生年金）

厚生年金加入中の病気やケガで法令で定める障がいの状態になったときに障がい厚生年金が支給されます。また、障がい厚生年金を受けるよりも軽い障がいが残った時は、障がい手当金が支給されます。

対 象	<p>(1) 障がい厚生年金 厚生年金に加入中の病気やケガで、一定の障がい状態になった方 (保険料の納付要件があります。)</p> <p>(2) 障がい手当金 厚生年金加入中の病気やケガが初診日から5年以内に治り、障がい厚生年金に該当する障がいよりやや軽い程度の障がいが残った方 (保険料の納付要件があります) ※手続き等、詳しくはお問い合わせください。</p>
支 給 額	障がいの程度及び標準報酬月額や厚生年金加入月数により年金額・手当額は異なります。
申請に必要なもの	年金事務所へお問い合わせください。
窓 口	<p>日本年金機構 新潟東年金事務所お客様相談室 電話025-283-1013</p> <p>日本年金機構 新潟西年金事務所お客様相談室 電話025-225-3008</p>

●障がい共済年金・障がい一時金（共済年金）

共済年金加入中の病気やケガで法令で定める障がい状態になったときに障がい共済年金が支給されます。また、障がい共済年金を受けるよりも軽い障がいが残ったときは障がい一時金が支給されます。手続き等、くわしくは加入している共済組合にお問い合わせください。





### (3) その他の手当・給付金・見舞金

区 分	該 当 す る 方	支 給 額		
特別児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○心身に重度または中度の障がい（身体、知的、精神）のある20歳未満の児童を養育している保護者</li> <li>○対象児童の目安としては（個別等級で） <ul style="list-style-type: none"> <li>・1級障がい（身障手帳1, 2級の一部 療育手帳「A」）</li> <li>・2級障がい（身障手帳3, 4級の一部） 療育手帳「B」の一部</li> </ul> </li> <li>○上記と同程度以上の状態にある方（精神障がい等） <small>詳しくは窓口へお問い合わせください。</small></li> </ul>	1 級 月 額 51,500円  2 級 月 額 34,300円		
児童扶養手当	児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで の間にある児童、重度の障がいのある児童につい ては20歳未満）が父または母と生計を同じくして いないとき、または父または母が重度の障がいの とき、その児童を養育している方に支給されます。	児童1人の場合、所得により 42,000円～9,910円  2人目 5,000円 3人目から 3,000円 加算されます。  受給状況によって手当額が 2分の1になる場合があります。		
障がい児福祉手当	20歳未満の方で心身に重度の障がいのある方。目安として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障がい者手帳1級の一部と2級の一部の方</li> <li>○療育手帳「A」の一部の方</li> <li>○上記と同程度以上の状態にある方（精神障がい等） <small>詳しくは窓口へお問い合わせください。</small></li> </ul>	月 額 14,600円		
特別障がい者手当	20歳以上の在宅の方で日常生活において特別の介護を 必要とする方。目安として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障がい者手帳1, 2級程度の障がいが二つ以上ある方 の一部</li> <li>○上記と同程度以上の状態にある方（知的・精神障がい等） <small>詳しくは窓口へお問い合わせください。</small></li> </ul>	月 額 26,830円		
重度心身障がい者福祉手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障がい者手帳1級と2級の方</li> <li>○療育手帳「A」の方</li> </ul>	月 額 2,000円		
特別障がい給付金	①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被 用者年金（厚生年金、共済組合等）の加入者の配偶者であ って、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があ る傷病により、現在、障がい基礎年金1級、2級相当の 障がい状態に該当する方。 ただし、65歳までに該当された方に限られます。	1級 月額 49,500円 2級 月額 39,600円  他の年金額が給付額より低 い場合は差額が支給されま す。		
在宅重度重複障がい者介護見舞金	次の全てに該当する障がい者（児）を在宅で常時介護する保護者 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 療育手帳「A」の交付を受けている方</li> <li>② 身体障がい者手帳を受けている方で、次の障がい区 分ごとの障がいが重複している方</li> </ul>	月 額 20,000円		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">視覚障がい 1級・2級</td> <td style="width: 25%;">聴覚障がい 2 級</td> <td style="width: 25%;">肢体不自由 1級・2級</td> <td style="width: 25%;">内部障がい 1 級</td> </tr> </table>		視覚障がい 1級・2級	聴覚障がい 2 級
視覚障がい 1級・2級	聴覚障がい 2 級	肢体不自由 1級・2級	内部障がい 1 級	

(注) 詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

支給月	窓 口	申請に必要なもの	備 考
4 ・ 8 ・ 11	各区役所 健康福祉課 障がい福祉係  各出張所 障がい福祉担当係	※特別児童扶養手当認定請求書 ※所定の診断書（概ね3か月以内に作成されたもの）（一部省略可） ○戸籍謄本（概ね1か月以内に発行されたもの） ○身体障がい者手帳または療育手帳 ○特別児童扶養手当振込先口座申出書 ○印 鑑 ○個人番号カード又は通知カード（同一生計人全員分）	○所得制限があります。（P.122参照） ○対象児童が、児童福祉施設（通園施設を除く）などに入所しているときは手当を受給できません。 ○対象児童が障がい年金等を受給している場合は受給できません。 ○必要に応じて各種申立書を添付していただきます。
4 ・ 8 ・ 12	各区役所 健康福祉課 児童福祉係	※児童扶養手当認定請求書 ※所定の診断書（概ね1か月以内に作成されたもの）（一部省略可） ○戸籍謄本（概ね1か月以内に発行されたもの） ○身体障がい者手帳 ○年金手帳または証書 ○請求者の銀行の通帳 ○印鑑等	○所得制限があります。 ○対象児童が、児童福祉施設（通園施設を除く）などに入所しているときは手当を受給できません。 ○必要に応じて各種申立書を添付していただきます。
2 ・ 5 ・ 8 ・ 11	各区役所 健康福祉課 障がい福祉係  各出張所 障がい福祉担当係	※所定の認定請求書 ※所定の所得状況届 ※所定の診断書（概ね3か月以内に作成されたもの）（一部省略可） ○身体障がい者手帳または療育手帳 ○本人名義の銀行の通帳 ○印 鑑 上記の他に、 ・特別障がい者手当の場合 ○年金証書 ○受給資格者が前年中に受給した年金額を明らかにすることができる書類（1～6月申請時は前々年） ○個人番号カード又は通知カード（同一生計人全員分）	○障がい年金等を受給している方は受給できません。 ○所得制限があります。（P.122参照） ○施設入所者は受給できません。
		○所得制限があります。（P.122参照） ○施設入所者は受給できません。 ○病院に3ヵ月を超えて入院している方は受給できません。	
偶 数 月	各区役所 区民生活課 給付係	※特別障がい給付金請求書 ※所定の診断書 ※病歴状況申立書 ※受診状況等証明書 ※特別障がい給付金所得状況届 ○年金手帳 ○本人名義の通帳等 ○印 鑑 ○住民票または戸籍 その他、必要な書類もあります。	○請求のあった月の翌月分から支給されます。 ○受給権者の所得による制限があります。 ○障がい年金を受給している方は対象となりません。
7 ・ 11 ・ 3	各区役所 健康福祉課 障がい福祉係  各出張所 障がい福祉担当係	※所定の支給申請書 ※所定の所得状況届 ○療育手帳 ○身体障がい者手帳 ○申請者の銀行の通帳 ○印 鑑 ○個人番号カード又は通知カード（同一生計人全員分）	○所得制限があります。（P.122参照） ○対象の障がい者が施設等へ入所したときは、受給資格がなくなります。

※印の用紙は窓口へ備え付けてあります。

## (1) 重度障がい者医療費助成（マル障）

重度障がい者の福祉の向上を図るため、医療費の一部を助成します。

### ● 助成対象者

対 象 者	所 得 制 限						
身体障がい者手帳1～3級(総合等級) 療育手帳A 精神障がい者保健福祉手帳1級 ※生活保護受給者を除く	○所得制限があります。(P.122参照) 受給者、配偶者または扶養義務者の前年の所得が対象となります。 ・扶養親族等がない場合の目安						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者</td> <td>3,604,000</td> </tr> <tr> <td>配偶者、扶養義務者</td> <td>6,287,000</td> </tr> </tbody> </table>		所得額(円)	受給者	3,604,000	配偶者、扶養義務者	6,287,000
		所得額(円)					
	受給者	3,604,000					
配偶者、扶養義務者	6,287,000						
※所得制限は扶養親族等の人数や社会保険料の控除額により変わります。詳しくはお問い合わせください。							

65歳以上75歳未満の方で、上記の対象者および身体障がい者手帳4級の一部、精神障がい者保健福祉手帳2級をお持ちの方は、ご本人の選択により後期高齢者医療制度に加入することができます。詳しくは各区区民生活課へお問い合わせください。

### ● 申請方法

- ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳
- ・印鑑
- ・所得証明(市外からの転入者)
- ・個人番号カード又は通知カード

お持ちの手帳により手続きができる申請窓口が異なります。ご注意ください。

○…申請できる窓口 ×…申請できない窓口

お持ちの手帳	各区役所健康福祉課障がい福祉係	各区出張所障がい福祉担当	各区地域保健福祉センター
身体障がい者手帳1級～3級	○	○	×
療育手帳A	○	○	×
精神障がい者保健福祉手帳1級	○	×	○

### ● 利用方法等

医療費助成は申請した月の翌月1日からとなります。

申請日の月末に受給者証を郵送します。

- ・受診時に医療機関、調剤薬局の窓口へ提出するもの

- ・受給者証(青色)
- ・健康保険証

※県外の医療機関で受診した場合、償還払いとなります。

医療機関の領収書をお持ちのうえ各区健康福祉課障がい福祉係でお手続きください。

### ● 受給者証を紛失した場合は、速やかに申請窓口にお届けください。

窓口で必要なもの

- ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳

## ●医療費助成の内容

重度障がい者医療（マル障）は保険適用された自己負担分のうち、受給者から一部を負担していただき、残りを重度障がい者医療（マル障）で助成します。

### 【自己負担額（一部負担金）】

受給者に負担していただく一部負担金	
外来の場合	1 医療機関で月 4 日まで 1 日 530 円（5 日目以降 0 円）
入院の場合	1 日 1,200 円（食費は別負担）
薬局での薬剤	0 円
訪問看護	1 日 250 円
治療用装具	0 円（いったん全額をお支払いいただいた後にお返りする償還払いとなります。） （健康保険と重度障がい者医療の両方に償還払いの手続きが必要です。）

※介護保険制度でご利用のサービス（訪問看護、療養型病床群への入院）は助成対象外です。

※外来の場合、医科と歯科は 1 医療機関でも別扱いとなります。

※入院時の個室代金や病衣代金、予防接種など医療保険対象とならない費用は助成の対象となりません。

### ・入院時食事療養費（生活療養費）の助成

入院時食事療養費減額認定を受けている方は、食事にかかる自己負担額の一部を助成します。詳しくは、国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入の方は、各区役所区民生活課へお問い合わせください。

社会保険に加入の方は、各健康保険組合へお問い合わせください。

## ●医療費助成の割引

重度障がい者医療を利用した場合の医療費の負担割合は次（例）のとおりになります。  
（例）

### ・健康保険組合加入者が外来で病院に受診した場合

健康保険組合の負担	重度障がい者医療で助成	一部負担金 530円 (月 4 日まで)
7 割	3 割	

※医療費の自己負担 3 割のうち、受給者から 530 円を負担していただき、残りを重度障がい者医療が助成します。

## (2) 老人医療費助成制度

65 歳以上 70 歳未満の独居老人が対象（ただし例外として、同居者が、身体障がい者手帳または療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者で、合計所得が 125 万円以下である時対象）詳しくは、各区区民生活課へお問い合わせください。

## (3) ひとり親医療費助成制度

母子(父子)家庭の親子が対象（ただし例外として、父母の一方が重度の障がいの状態にある場合は助成対象）詳しくは、各区健康福祉課児童福祉係へお問い合わせください。



#### (4) 自立支援医療（育成医療・更生医療）の給付

身体障がい者（児）の現在の障がいを、除去または軽減するために、必要な医療の給付を行います。医療保険の自己負担限度額まで原則1割の自己負担がありますが、世帯の所得状況に応じて月額負担上限が設定され、自己負担が軽減される場合があります。

##### ● 給付対象の医療の例

視覚障がい	網膜剥離術，角膜移植術など
聴覚・平衡機能障がい	鼓膜剥離術，外耳道形成術など
音声・言語・そしゃく機能障がい	歯科矯正術，口蓋裂に対する手術など
肢体不自由	人工関節置換術，関節固定術など
中枢神経脳神経関係	脳シャント，脊髄形成術
心臓機能障がい	人工弁置換術，ペースメーカー植込術，電池交換術など
じん臓機能障がい	人工透析，じん臓移植術，CAPD（持続携帯式腹膜透析）
小腸機能障がい	中心静脈栄養法
免疫機能障がい	抗HIV療法，免疫調節療法など
肝臓機能障がい	肝臓移植術，肝臓移植後の抗免疫療法

※指定を受けた医療機関での医療が対象となります。

##### ● 助成対象者

身体障がい者手帳の交付を受けている方

（18歳未満の方は育成医療の対象となり、各区役所健康福祉課健康増進係が窓口となります。）

##### ● 申請方法

- ・身体障がい者手帳
- ・健康保険証（同一保険者全員分）
- ・指定医療機関の意見書
- ・印鑑
- ・課税証明書（市外からの転入者のみ同一保険者全員分）
- ・個人番号カード又は通知カード

各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
各出張所 障がい福祉担当係

※特定疾病療養受療証をお持ちの方は、申請の際にご提出ください。

※身体障がい者本人の年金及び手当の受給状況がわかる書類が必要な場合があります。

##### ● 人工透析を受けている方が旅行等で一時的に他の医療機関で透析を受ける場合

・「自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書（変更）」（本人印必要）

※給付を受けるためには事前に申請手続きが必要です。

※一時受診先は自立支援医療（更生医療）指定医療機関に限ります。

#### (5) 車いす身体障がい者健康診査

在宅で車いすを常用する身体障がい者を対象とした健康診査を行います。

対象者	自己負担	時期	診査内容	受診方法
車いすを常用している18歳以上の在宅の身体障がい者 ※等級や障がいの種類は問いません。	無	10・11月 (予定)	問診・血圧測定・検尿・心電図・血液検査・肝機能検査・じん臓機能検査・レントゲン撮影等	市内の所定の医療機関に、ご自分で予約をしたうえで受診してください。

##### ● 受診を希望される方

市報にいがた  
でお知らせ

電話でコールセンターまたは各  
区役所健康福祉課へ申し込み

受診関係書類を  
郵送します

受診関係書類  
を持って、医  
療機関で受診



## (6) 自立支援医療（精神通院医療）の給付

精神疾患の外来通院にかかる医療費の自己負担を軽減します。

医療保険の自己負担限度額まで原則1割の自己負担がありますが、世帯の所得状況に応じて月額負担上限が設定され、自己負担が軽減される場合があります。

### ● 助成対象者

精神疾患（認知症、てんかんなども含む）で通院している方  
※病態によってはこの制度が適用にならない場合があります。

### ● 申請方法

- ・健康保険証（同一保険者全員分）
- ・所得等調査の同意書
- ・指定医療機関の診断書（精神通院医療）
- ・印鑑
- ・課税証明書（市外からの転入者のみ同一保険者全員分）
- ・個人番号カード又は通知カード



各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
各地域保健福祉センター

※給付を受けるためには事前に申請手続が必要です。

※1ヵ月の自己負担上限額を設定する場合は、上記のほかに必要な書類があります。

※1年ごとに再認定手続が必要ですが、前回の申請時に診断書を提出し症状等に変更がない場合は診断書の提出を省略できます。

## (7) 精神障がい者入院医療費助成

精神科での入院治療に必要な医療費の一部を助成します。

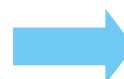
### ● 助成対象者

次の全ての条件に当てはまる方

- ①健康保険に加入されている方
- ②新潟市に1年以上住んでいる方（新潟市の住民基本台帳に1年以上登録されている方）
- ③精神障がい者保健福祉手帳1級（マル障対象外の方）または2級を所持している方
- ④生計維持者の総所得金額が800万円未満の方
- ⑤他の法令（重度障がい者医療費助成（マル障）・生活保護・後期高齢者医療など）で医療費の給付・助成を受けることができない方
- ⑥月の初日から末日まで同一医療機関の精神科病床に入院している方

### ● 申請方法

- ・健康保険証
- ・所得等調査の同意書
- ・助成申請書（医療機関の証明が必要です。）
- ・本人名義の通帳等
- ・印鑑
- ・個人番号カード又は通知カード



各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
各地域保健福祉センター

※助成が決定されると「決定通知書」が交付されます。

### ● 医療費助成の内容

月額1万円を上限に助成します。（助成金の支払いは年3回）

※詳細は、JR、各バス会社へお問い合わせください。

### (1) JR運賃の割引

JR乗車券販売窓口で身体障がい者手帳または療育手帳を提示して購入してください。

対象	乗車券種類	利用形態	距離制限	割引対象	割引率
第1種 または療育手帳A所持者 身体障がい者	普通乗車券	単独で利用する場合	片道100kmを超える場合	本人	50%
		介護者とともに利用する場合	制限なし	本人、介護者	
	定期乗車券	介護者とともに利用する場合	制限なし	本人、介護者 (小児定期乗車券は割引されません。介護者は通勤定期乗車券に限ります。)	
	普通回数乗車券 普通急行券	介護者とともに利用する場合	制限なし	本人、介護者	
第2種 または療育手帳B所持者 身体障がい者	普通乗車券	—	片道100kmを超える場合	本人	50%
	定期乗車券	小児運賃が適用される小学生が介護者とともに利用する場合	制限なし	介護者 (小児定期乗車券は割引されません。介護者は通勤定期乗車券に限ります。)	

(注) 割引となる介護者は障がい者1人につき1人に限ります。

100kmのめやす  
(新潟駅から)

上越線	小出駅96.7km 浦佐駅105km
羽越本線	あつみ温泉駅111.1km
信越本線	柏崎駅100km 鯨波駅103.7km
磐越西線	喜多方駅109.6km

### (2) バス料金の割引

新潟県内のバス運賃が割引されます。(ただし、バス事業者によっては高速バス等も割引になる場合があります。)乗降車の際、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を提示してください。

区分	割引率			
	路線バス		新潟市区バス(注4)	
	普通乗車券	定期券	普通乗車券	定期券(注6)
身体障がい者手帳第1種、第2種の1～3級、または療育手帳A	本人50% 介護者50%	本人30%(注1) 介護者30%	本人50% 介護者50% (注6)	本人30% 介護者30%
精神障がい者 保健福祉手帳1級	本人50%	本人30% (注1)		
身体障がい者手帳第2種の4～6級、または療育手帳B	本人50% (注2)	本人30% (注3)	本人50% (注7)	本人30%
精神障がい者 保健福祉手帳2・3級	本人50%	本人30% (注1)		

注1：小児定期乗車券は割り引きされません。

注2：本人が小児運賃が適用される小学生の場合は介護者も割り引きされます。

注3：小児定期乗車券は割り引きされません。本人が小児運賃が適用される小学生の場合は介護者は30%割り引きされます。

注4：路線バスの精神障がい者保健福祉手帳による割り引きは、顔写真が貼付されていない手帳では受けることができません。

注5：新潟交通が発行している「おでかけ定期券」は割引対象外です。

注6：おらっのバス(住民バス)は介護者割引、定期券割引対象外です。

注7：東区バスは本人様1名につき介護者1名まで普通乗車券が50%割り引きされます。

### (3) 有料道路通行料金の割引制度

あらかじめ登録手続きを行っていただくことにより、料金の割引を受けることができます。

	障がい者本人が運転される場合	障がい者以外の方が運転される場合
割引対象者 (手帳所持者)	身体障がい者	重度の身体障がい者 (第1種) 重度の知的障がい者 (療育手帳A)
割引の対象となる自動車	本人または本人の親族等の所有する乗用自動車, 貨物自動車等	本人または本人の親族等もしくは本人を継続して日常的に介護している方が所有する乗用自動車, 貨物自動車等 ※本人の移動のために介護者が運転する場合
割引率	約50%	
利用方法	必ず手帳は携行し、ETCゲートを通過または通行券及び所定の料金を料金所でお渡しください。(ETCをご利用の場合は、ETCレーンを通過していただくだけで割引が受けられます。事前に障がい者割引の登録をしたETCカードを使用する必要があります。)登録された自動車以外で利用された場合、割引の対象となりません。	

※手帳に車両番号、割引有効期限等を記載します。割引有効期限満了の前に更新申請が必要です。(割引有効期限満了の2ヵ月前から申請できます。)

※割引の対象車は1人につき1台で、営業用自動車を除きます。

#### ●申請方法

- ・身体障がい者手帳、療育手帳
  - ・自動車検査証(バイクの場合250cc以下は納税通知書)
  - ・運転免許証(本人運転のみ)
- [ETC利用の場合は、以下のものも必要]
- ・障がい者本人名義のETCカード(20歳未満は親権者名義でも可能)
  - ・ETC車載器セットアップ申込書・証明書

各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
各出張所 障がい福祉担当係

### (4) 航空料金の割引

各航空会社によって、割引額は異なりますので確認してください。

航空券販売窓口で身体障がい者手帳または療育手帳を提示し、購入してください。

●第1種身体障がい者または療育手帳A所持者は、本人と介護者ともに割引です。

●第2種身体障がい者または療育手帳B所持者は、本人のみの割引です。

※ただし12歳未満の方は割引の対象になりません。

### (5) 船運賃の割引

乗船券販売窓口にて身体障がい者手帳、または療育手帳を提示して購入してください。

[佐渡汽船の運賃割引]佐渡汽船では精神障がい者保健福祉手帳所持者も割引対象となります。

対象者	利用形態	割引率	乗船券種類
第1種身体障がい者 または療育手帳A所持者	介護者とともに利用	50% (本人・介護者)	カーフェリー全等級, ジェットfoil, 高速船
	単独で利用する	50% (本人)	カーフェリー2等級, ジェットfoil, 高速船
第2種身体障がい者 または療育手帳B所持者	単独で利用する	50% (本人)	カーフェリー2等級, ジェットfoil, 高速船
精神障がい者 保健福祉手帳所持者	単独で利用する	50% (本人)	カーフェリー2等級, ジェットfoil, 高速船

※カーフェリーには高速カーフェリーも含まれます。

※燃料油価格変動調整金は除く。

※佐渡汽船では車両の運転者は割引対象外となります。

※上記以外の乗船券等級につきましては、乗船券販売窓口までお問い合わせください。

## (6) タクシー運賃料金1割引

タクシーに乗車の際、身体障がい者手帳または療育手帳を提示してください。

## (7) 福祉タクシー利用助成

身体障がい者や重度知的障がい者が、社会活動等に参加するためのタクシー等の料金の一部を助成します。なお、116頁～118頁の契約事業者一覧の業者で利用可能です。

福祉タクシー利用助成券	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者手帳1, 2級(個別等級) および身体障がい者手帳3級(個別等級)の一部(下肢・体幹・脳原性運動(移動)・内部障がい)</li> <li>療育手帳「A」</li> </ul>
助成額	1回の乗車で、1割引後の料金が <ul style="list-style-type: none"> <li>500円以上1,000円未満⇒助成券1枚(500円)</li> <li>1,000円以上⇒助成券2枚(1,000円まで) ※支払額が500円を下回る場合は使用できません。</li> </ul>
利用できる枚数	年間(毎年4月～翌年3月末日)52枚 ※10月～翌年3月までの交付申請の場合は26枚
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身障がい者自動車燃料費助成を受けている場合、この制度を受給できません。</li> <li>助成を受けるには、<b>毎年度申請が必要</b>です。</li> </ul>

### ● 申請方法

- 身体障がい者手帳, 療育手帳
- 印鑑



各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
 各出張所 障がい福祉担当係

## (8) リフト付タクシー利用券助成

身体障がい者で車いす等使用者が、社会活動等に参加するため、福祉タクシーのうち、大型(中型含む)リフト付タクシーを利用する場合に、料金の一部を助成します。

なお、119頁～121頁の契約業者が所有する大型(中型含む)自動車に乗車したときに利用できます。

リフト付タクシー利用券	
対象者	身体障がい者手帳所持者で車いす等使用者
助成額	リフト付タクシー料金(大型等料金)と小型料金との差額
利用できる枚数	1回の乗車につき1枚利用可能。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身障がい者自動車燃料費助成と併給できます。</li> <li>福祉タクシー利用助成券及び人工透析通院費タクシー助成券の併用が可能です。</li> </ul>

### ● 申請方法

- 身体障がい者手帳
- 印鑑



各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
 各出張所 障がい福祉担当係



## (9) 心身障がい者自動車燃料費助成

身体障がい者や重度知的障がい者が、社会活動等に参加するための自動車燃料費(バイクを含む)の一部を助成します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者手帳 1, 2 級</li> <li>・身体障がい者手帳 3 級(個別等級)の一部(下肢・体幹・脳原性運動(移動)・内部障がい)</li> <li>・療育手帳「A」</li> </ul> <p>※上記対象者と生計を同一とする方が、当該世帯の所有する自動車を障がい者の移動のために使用する場合も対象となります。</p>
助成額	年間上限 26,000円まで(ただし、10月以降の助成申請の場合は13,000円まで)
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の場合は、この制度を受給できません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉タクシー利用助成券の交付をすでに受けているとき</li> <li>○使用する自動車が対象外となったとき</li> <li>○助成の申請(助成申請)をしていなかったとき</li> <li>○対象者が亡くなる前に助成の申請(助成申請)をしていなかったとき</li> </ul> </li> <li>・助成対象期間は、申請日から翌年の3月末日までです。(年度開始前に申請した場合は4月1日から翌年の3月末日までです。)</li> <li>・請求は随時受け付けますが、翌年度の4月30日(休日の場合はその後の平日)までに請求がない場合は助成できませんので、ご注意ください。</li> <li>・助成を受けるには、<b>毎年度申請が必要</b>です。</li> <li>・申請時に登録した車両に係る燃料費以外は助成対象外(車両入れ替した旨の変更申請があった場合を除く)</li> </ul>

### ア 申請方法(助成申請)

- ・身体障がい者手帳, 療育手帳
  - ・印鑑
  - ・自動車検査証
- ※バイクの場合250cc以下は納税通知書

各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
各出張所 障がい福祉担当係

### イ 請求方法(助成の請求)

※次年度の事前申請を行う場合は、上記アの書類をお持ちください

※「助成の請求」をするための「助成申請」をしていないと、助成の請求ができません。年度内に必ず「助成申請」をしてから、「助成の請求」をするようご注意ください。

- ・身体障がい者手帳, 療育手帳
- ・申請時にお渡しした請求書
- ・申請日以降に給油した領収書  
(年度開始前に申請した場合は、4月1日以降に給油した領収書)
- ・印鑑
- ・障がい者本人名義の銀行口座番号の分かるもの  
(対象者が障がい児もしくは知的障がい者の場合、保護者名義も可)

各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
各出張所 障がい福祉担当係



## (10) 人工透析通院交通費助成

じん臓機能障がいの手帳所持者が、人工透析療法を受けるために通院する交通費の一部を助成します。

対象者	次の要件を全て満たす方。ただし、生活保護等の受給者は除く。 ①じん臓機能障がいの身体障がい者手帳所持者 ②自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者証の所持者 ※人工透析療法を受けていて自立支援医療未受給の方はご相談ください。 ③人工透析を受けるために、医療機関へ通院している方		
助成内容	下記のいずれかを選択		
	タクシー	バス	自家用車（燃料費）
助成額	通院費タクシー助成券(500円)を26枚交付	年額13,000円を上限とする。	
利用できる枚数	年間（毎年4月～翌年3月末日）26枚		
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>助成対象期間は、申請日から翌年の3月末日までです。（年度開始前に申請した場合は、よく年度の4月1日から3月末日までです。）</li> <li>請求は随時受け付けますが、翌年度の4月30日までに請求がない場合は助成できません。（4月30日が休日の場合は、その後の平日が請求の最終日となります。）</li> <li>助成を受けるには、毎年度申請が必要です。</li> </ul> ※上記対象者と生計を同一とする方が、当該世帯の所有する自動車を障がいの者の移動のために利用する場合も対象となります。		

### ア 申請方法（助成申請）

- ・身体障がい者手帳 ・印鑑
- ・自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者証
- ・自動車検査証（燃料費の場合）
- ※バイクの場合250cc以下は納税通知書

各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
各出張所 障がい福祉担当係

### イ 請求方法（助成の請求） ※バスまたは燃料費を選択した場合に必要 (次年度の事前申請を行う場合は、上記アの書類をお持ちください)

- ・身体障がい者手帳
- ・申請時にお渡しした請求書 ・印鑑
- ・申請日以降に給油した領収書もしくはICカード乗車券「りゅうと」に入金した領収書（年度開始前に申請した場合は4月1日以降に給油・購入・入金した領収書）
- ・障がい者本人名義の銀行口座番号の分かるもの（対象者が18歳未満の場合は、保護者名義も可）

各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
各出張所 障がい福祉担当係

## (11) 通所施設等通所費助成

障がい者通所施設等へ通所している障がい者（児）に対して交通費の一部を助成します。詳しくは施設へお問い合わせください。



## (1) 自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免（全額免除・1人1台に限ります）

①減免を受けるためには…申請期間内に各申請窓口で手続きが必要です。

	申請期間	申請窓口	所管区域
自動車税	4月1日から納期限まで	新潟地域振興局県税部 電話 025-231-8124 新潟市中央区川岸町3-18-1	新潟市 (秋葉区を除く)
		新潟地域振興局県税部新津収税課 電話 0250-24-7126 新潟市秋葉区新津4524-1	秋葉区
自動車取得税	登録時	(財)新潟県自動車標板協会 電話 025-284-7722 新潟市中央区東出来島14-28 ※軽自動車は紫竹営業所 東区紫竹卸新町1927-16 電話 025-275-5703	新潟ナンバー
軽自動車税	納期限まで (納税通知書が発付されたもの)	市税事務所市民税課及び各税務センター	

以下の方が減免を受けようとする場合に同一生計証明書が必要となります。

- ・本人運転で、所有者が同一生計者、使用者が身体障がい者のとき
- ・家族運転のとき→「②減免の対象、イ 家族運転の場合」を参照してください。

これらの場合以外は同一生計証明書がなくても手続きが可能です。

同一生計証明書が必要な場合は区役所・出張所で発行します。

### ●同一生計証明書の発行に必要な書類

- ・身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者手帳
- ・運転する方の運転免許証・印鑑
- ・自動車検査証（自動車取得税を除く）  
※写し不可。新車購入の場合は検査証不要
- ・通学・通院等の証明書
- ※利用日数等が明確に記載されている新年度の証明日のもの
- ・住民票上世帯が同一でない場合は、同一生計として確認ができる書類が必要（公共料金等の支払いが確認できるもの）  
※4月1日以前に手帳の交付申請をした方で4月1日以降に手帳の交付を受けた人は診断書の写しを県税部へ提出必要(軽自動車税除く)

### 同一生計証明書の申請先

各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
各出張所 障がい福祉担当係

②減免の対象…4月1日現在または新車登録時に下記の条件を満たしていることが必要です。

### ア 本人運転の場合（納税義務者は身体障がい者本人であること）

(身体障がい者本人が運転する場合)

制度の概要	身体障がい者本人が所有する自動車で、自ら運転するもの。	障害等級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
利用目的	制限はありません。						
自動車の名義人に係る要件 (車検証上の氏名)	①所有者・使用者とも身体障がい者本人						
	②所有者がディーラー等で使用者が身体障がい者本人						
	③所有者が同一生計者で使用者が身体障がい者本人						
申請に必要なもの	身体障がい者手帳						
	運転免許証						
	自動車検査証(自動車取得税を除く)						
	同一生計証明書(上記③の場合のみ。ただし軽自動車は不要)						
	納税通知書(軽自動車税のみ必要)						
	個人番号カード又は通知カード(軽除く)又は個人番号の記載された住民票						
	視覚障がい	○	○	○	△4級の1項まで		
	聴覚障がい		○	○			
	平衡機能障がい			○			
	音声機能、言語機能 またはそしゃく機能の障がい				△喉頭摘出に限る		
	上肢不自由	○	△2級の2項まで				
	下肢不自由	○	○	○	○	○	○
	体幹不自由	○	○	○		○	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	○	○	○	○	○	○	
上肢機能	○	△第一種(両上肢)は減免対象 (第二種(一上肢)は対象外)					
移動機能	○	○	○	○	○	○	
心臓機能障がい	○		○				
じん臓機能障がい	○		○				
呼吸機能障がい	○		○				
ぼうこうまたは直腸の機能障がい	○		○				
小腸の機能障がい	○		○				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	○	○	○				
肝臓機能障がい	○	○	○				

\*障がい等級は個別等級によります。

\*下肢不自由7級が2以上ある場合は6級となります。

## イ 家族運転の場合

<b>制度の概要</b>	身体障がい者等が所有する自動車で、身体障がい者等の利用に供するため、同一生計者が運転するもの。
<b>利用目的</b>	身体障がい者等の通学、通院、通所、生業のために6ヵ月以上継続して週1日以上または月4日以上使用するもの。
<b>自動車の名義人に係る要件</b> (車検証上の氏名)	<p>・<b>身体障がい者(18歳以上)の場合</b></p> <p>①所有者・使用者とも身体障がい者本人 ②所有者がディーラー等で使用者が身体障がい者本人 ③所有者が身体障がい者本人で使用者が同一生計者 ④所有者が同一生計者で使用者が身体障がい者本人</p> <p>・<b>身体障がい児(18歳未満)の場合</b></p> <p>・<b>知的障がい児者、精神障がい者の場合…上記①～④又は次の⑤、⑥のいずれかであること。</b></p> <p>⑤所有者・使用者とも同一生計者 ⑥所有者がディーラー等で使用者が同一生計者</p>
<b>申請に必要なもの</b>	<p>お持ちの手帳(身体・療育・精神)運転する方の運転免許証 自動車検査証(自動車取得税を除く) 同一生計証明書 通学、通院等の証明書 納税通知書(軽自動車税のみ) 個人番号カード又は通知カード(軽除く) 又は個人番号の記載された住民票</p>

(身体障がい者等の家族または介護者が運転する場合)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	○	○	○	△4級の1項まで		
聴覚障がい		○	○			
平衡機能障がい			○			
音声機能、言語機能 またはそしゃく機能の障がい				△喉頭摘出に限る (軽自動車税を除く)		
上肢不自由	○	△2級の2項まで				
下肢不自由	○	○	△3級の1項まで			
体幹不自由	○	○	○			
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい	上肢機能	○	△第一種(両上肢)は減免対象 (第二種(一上肢)は対象外)			
	移動機能	○	○	△第一種(両下肢)は減免対象 (第二種(一下肢)は対象外)		
心臓機能障がい	○		○			
じん臓機能障がい	○		○			
呼吸機能障がい	○		○			
ぼうこうまたは直腸の機能障がい	○		○			
小腸の機能障がい	○		○			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	○	○	○			
肝臓機能障がい	○	○	○			
療育手帳				[A]		
精神障がい者手帳	○					

\*障がい等級は個別等級によります。

個別等級とは、障がい別の個別の等級であり総合等級(手帳の写真下の等級)とは異なる場合があります。

## ウ 介護者運転の場合

障がい者もしくは障がい者と戦傷病者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する方が運転する場合、通院、通学等の目的で専ら障がい者のために利用する車に限られます。

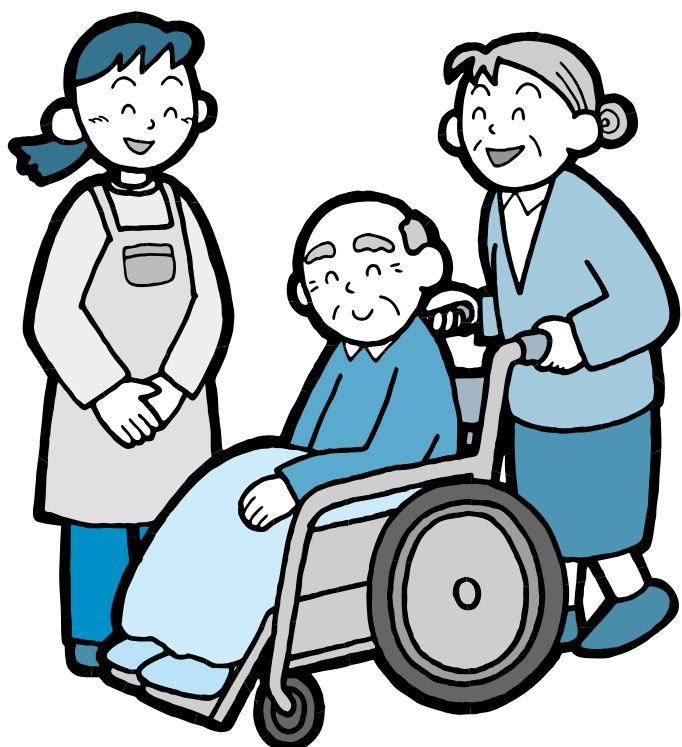
また週3日以上利用し、その状態が1年以上継続することが必要です。(他にも必要な書類がありますので24頁(1)の申請窓口へお問い合わせください。)

## (2) 所得税・住民税の控除

種類	内容	金額	窓口	備考
所得税	特別障がい者控除 (本人または配偶者, 扶養親族が障がい者の場合) ・身体障がい者手帳 1, 2 級 ・療育手帳「A」 ・精神障がい者保健福祉手帳 1 級	平成27年分 40万円	税務署	身体障がい者手帳, 療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳が必要です。
	障がい者控除 (上記に同じ) ・身体障がい者手帳 3~6 級 ・療育手帳「B」 ・精神障がい者保健福祉手帳 2, 3 級	平成27年分 27万円		同居特別障がい者の場合は, さらに同居加算がつきます。 平成27年分35万円
住民税	特別障がい者控除 (上記と同じです) 障がい者控除 (上記と同じです)	平成28年度 (27年分)30万円 平成28年度 (27年分)26万円	市税事務所市民税課 及び各税務センター	同居特別障がい者の場合は, さらに同居加算がつきます。 平成28年度(27年分)23万円

## (3) 国民健康保険料・NHK受信料の減免

種類	内容	金額	窓口	備考
国民健康保険料	身体障がい者手帳, 療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている国民健康保険加入者がいる世帯は, 保険料が減免される場合があります。 (市以外の国保加入の方は保険者にご確認ください)		各区役所 区民生活課	身体障がい者手帳, 療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳が必要です。 所得による制限があります。
NHK受信料 (申請後, 条件に該当しなくなった場合減免の対象外となります。)	世帯主かつ受信契約者が下記いずれかに該当する手帳を持っていること。 〔身体障がい者手帳〕 ・視覚障がい・聴覚障がい ・上記以外の障がい 1~2 級 〔療育手帳A〕 〔精神障がい者保健福祉手帳 1 級〕	半額	〔身体障がい者手帳・療育手帳をお持ちの方〕 各区役所健康福祉課 各出張所障がい福祉担当	身体障がい者手帳, 療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳, 印鑑(受信契約者のもの)をお持ちください。 ※世帯分離している場合, 分離世帯も非課税であること。
	世帯構成員全員が市民税非課税で, かつ下記のいずれかの手帳をお持ちの方が世帯の構成員であること。 〔身体障がい者手帳〕 〔療育手帳〕 〔精神障がい者保健福祉手帳〕	全額		





#### (4) 各種施設利用の割引

利用券販売窓口で、身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を提示してください。

ア 障がい者本人の施設利用料が無料となる施設	イ 障がい者本人の施設利用料が割引となる施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>●新潟市美術館 ☎025-223-1622</li> <li>●新津美術館 ☎0250-25-1300 ※催し物により有料の場合もありますので、詳しくは美術館にお問い合わせください。</li> <li>●みなとぴあ（新潟市歴史博物館） ☎025-225-6111</li> <li>●會津八一記念館 ☎025-282-7612</li> <li>●新津鉄道資料館 ☎0250-24-5700</li> <li>●しろね大凧と歴史の館 ☎025-372-0314</li> <li>●旧笹川邸住宅 ☎025-372-3006</li> <li>●曾我・平澤記念館 ☎025-373-6600</li> <li>●水の駅「ビュー福島潟」 ☎025-387-1491</li> <li>●こすど温泉健康センター花の湯館（入館料） ☎0250-38-5800</li> <li>●岩室健康増進センター「よりのなれ」（入館料） ☎0256-82-5870</li> <li>●潟東ゆう学館福祉棟（大広間・浴室） ☎0256-86-2311</li> <li>●スポーツ施設 （鳥屋野総合体育館・黒埼地区総合体育館・亀田総合体育館・西総合スポーツセンター・東総合スポーツセンター・北地区スポーツセンター・白根カルチャーセンター・下山スポーツセンター・西海岸公園市営プール・山の下海浜公園プール・遊水館・白根総合屋内プールなど）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マリンピア日本海（新潟市水族館） ☎025-222-7500 高校生以上 1,500円 → 500円 小・中学生 600円 → 200円 未就学児（4歳以上） 200円 → 66円</li> <li>●石宮公園地下自転車駐輪場（定期利用のみ） ☎025-249-1480 一般 月 2,000円 → 月1,000円 学生 月 1,000円 → 月 500円</li> <li>●アクアパークにいがた ☎025-264-6400 大人（中学生以上） 500円 → 250円 小人（3歳以上） 250円 → 120円 ※第1種身体障がい者手帳所持者、療育手帳A所持者の介助者は、障がい者1人につき介助者2人まで無料</li> <li>●じよんのび館（入館料） ☎0256-72-4126 大人（中学生以上） 850円 → 500円 小人（4歳以上） 500円 → 350円</li> <li>●新潟アサヒアレックスアイスアリーナ ☎025-288-1234 1回券（貸靴あり） 一般 1,500円 → 500円 小・中学生 高校生 1,000円 → 500円 高齢者（65歳以上）</li> </ul>

第1種身体障がい者手帳所持者、療育手帳A所持者または精神障がい者保健福祉手帳1級所持者の介助者は、上記ア・イの施設（石宮公園地下自転車駐輪場・アクアパークにいがた・新潟アサヒアレックスアイスアリーナは除く）で、障がい者1人につき介助者1人が無料になります。なお、施設により介助者の取り扱いが異なりますので、詳しくは施設にお問い合わせください。

#### (5) 携帯電話の基本使用料などの割引

携帯電話会社によっては、基本使用料や各種サービス使用料が割引になる場合があります。詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせください。

## (1) 補装具費の支給 介

日常生活や社会生活の向上を図るため、利用者の申請に基づき、障がいを補うための用具(補装具)の購入及び修理が必要と認められた場合は、その費用(補装具費)を支給します。購入・修理の前に申請してください。

- ・印鑑 ・個人番号カード又は通知カード
- ・指定医師の意見書(一部省略可)
- ・調査書(一部省略可)
- ・業者の見積書(市長宛)
- ・身体障がい者手帳(難病患者は不要)
- ・特定医療費(指定難病)受給者証または診断書(ただし、難病患者のみ※113ページ参照)



- ・各区役所 健康福祉課障がい福祉係
- ・各出張所 障がい福祉担当係
- ・各地域保健福祉センター

障 が い	補 装 具
視 覚 障 が い	・視覚障がい者用安全つえ ・義眼 ・眼鏡
聴 覚 障 が い	・補聴器
肢 体 不 自 由	・義肢 ・装具 ・座位保持装置 ・車いす ・電動車いす ・歩行器 ・歩行補助つえ(T字状・棒状のつえを除く) ※障がい児のみ ・座位保持いす ・起立保持具 ・頭部保持具 ・排便補助具
重度の肢体不自由かつ 音声・言語機能障がい	・重度障がい者用意思伝達装置

◆介護保険が適用される方は、上記の一覧表のうちマークの記載された補装具については、介護保険の福祉用具をご利用いただくことになります。

なお、介護保険の福祉用具では個別の身体状況に対応できない場合、障がい福祉の補装具として対応できる場合がありますので、介護保険のケアマネージャーにご相談ください。

◆難病等で補装具を必要とする方へも支給されることになりました。詳しくはP.1各区健康福祉課へお問い合わせください。

### ●利用者負担

原則、補装具価格(基準額)の1割が利用者負担となりますが、世帯の所得状況に応じて月額負担上限額が設定されます。(ただし、基準額を超える額は利用者負担となります。)

なお、世帯に市民税所得割額が46万円以上の方がいる時は、支給対象外となります。

所得区分	月額負担上限額
生活保護	0円
非課税世帯	0円
課税世帯	37,200円

○非課税世帯…市民税非課税世帯

○課税世帯…市民税課税世帯

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯で、①障がい者が18歳以上の場合は「本人とその配偶者」②障がい者が18歳未満の場合は、「その世帯員全員」

新潟市では、平成28年度末まで課税世帯の自己負担額の2割を軽減します。

### ●補装具費の代理受領制度について

補装具費の支給方法は、原則として利用者が費用の全額を事業者に支払った後、利用者負担額を差し引いた額を市に請求する償還払いです。しかし、この方法では一時的にせよ費用全額の支払いが必要となり、利用者の負担が大きいため、事業者による補装具費の代理受領制度を実施します。

代理受領制度により、利用者は事業者利用者負担額のみを支払い、利用者に代わって残りの費用を事業者が市に対して請求・受領するものです。利用者から事業者への代理受領に係る委任状が必要となります。

### ●ITサポート事業について

補装具(情報技術機器)の選択や機器の操作方法などの相談を受付しています。詳しくは、p99を参照してください。

## (2) 重度障がい者（児）日常生活用具の給付 介

在宅の重度障がい者（児）が日常生活を容易にするため、障がいの内容や家庭の状況等により日常生活用具を給付します。購入の前に申請してください。

ただし、点字器、人工喉頭、頭部保護帽、尿管器、T字状・棒状のつえ、情報・通信支援用具、ストーマ装具は、対象者が施設等に入院・入所している場合でも給付を受けることができます。

### ●申請方法

- ・印鑑 ・個人番号カード又は通知カード
- ・業者の見積書（市長宛）
- ・身体障がい者手帳、療育手帳
- ・特定医療費（指定難病）受給者証または診断書（ただし、難病患者のみ ※113ページ参照）
- ※頭部保護帽、紙おむつの申請は医師の意見書、パルスオキシメーターの申請は医師の診断書が必要となります。



- ・各区役所 健康福祉課障がい福祉係
- ・各出張所 障がい福祉担当係
- ・各地域保健福祉センター

◆介護保険が適用される方は、用具の一覧表のうち介マークの記載された用具については、介護保険の福祉用具をご利用いただくことになります。

※介護保険の福祉用具の対象となっていない品目については、介護保険が適用される方でも申請できます。

### ●利用者負担

原則、用具の基準額内で価格の1割が利用者負担額となりますが、世帯の所得状況に応じて月額負担上限額が設定されます。（ただし、基準額を超える額は利用者負担となります。）

なお、世帯に市民税所得割額が46万円以上の方がいる時は、給付対象外となります。

所得区分	月額負担上限額
生活保護	0円
非課税世帯	0円
課税世帯	37,200円

○非課税世帯…市民税非課税世帯

○課税世帯…市民税課税世帯

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯で、①障がい者が18歳以上の場合は「本人とその配偶者」②障がい者が18歳未満の場合は、「その世帯員全員」

新潟市では、平成28年度末まで課税世帯の自己負担額の2割を軽減します。

## <身体障がい者・児・難病>

◆対象者の等級は個別等級となります◆

障がい	者・児の別	難病	種類	基準額(円)	耐用年数	対象者
視 覚 障 が い	○	○	視覚障がい者用ポータブルレコーダー（録音再生機・再生専用機）	録音 85,000 再生 35,000	6年	視覚障がい2級以上の方
	○		視覚障がい者用時計（触読式・音声式）	触読式 10,300 音声式 13,300	10年	視覚障がい2級以上の方
	○	○	点字タイプライター	63,100	5年	視覚障がい2級以上の方（本人が就労もしくは就学しているかまたは就労が見込まれる方に限る）
	○		電磁調理器	41,000	6年	視覚障がい2級以上の方（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	○	○	視覚障がい者用体温計（音声式）	9,000	5年	視覚障がい2級以上の方（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 学齢児以上の方
	○		視覚障がい者用体重計	18,000	5年	視覚障がい2級以上の方（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	○	○	視覚障がい者用拡大読書器	198,000	8年	視覚障がい児者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる方 全盲であっても、音声読み上げ機能のある場合は支給可
	○	○	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	10年	視覚障がい2級以上の方
	○	○	視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	99,800	6年	視覚障がい2級以上の方
	○	○	点字器	1,699～10,712	7年	視覚障がい児者
	○	○	点字図書	—	—	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい児者
	○		視覚障がい者用血圧計（音声式）	15,000	5年	視覚障がい2級以上の方（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	○	○	ICタグレコーダー	59,800	6年	視覚障がい2級以上の方
	○		点字ディスプレイ	383,500	6年	視覚障がい2級以上の方（18歳未満は対象外）
○	○	視覚障がい者用地上デジタル放送対応ラジオ	29,000	5年	視覚障がい2級以上の方	

〈身体障がい者・児・難病〉

◆対象者の等級は個別等級となります◆

障がい者	児	別	難病	種類	基準額(円)	耐用年数	対象者
聴覚障がい	○			聴覚障がい者用屋内信号装置 (サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む)	87,400	10年	聴覚障がい2級で、聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯の方
	○	○		聴覚障がい者用通信装置 (ファックス等)	33,000	5年	聴覚障がい児者または発声・発語に著しい障がい有する方であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方 学齢児以上の方
	○	○		聴覚障がい者用情報受信装置 (アイドラゴン)	88,900	6年	聴覚障がい児者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる方 ※本装置について字幕及び手話通訳付の聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ災害時の聴覚障がい者向けの緊急信号を受信するもの
音声言語	○	○		人工喉頭	5,150～72,203	笛式4年 電動式5年	音声機能もしくは言語機能障がい児者
	○	○		人工喉頭 (埋込型用人工鼻)	23,760	—	音声機能もしくは言語機能障がい児者で、常時埋込型の人工喉頭を使用している方
肢体不自由	○	○	○	特殊便器(洗浄便座等) ※住宅改修(工事)を伴わないもの	151,200	8年	上肢障がい2級以上の方
	○	○	○	介便器 ※住宅改修(工事)を伴わないもの	4,450 (5,400)	8年	下肢または体幹機能障がい2級以上の方
	○	○	○	介特殊マット (エアーマット含む)	19,600	5年	下肢または体幹機能障がい1級の方(常時介護を要する方に限る) 児童は、2級も可
	○	○	○	介特殊寝台	154,000	8年	下肢または体幹機能障がい2級以上の方
	○	○	○	介特殊尿器	67,000	5年	下肢または体幹機能障がい1級の方(常時介護を要する方に限る)
	○	○	○	介入浴担架	82,400	5年	下肢または体幹機能障がい2級以上の方(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する方に限る)
	○	○	○	介体位変換器	15,000	5年	下肢または体幹機能障がい2級以上の方(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する方に限る)
	○	○	○	介入浴補助用具 ※住宅改修(工事)を伴わないもの	90,000	8年	下肢または体幹機能障がい児者であって、入浴に介助を必要とする方
	○	○	○	訓練用ベッド	159,200	8年	下肢または体幹機能障がい2級以上の障がい児
	○	○	○	訓練いす	33,100	5年	下肢または体幹機能障がい2級以上の障がい児
	○	○	○	介移動用リフト ※住宅改修(工事)を伴わないもの	159,000	4年	下肢または体幹機能障がい2級以上の方
	○	○	○	介移動・移乗支援用具 ※住宅改修(工事)を伴わないもの (手すり、スロープ等)	60,000	8年	平衡機能または下肢もしくは体幹機能に障がい有し、家庭内の移動等において介助を必要とする方
	○	○	○	介居宅生活動作補助用具 ※小規模な住宅改修を伴うもの ※給付は1回限りです	200,000	—	下肢または体幹機能障がい3級以上の方(特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい2級以上の方)
	○	○	○	頭部保護帽	12,524～37,852	3年	肢体不自由児者で医師に必要と認められる方
	○	○	○	収尿器	11,742～17,510	1年	肢体不自由児者
	○	○	○	T字状・棒状のつえ (加算あり)	2,266～3,090	3年	肢体不自由児者
その他	○	○	○	情報・通信支援用具 (障がい者向けにパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト等)	100,000	5年	視覚または上肢機能障がい2級以上で、パーソナルコンピュータの使用により社会参加が見込まれる障がい児者であって、周辺機器等を使用しなければ当該パソコンの操作が困難な方
	○	○	○	ネブライザー (吸入器)	36,000	5年	呼吸器機能障がい3級以上または同程度の身体障がい児者であって、必要と認められる方



## 〈身体障がい者・児・難病〉

◆対象者の等級は個別等級となります◆

障がい	者・児の別 者 児	難病	種 類	基準額(円)	耐用年数	対 象 者	
そ の 他	○	○	○	電気式たん吸引器	56,400	5年	呼吸器機能障がい3級以上または同程度の身体障がい児者であって、必要と認められる方
	○	○		透析液加温器	51,500	5年	じん臓機能障がい3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う方
	○			酸素ボンベ運搬車	17,000	10年	医療保険における在宅酸素療法を行う呼吸器機能障がい者
	○	○		携帯用会話補助装置	98,800	5年	音声機能もしくは言語機能障がい児者または肢体不自由児者であって、発声・言語に著しい障がいを有する方
	○	○		ストーマ装具	8,858～ 11,639	—	ぼうこうまたは直腸機能障がい児者
	○	○		火災警報機	15,500	8年	障がい等級2級以上の方で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方
	○	○	○	自動消火器	28,700	8年	障がい等級2級以上の方で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方
	○	○	○	パルスオキシメーター <small>（動脈血酸素飽和度測定器）</small>	42,410	5年	呼吸器機能障がい3級以上で、在宅酸素療法を必要とする方、または人工呼吸器を装着している方。

- (注) 1. 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢または体幹機能障がいに準じて取扱います。  
 2. 既に給付を受けている用具を再申請するときは、使用期間により給付対象外となることがあります。  
 3. ぼうこうまたは直腸機能障がいの方のうち身体の状態によりストーマ装具では対応できない方、また肢体不自由の方のうち脳性まひ等脳原性運動機能障がいの方は、紙おむつを日常生活用具としてご利用いただける場合がありますので、ご相談ください。

## 〈知的障がい者・児〉

障がい	者・児の別 者 児	種 類	基準額(円)	耐用年数	対 象 者	
知 的 障 が い	○	○	特 殊 マ ッ ト	19,600	5年	療育手帳Aの方
	○	○	特 殊 便 器	151,200	8年	療育手帳Aの方
	○	○	頭 部 保 護 帽	12,160	3年	療育手帳Aの方 てんかん発作等により頻繁に転倒する方
	○	○	火 災 警 報 機	15,500	8年	療育手帳Aの方 火災発生の感知及び避難が著しく困難な方 （当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯）
	○	○	自 動 消 火 器	28,700	8年	療育手帳Aの方 火災発生の感知及び避難が著しく困難な方 （当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯）
	○		電 磁 調 理 器	41,000	6年	療育手帳Aの方 18歳以上の方

## 〈難聴児〉

障がい	者・児の別 者 児	種 類	基準額(円)	耐用年数	対 象 者
難聴児		○ 補 聴 器	55,439 （1個あたり・イヤ モールドも購入した 場合）	5年	18歳未満の児童 両耳の聴力がそれぞれ30dB以上 ※身体障がい者手帳の交付対象とならない方が対象となります。 ※医師が必要と認めた場合には上記の聴力に満たなくても対象となる場合があります。

### (3) 緊急告知FMラジオ購入補助事業

電源がオフの状態でも緊急信号を受信すると自動的に起動して最大音量で緊急情報をお伝えする「緊急告知FMラジオ」の購入費を一部補助します。詳しくは危機管理防災局危機対策課へお問い合わせください。

対象者：視覚障がい者2級以上の方又は75歳以上の高齢者のみの世帯

補助額：6,000円 取扱店：新潟市内コメリ全店舗

申請方法：申請書は区役所総務課、コメリ店頭においてあるほか、市ホームページでもダウンロードできます。必要事項を記載の上、危機管理防災局危機対策課へ提出してください。



#### (4) 紙おむつ券の支給

在宅で毎日紙おむつを必要としている方に、紙おむつ券を交付します。  
(尿とりパットとの引き換えも可能です)

対象者	・ 3歳以上64歳以下の在宅で毎日紙おむつを必要として、次のいずれかに該当する方（65歳以上の方は高齢者の紙おむつ制度で申請すると対象となる場合があります。）	
	・ 身体障がい者手帳（個別等級）	下肢不自由 1, 2級の方 体幹不自由 1, 2級の方 移動機能 1, 2級の方
	・ 療育手帳	Aの方

※高齢の紙おむつ制度で給付対象外になった方の内、65歳までに上記手帳の交付を受けた方は、障がいの紙おむつ制度で給付できる場合があります。

※世帯の生計中心者の当該年度の市民税課税標準額が700万円を超える場合は対象外です。  
※住民票上世帯分離していても生計が同一の世帯の場合は、一つの世帯として生計中心者を確認します。

※他の制度（日常生活用具給付事業・高齢者及び難病患者紙おむつ支給事業等）で受給されている方は対象外です。

市民税課税状況	券の種類及び枚数	費用
A 世帯全員が非課税	⇒パンツ型60枚または平型200枚相当券を毎月支給	無 料
B 生計中心者が非課税	⇒パンツ型30枚または平型100枚相当券を毎月支給	
C 生計中心者が課税	⇒パンツ型30枚または平型100枚相当券を隔月支給	

※選択される商品によって支給枚数は異なります。

##### ●申請方法

- ・ 身体障がい者手帳、療育手帳
- ・ 印鑑 ・ 個人番号カード又は通知カード

各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
各出張所 障がい福祉担当係

#### 紙おむつ使用世帯へのごみ袋の配布

内 容	窓 口
紙おむつ（日常生活用具）及び紙おむつ券の利用者に対し、ごみ袋（20リットルの指定袋を80枚／年）を配布しています。（原則として申請不要） 3歳以上で、所得により紙おむつ券の給付が非該当となっている場合は、申請が必要です。	廃棄物対策課 業務係 電話 025-226-1403

#### (5) 福祉電話等の貸与

電話をお持ちでない方に、電話加入権、福祉電話、特殊機能付電話または特殊機能付送受話器をお貸しします。

	電話加入権	福祉電話	特殊機能付電話	特殊機能付送受話器
対象者 (全てに該当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障がい者手帳1級、2級の方、または聴覚障がいにより特殊機能付電話を設置する方</li> <li>・ 電話加入権を持っていない世帯</li> <li>・ 障がい者のみの世帯（またはこれに準ずる世帯）</li> <li>・ 所得税非課税世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話が設置されていない世帯（携帯電話を含む）</li> <li>・ 65歳未満の方（65歳以上の方は高齢のサービスで対応できる場合があります。）</li> <li>・ 身体障がい者手帳1, 2級の方</li> <li>・ 障がい者のみの世帯（またはこれに準ずる世帯）</li> <li>・ 所得税非課税世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話が設置されていない世帯（携帯電話を含む）</li> <li>・ 上肢不自由2級以上もしくは聴覚障がいの方</li> <li>・ 所得税非課税世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上肢不自由2級以上もしくは聴覚障がいの方</li> <li>・ 障がい者のみの世帯（またはこれに準ずる世帯）</li> <li>・ 所得税非課税世帯</li> <li>・ 特殊機能付電話の貸与を受けていない方</li> </ul>

##### ●申請方法

- ・ 身体障がい者手帳
- ・ 印鑑
- ・ 個人番号カード又は通知カード

各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
各地域保健福祉センター

## (6) 身体障がい者あんしん連絡システム

家庭内で緊急の際に、緊急通報装置の発信によって、24時間体制で「あんしん連絡センター」により緊急対応を行います。

対象者 (全てに該当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65歳未満の方 (65歳以上の方は高齢者福祉のサービスで対応できる場合があります)</li> <li>・ 身体障がい者手帳1, 2級の方</li> <li>・ 障がい者のみの世帯 (またはこれに準ずる世帯)</li> </ul> <p>※アナログ・光・デジタル回線いずれかの電話回線契約が必要です</p>
----------------	---

### ●申請方法

- ・ 身体障がい者手帳
- ・ 印鑑
- ・ 個人番号カード又は通知カード



各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
各地域保健福祉センター

## (7) 訪問入浴サービス 介

重度身体障がい者で自宅や施設での入浴が困難な方に訪問入浴を派遣します。

対象者	<p>身体障がい者手帳1, 2級の所持者(18歳以上)で次の各号に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自力または家族やヘルパーの介助のみでは入浴することのできない方</li> <li>・ 施設で入浴することのできない方</li> <li>・ 医師が入浴可能と認めた方</li> </ul> <p>※児童(18歳未満)で成人と同様の体格の方の場合はご相談ください。</p>
利用回数	週2回まで(7月~9月は週3回まで)
利用料	本人及び扶養義務者の前年の所得税額等に応じて負担していただきます。

### ●申請方法

- ・ 身体障がい者手帳
- ・ 印鑑
- ・ 診断書
- ・ 個人番号カード又は通知カード



各区役所 健康福祉課障がい福祉係  
各地域保健福祉センター

◆介護保険が適用される方(45ページ参照)は、介護保険の訪問入浴介護をご利用いただくこととなります。

## (8) 自動車運転免許取得費助成

身体障がい者に対して、自動車運転免許(普通自動車)の取得に要する費用の一部を助成します。免許取得前に申請してください。

なお、免許の取得が申請の翌年度以降になる場合には、再度申請を行う必要があります。

対象者	<p>身体障がい者手帳4級(個別等級)以上の方 (免許の取得により就労が見込まれるなど社会活動への参加に効果があると見込まれる方)</p>
助成額	取得に直接要した費用の3分の2(上限10万円)

### ●申請方法

- ・ 身体障がい者手帳



各区役所 健康福祉課障がい福祉係

## (9) 身体障がい者用自動車改造費助成

身体障がい者に対して、自動車改造費の一部を助成します。**改造前に申請してください。**  
 なお、改造完了が翌年度以降になる場合等には、再度申請を行う必要があります。

	本人運転の場合	介護者運転の場合
対 象 者 (いずれかに該当) ※対象者の等級は 個別等級です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上肢, 下肢, 体幹にかかる1, 2級 (個別等級) の障がい者</li> <li>・運転免許証に改造の要件が記載されている上肢, 下肢, 体幹にかかる障がい者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種肢体不自由者</li> <li>・上肢, 下肢, 体幹または内部機能にかかる1, 2級 (個別等級) の障がい者 (いずれも車いす利用者)</li> </ul>
助 成 額	改造に要した費用 (上限10万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯 改造に要した費用 (上限60万円)</li> <li>・所得税非課税世帯 改造に要した費用の2/3 (上限40万円)</li> <li>・所得税課税世帯 改造に要した費用の1/2 (上限30万円)</li> </ul>
自動車所有者	本人	本人または生計同一者
所 得 制 限	有り	有り
改 造 例	手動操作レバー取付改造等	車いす昇降装置取付改造等 (同様の装置が装備された自動車の購入を含む)
そ の 他 要 件	改造により社会参加が見込まれること 過去5年間に、この事業または他自治体による助成を受けていないこと	本人の移動のために自動車改造が必要であること 過去5年間に、この事業または他自治体による助成を受けていないこと

### ●申請方法

- ・身体障がい者手帳 ・印鑑
- ・運転免許証 (本人運転のみ)
- ・改造費見積書
- ・パンフレット, 価格表  
(改造内容が具体的に確認できる書類)
- ・車検証 (すでにお持ちの自動車を改造する場合) (購入の場合は登録後)
- ・個人番号カード又は通知カード

各区役所 健康福祉課  
障がい福祉係

## (10) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

コミュニケーション確保や移動等の支援が必要な盲ろう者に通訳・介助員を派遣します。

対象者	身体障がい者手帳の視覚及び聴覚障がいの重複による障がいの程度が1級または2級の方
窓口	新潟ふれ愛プラザ内 (2階) 新潟県盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業事務局 住所：新潟市江南区亀田向陽1-9-1 電話：025-381-1480 (FAX兼用)

※開所時間は、火曜日から土曜日 午前9時30分から午後4時30分 (受付時間は午後4時まで。  
日・月曜, 祝祭日, 年末年始は休み)

※利用には登録が必要です。詳しくは上記事務局までお問い合わせください。

### (11) 手話奉仕員及び要約筆記奉仕員派遣（コミュニケーション支援）

- 聴覚障がい者等の日常生活を支援するため、手話奉仕員や要約筆記奉仕員を派遣します。
  - ・市または福祉関係団体が実施する事業
  - ・公的機関での手続き、医療機関での診療等
  - ・その他市長が必要と認めるもの

● **利用方法**

申請書に必要事項を記入のうえ、郵送、ファックス、メールのいずれかで障がい福祉課管理係へお申込みください。

申請書は、市ホームページからダウンロードできるほか、障がい福祉課、各区役所健康福祉課にあります。詳しくはお問い合わせください。

（郵 送）〒951-8550 障がい福祉課管理係  
 （ファックス）025-223-1500 （電 話）025-226-1237  
 （メー ル）shogai.wl@city.niigata.lg.jp

- 市役所閉庁時（土日祝日、夜間など）で、緊急時（急病での搬送や火災等）の際に、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を派遣します。

対象となる場合	聴覚障がい者本人が望む場合（家族が緊急時の場合を含む）で、医療機関や消防、警察等の関係機関が必要と認めた場合。
利 用 方 法	関係機関に希望する旨を伝えてください。関係機関から、手話通訳・要約筆記通訳協力者に連絡をとります。 ※申請書は関係機関が提出します。

### (12) 市営住宅への入居

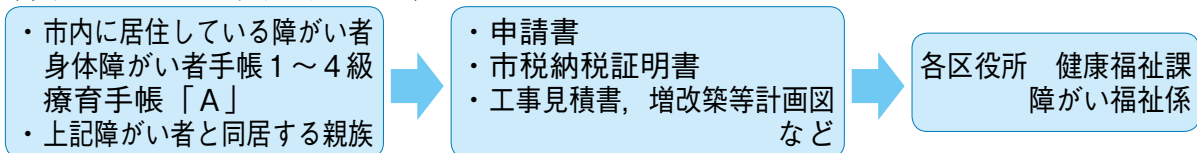
重度身体障がい（車いす使用者）と視覚障がいのある方向けの市営住宅があります。所得制限など入居基準があります。

手続きなど、詳しくはP.1区役所健康福祉課または障がい福祉課在宅福祉係（電話025-226-1239）へお問い合わせください。

### (13) 障がい者住宅整備資金融資制度

障がい者または障がい者と同居する家族に対し、障がい者の居住環境を改善するため、障がい者の専用居室等の新築、増改築、または改造のための資金の貸付けを行います。

（事前に窓口にご相談ください）



（工事着工の3週間前までに申請してください）

貸付限度額	410万円
利 率	年 1.8%
償 還 方 法	元利均等月賦償還（貸付を受けた翌月から返済）
償 還 期 限	10年以内（70歳の誕生月の前月までに完済）
保 証 人	取扱金融機関の定めるところによる

- バリアフリー改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置を受けられる場合があります。詳しくは資産税課家屋1係、家屋第2係へ。



## (14) 住宅リフォーム助成

重度の身体・知的障がい者が自宅で安心して生活できるように、浴室やトイレなどを改造する費用の助成を行います。(平成16年度申請分からは助成限度額内であれば複数回の利用が可能です。) ※工事前に申請が必要です。事前に各区健康福祉課にご相談ください。

- **対象世帯** 身体障がい者手帳1・2級(総合等級)または療育手帳A(※注1)をお持ちの方がいる世帯で、前年の世帯員の収入合計が600万円未満の世帯
- **対象住宅** 障がい者本人が居住する住宅
- **対象工事** 障がい者の日常生活改善に直接関わる工事
- **助成額**

世帯区分	助成限度額			
	助成率	介護保険が適用される方	介護保険が適用されない方	
日常生活用具の居宅生活動作補助用具の給付対象者に該当する方(30ページ参照)			左記以外の方	
生活保護世帯	100%		80万円	100万円
所得税非課税世帯	75%		60万円	75万円
所得税課税世帯	50%		40万円	50万円

- 助成率をかけると助成限度額を下回る場合は、低い方の金額となります。  
介護保険の住宅改修費あるいは日常生活用具の居宅生活動作補助用具給付を併用する方は、その給付部分を除きます。

(参考)

	対象者	給付限度額	対象工事
介護保険の住宅改修費(※注2)	介護保険が適用される方	20万円	手すりのとりつけ、床段差の解消、床材の変更、扉の取り替え、便器の取り替え等の工事
日常生活用具の居宅生活動作補助用具(30ページ参照)	下肢不自由、体幹機能障がい3級以上の方	20万円	

※上記(注1)の等級に該当しない65歳以上の介護保険要支援・要介護認定者は高齢者向け住宅リフォーム助成をご利用いただけます。

※介護保険が適用される方は、介護保険の住宅改修費(注2)をご利用いただくことになり、日常生活用具の居宅生活動作補助用具はご利用いただくことはできません。

- バリアフリー改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置を受けられる場合があります。詳しくは資産税課家屋第1係、家屋第2係へ。

### ● 改造工事例

(障がいカバーするための工事が対象となるため、障がいの状態によって対象工事が異なります。)

浴室	手すり、シャワー、入浴台等の設置 浴槽、浴室内の改修(据え置き型浴槽から半埋め込み式浴槽、段差の調整など)
トイレ	手すりの設置、トイレ内の改修(和式から洋式便器など)
玄関	手すり、スロープ等の設置など
居室	和室を洋室に改修、手すりの設置、段差の調整など
台所、廊下、洗面所	手すりの設置、段差の調整など
階段	手すり、滑り止めの設置など
玄関先	スロープ、手すり、段差解消機の設置など



## ○対象工事の基本的な考え方

- ・障がい者本人のハンディキャップをカバーし、日常生活を改善するための工事が対象です。日常的に使う場所に限られます。
- ・冷暖房、通風、採光等の住環境を改善する工事は付帯工事として認めることもありますが単独での工事は認められません（暖房便座の後付け、換気扇、浴室暖房乾燥機の後付け、床暖房（基本は、床材のみ））。
- ・個人の責任で直さなければならぬものは除きます（老朽化、故障、損傷）。
- ・アクセサリや収納に関するものは除きます（棚、鏡、窓用カーテン、タオル掛け、目隠し工事）。
- ・材質材料のインテリア重視は除きます。
- ・新築に伴う工事は除きます（例：新築と同時に階段昇降機を取り付ける）。
- ・増築工事と既存の改修工事が伴う場合、増築部分は助成対象外となります。既存の改修についても増築部分と同時期に工事した場合は助成対象外となります。

## ●申請書の添付書類

（申請書を提出する時に、必ず添付してください。）

種類	通数	備考	請求先等	
所有関係	「家屋評価証明書」または「納税通知書」の写し	1通	住宅内の改修をする場合	市税事務所 各税務センター等 税証明窓口
	「公営住宅模様替工事承認決定書」等の写し	1通	公営住宅の場合	*事前に管理先へ申請が必要
	住宅リフォーム工事承諾書（様式第7号）	1通	所有者が同居家族以外の場合、借家の場合	
住所関係	同居同意書	1通	工事完了後に同居予定の場合	
その他	障がい者手帳の写し 療育手帳の写し	1通		
	介護保険被保険者証		お持ちの場合	
所得関係	「市民税申告書」または「源泉徴収票」の写し	1通	同居世帯で未申告者または転入者がいる場合 ※直近の年度分	
	「生活保護証明」	1通	生活保護世帯の場合	区役所 生活保護担当課
工事関係 (必須)	「工事見積書」(様式第2号)	1通		工務店等施工業者
	「工事計画図」	1通	改修前と改修後の図面が必要	施工業者またはご自分で
	「着工前写真」	数枚	工事予定部分の写真(撮影年月日を入れる)	施工業者またはご自分で
(その他) 介護保険 住宅改修費 併用の場合	「介護保険住宅改修費支給申請事前確認書」	1通	担当のケアマネージャー等に作成を依頼してください。 併用の場合は、申請書と一緒に提出してください。	
	「住宅改修が必要な理由」	1通		

※工事関係以外は、備考欄の条件に該当する場合のみ添付

## (15) 補助犬の給付

身体障がい者の社会参加を促進するため、補助犬が給付されます。対象は県内に居住（1年以上）する18歳以上の人で、次の身体障がい者手帳を持っている事です。

ただし、所得制限があります。

- 〔対 象 者〕
- (1) 盲導犬…視覚障がい1級
  - (2) 介助犬…肢体不自由1級または2級
  - (3) 聴導犬…聴覚障がい2級

〔問い合わせ〕 各区役所健康福祉課障がい福祉係

## (16) 生活を支援するための制度（まごころヘルプ）

まごころヘルプの会員相互の助け合いによる家事支援

〈窓口〉東区・中央区・西区の各区社会福祉協議会

援助をする側も受ける側も会費を払って会員になり、有償で助け合うシステムです。

詳しい内容については、各窓口、または主治医やかかりつけ病院のソーシャルワーカーへお問い合わせください。

【利用・提供活動するには】

年会費 1,500円（利用・提供会員）

【サービスの内容と費用】

日常の家事支援 1時間目880円（1時間を超えた場合は30分ごとに300円加算）

※交通費は利用者が実費負担。内容により、30分440円からご利用できます。

※お近くのまごころヘルプにご相談ください。

## (17) 成年後見制度

判断能力が十分でない方（認知症、知的障がい、精神障がいなど）を保護し、支援するための制度（法定後見制度）です。法定後見制度には、次の3つの種類があります。

類 型	本人の判断能力	援 助 者	
後 見	常に欠けている	成年後見人	監督人を選任することがあります。 援助者は、複数の人や法人を選任することもあります。
保 佐	著しく不十分	保 佐 人	
補 助	不十分	補 助 人	

〈窓口〉新潟家庭裁判所（新潟市中央区川岸町1-54-1 電話(代表番号)025-266-3171)

申立ては本人の住んでいるところの家庭裁判所に行います。申立てができるのは、原則として、本人や本人の家族です。

本人の判断能力によって、それぞれ援助者が家庭裁判所で選任され、財産管理などの法律行為を本人の代わりに行います。

なお、判断能力が十分あるうちにあらかじめ自らが選んだ援助者に自分の生活や財産管理などに関する事務について代理権を与える契約を、公証人の作成する公正証書によって結んでおく「任意後見制度」もあります。

## (18) 成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の方で、成年後見制度を利用する場合に必要な費用負担が困難な方について、次の表のとおり市が助成します。

[助成の内容]

助成の種類	対象者	助成費用
後見開始の審判に要する費用	次のいずれにも該当する方 ・新潟市に住所を有する方・成年被後見人等・本人(申立人)が、生活保護受給者またはこれに準ずる方	・収入印紙代・登録印紙代・郵便切手代 ・診断書料・鑑定料 ・戸籍謄本など申立書添付書類の取得費用
成年後見人等に支払う報酬の助成	次のいずれにも該当する方 ・新潟市に住所を有する方・成年被後見人等・生活保護受給者またはこれに準ずる方 ※成年後見人等が、配偶者・直系血族・兄弟姉妹の場合は助成の対象となりません。	成年後見人等に支払う報酬の一部 (上限額) 在宅者 月額28,000円 施設入所者 月額18,000円

詳しくはP.1区役所健康福祉課障がい福祉係にお問い合わせください。また、成年後見制度については、成年後見支援センター(P.98)にお問い合わせください。

## (19) 障がい者福祉センター事業

<p>●新潟市総合福祉会館障がい者福祉センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者用浴室、機能回復訓練室、機能訓練プール、娯楽室 ※障がい者手帳をお持ちの方は自由に利用できます。</li> <li>・創作的活動や機能訓練を行うための講座(事前に申し込みが必要です。) パソコン、リハビリ体操等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟市社会福祉協議会 電話025-248-6281</li> </ul>
<p>●有明福祉会館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創作的活動や機能訓練を行うための講座(事前に申し込みが必要です。) 籐細工、パソコン、リハビリ体操等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟市社会事業協会 電話・FAX025-231-0204</li> </ul>
<p>●豊栄福祉交流センター クローバー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創作的活動や社会適応訓練を行うための講座(事前に申し込みが必要です。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人とよさか福祉会 電話025-384-1112</li> </ul>

## (20) 市報にいがた、区役所だより、市議会だよりの配達

### ○市報にいがた(毎週日曜日発行)

毎週日曜日に、新聞(新潟日報・朝日・毎日・読売・産経・日経)の朝刊に折り込んで各世帯にお届けしているほか、最新号とバックナンバーを市ホームページに掲載しています。市役所・区役所などの窓口や新潟駅万代口観光案内センター、白山駅、バスセンターにも置いてあります。新聞を購読していない世帯には申し込みにより配達しています。また、目の不自由な方には「点字版」と「声の広報」(音声版)を郵送しています。どちらも市コールセンターまたは広報課までお申し込みください。なお、「声の広報」はカセットテープ版・デジ版・一般用CD版の3種類があります。

・市コールセンター 電話025-243-4894

・広報課 電話025-226-2085 ファックス025-223-5588

メールアドレス:koho@city.niigata.lg.jp

### ○区役所だより(毎月第1・3日曜日・市報にいがたと合体発行)

地域の話や身近な情報を掲載した「区役所だより」は、毎月第1・3日曜日に市報にいがたとの合体版として各世帯にお届けしているほか、新聞を購読していない世帯には配達しています。また、市ホームページには、8区全ての「区役所だより」を掲載しています。点字版と音声版の「区役所だより」の発行については各区役所地域課へお問い合わせください。

### ○市議会だより

年4回、定例会後に議会での審議の概要をお知らせするために発行しています。新聞折込(新潟日報、朝日・毎日・読売・産経・日経)により各世帯にお届けしているほか、市議会ホームページに掲載しています。新聞未購読の世帯には申し込みにより郵送しています。目の不自由な方には点字版や音声版(カセットテープ版・デジ版・一般用CD版)を申し込みにより郵送しています。申し込み先:議会事務局調査課(電話025-226-3385)

## (21) 音声版・点字版の市発行物一覧

発行物名	作成形態				発行頻度	問い合わせ先
	デジ-	CD	カセット	点字		
市報にいがた・区役所だより※	○	○	○	○	定期(毎週日曜日)	広報課・各区役所
市議会だより	○	○	○	○	定期(年4回)	議会事務局調査課
サイチョPRESS(新潟市の資源とごみの情報紙)	○		○	○	定期(年4回)	廃棄物政策課
選挙公報(新潟市議会議員一般選挙のお知らせ)		○	○	○	随時	選挙管理委員会事務局
新潟市の介護保険(折り込みチラシ)	○		○	○	定期(年1回)	介護保険課
新潟市の介護保険料(折り込みチラシ)	○		○	○	作成時	介護保険課
障がい者(児)福祉のしおり	○	○			定期(年1回)	障がい福祉課
第3次新潟市障がい者計画・第4期新潟市障がい福祉計画	○			○	作成時	障がい福祉課

※区役所だよりについては、各区役所地域課へお問い合わせください。

## (22) 在宅障がい者等図書サービス

身体の障がい等で図書館に来館することが困難な方に、図書館資料を宅配便等で貸し出します。大活字本や録音図書、DVD・ビデオ・CD・カセットテープ等のAV資料(音楽、映像、音声)も用意しています。

問い合わせ先 新潟市立中央図書館(愛称:ほんぼーと 新潟市中央区明石2丁目1-10)  
電話025-246-7700 ファックス025-246-7722

## (23) 障がい者スポーツ全国大会参加激励金支給事業

国や地方公共団体、国際的または全国的な障がい者関係団体並びに競技団体、その他これらに準ずる公的な団体が主催して行うスポーツの全国大会等に参加する方に対し、激励金を支給します。支給を受けようとする方は、大会の出場決定後すみやかに障がい福祉課へ申請してください。なお、出場大会終了後の申請はできません。

大会種別等	支給額		
(1) パラリンピック競技大会 デフリンピック競技大会 スペシャルオリンピックス競技大会	国外開催	1人当たり	100,000円
	国内開催	1人当たり	50,000円
(2) 上記の大会を除く国際大会	1人当たり		15,000円
(3) 全国障害者スポーツ大会	個人競技	1人当たり	10,000円
	団体競技	1チーム当たり 100,000円が限度 ただし、団体チーム構成員が10人に満たない場合は、 構成員1人当たり各個人競技の支給基準額を乗じた額	
(4) 上記以外の全国規模の大会	個人競技	1人当たり	5,000円
	団体競技	1チーム当たり 50,000円が限度 ただし、団体チーム構成員が10人に満たない場合は、 構成員1人当たり各個人競技の支給基準額を乗じた額	



## (24) 駐車禁止除外標章制度

障がいにより歩行困難な方が運転または同乗する場合に、標章を受けると、公安委員会が道路標識等により駐車を禁止した場所及び時間制限駐車区間に駐車が可能となります。ただし、法令により駐車場所や方法が制限される場合があります。詳しくは居住地を管轄する警察署の交通課へお問い合わせください。

〔対象となる障がい等級等〕

手帳等		個別等級	
身体障がい者手帳	視覚障がい	1級～4級	
	聴覚障がい	2級, 3級	
	平衡機能障がい	3級	
	上肢不自由	1級, 2級1, 2級2	
	下肢不自由	1級～4級	
	脳原性運動機能障がい	上肢機能	1級, 2級 (1上肢除く)
		移動機能	1級～4級
	体幹不自由	1級～3級	
	内部障がい <small>(心臓・じん臓・呼吸器・小腸ぼうこう又は直腸機能障害)</small>	1級, 3級	
	免疫機能障がい	1級～3級	
	肝臓機能障がい	1級～3級	
療育手帳	「A」		
精神障がい者保健福祉手帳	1級		

〔申請に必要なもの〕

- ・申請書
- ・身体障がい者手帳等原本
- ・印鑑
- ・住民票 (障がい者本人が記載され、3ヵ月以内に交付されたもので個人番号が省略されているもの)

申請先

居住地を管轄する警察署の交通課

## (25) 新潟県おもいやり駐車場制度

ショッピングセンター等の障がい者等用駐車スペースの適正な利用を確保するため、障がいのある方、高齢者、妊産婦、難病患者などで、なおかつ歩行が困難な方に利用証を交付しています。利用証はルームミラーなどにかけていただき、外から見えるよう吊り下げます。

該当する駐車スペースには、「新潟県おもいやり駐車場制度」案内看板があります。

詳しくは、新潟県障害福祉課 (電話025-280-5211)、またはP1区役所健康福祉課障がい福祉係へお問い合わせください。

〔交付対象者〕

下記基準に該当する方で、なおかつ歩行が困難または歩行に配慮が必要な方

区分	交付基準		
1 身体障がい者	視覚障がい	身体障がい者手帳が4級以上の方	
	平衡機能障がい	身体障がい者手帳が5級以上の方	
	肢體不自由	上肢	身体障がい者手帳が2級以上の方
		下肢	身体障がい者手帳が6級以上の方
	体幹	身体障がい者手帳が5級以上の方	
	脳原性	上肢機能	身体障がい者手帳が2級以上の方
		移動機能	身体障がい者手帳が6級以上の方
その他内部機能障がい等	身体障がい者手帳が4級以上の方		
2 知的障がい者	療育手帳所持者		
3 精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳の障がいの等級が2級以上の方		
4 発達障がいのある者	歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関等が認めた方		
5 難病患者	特定疾患医療受給者及び特定医療費(指定難病)医療受給者		
6 高齢者	介護保険の要介護状態区分が要支援1以上の方		
7 妊産婦	母子手帳取得者で産後1年半までの方		
8 その他けが人または病気等の者	その他歩行が困難であることが診断書等により確認できる方		



## (26) 災害時要援護者名簿への登録

災害時に援護が必要な方の名簿を地域の自主防災組織や介護などのサービス提供業者に配布し、災害時の安否確認や避難の付き添いなどに役立てます。

名簿の登録は、原則として本人からの申請によりますが、障がいなどの理由で本人が申請できない場合は、配偶者・扶養義務者・保護者による代理申請もできます。

- 【対象者】
- ・障がいや病気、高齢などにより、自力で避難できない方や、避難に時間が掛かり家族などの援護が望めない方
  - ・障がいの目安  
身体障がい者手帳：1～2級 療育手帳：A  
精神障がい者保健福祉手帳：1～2級

【申し込み】 各区役所健康福祉課、各出張所、各連絡所、各地域保健福祉センター

## (27) 聴覚障がい者・言語障がい者の110番通報、119番通報

### ○ 110番通報（事件、事故、緊急事態発生時）

事件・事故、緊急事態発生時の緊急通報用として、ファックスや電子メールによる通報ができます。ファックス110番は、いつ、どこで、なにがあったのか、通報者の住所、氏名、年齢、性別、ファックス番号等を記載して送信してください。メール110番は対話方式（チャット式）であり、電話に近い形で文字による通話ができます。

窓口：新潟県警察本部地域部通信指令課

ファックス110番	0120-279-110
メール110番	メールアドレス <a href="http://niigata110.jp/">http://niigata110.jp/</a>

### ○ 119番通報（火災、救急時）

災害発生時に緊急通報する場合、ファックスや電子メールを使用して指令管制センターへ通報することができます。

災害種別（火災・救急・救助）、住所（災害発生場所・救急車の向かう場所）、状況（例：台所からの出火・何歳の父親が倒れたなど）、通報した方の氏名・住所・ファックス番号（ファックス通報の場合）を記入して送信してください。

#### ①ファックスによる通報の場合

ファックス番号	119（新潟市内全域）
---------	-------------

#### ②メールによる119番通報（メール119）の場合

事前に申し込みが必要です。詳しくは消防局指令課までお問い合わせください。消防局ホームページからのメール119番利用案内及び申込書の取得も可能です。

電話番号	025-288-3270
ファックス番号	025-288-3275
新潟市消防局ホームページアドレス	<a href="http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bohan/shobo/">http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bohan/shobo/</a>

※FAX用紙の見本は資料編125ページをご覧ください。

## (1) 障がい福祉サービス等の対象者

身体障がい者	①身体障がい者手帳を取得されている方
知的障がい者	①療育手帳を取得されている方 ②知的障がい者更正相談所または児童相談所に知的障がいと判定された方
精神障がい者 (発達障がい者も含む)	①精神障がい者保健福祉手帳を持っている方 ②精神障がいのために障がい年金を受給されている方 ③精神障がいのために特別障がい給付金を受給されている方 ④自立支援医療（精神通院）を受給されている方 ⑤医師に精神障がいと診断された方（診断書必要）
障がい児	①身体もしくは知的障がいのある18歳未満の方 ②精神障がいのある18歳未満の方（発達障がい児も含む）
難病患者等	①113ページに掲げる疾病に罹患している方

※介護保険の対象者は、原則として介護保険のサービスをご利用ください。（取り扱いについては45ページをご覧ください。）

介護保険の対象者：① 65歳以上で介護が必要になった方  
② 40～64歳で医療保険に加入している方のうち特定疾病により介護が必要となった方（下記の特定疾病の範囲参照）

## ※特定疾病の範囲

- ①がん末期 ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗しょう症 ⑥初老期における認知症 ⑦パーキンソン病関連疾患
- ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障がい、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

## (2) 介護保険との適用関係

介護保険の対象者は、サービスの内容や機能から障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、介護保険サービスが優先となりますが、下記に該当する場合は障がい福祉サービスを利用することができます。

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者等
居宅介護 (身体介護・家事援助・通院等介助・通院等乗降介助)	①介護保険サービスにおいて、ヘルパーの派遣時間が足りない。 ②介護保険の訪問介護では専門的な対応が難しい全身性障がい者(注1)、重度の視覚障がい者(1・2級)、重度の聴覚障がい者(2級)、重度の内部障がい者(1・2級)、若しくはこれらと同様の状態にあると認められる難病患者等、または知的障がい者、精神障がい者のいずれかの方。 ③介護保険の給付限度額まで利用し、その半分以上が訪問介護を利用している。(要介護認定の結果、非該当(自立)と判定された方はこの要件③は不要)ただし、要支援1の方の場合は23,840円まで、要支援2の方の場合は37,817円まで利用していればよいものとします。 上記①～③すべての要件を満たす場合または重度障がい者等包括支援の支給対象となる心身の状態である場合は、介護保険の訪問介護の利用に加え、障がい福祉サービスの居宅介護の利用が可能となります。 ※重度障がい者等包括支援の対象については50ページの「(5) サービスと対象障がい・障がい支援区分の対応表」をご確認ください。 (注1) 全身性障がい者：以下のア～ウのいずれかであり、かつ、両上肢及び両下肢のいずれにも障がいと認められる方。または同様の状態にあると認められる方。 ア) 肢体不自由1級の方 イ) 上下肢不自由1級の方 ウ) 脳原性運動機能障がい1級の方			
地域活動支援センターⅡ型(デイサービス)	介護保険サービス	障がい福祉サービス	介護保険サービス	介護保険サービス
生活介護	介護保険サービス	障がい福祉サービス	障がい福祉サービス	介護保険サービス
短期入所・日中一時支援(ショートステイ)	介護保険サービス	障がい福祉サービス	障がい福祉サービス	介護保険サービス
自立訓練(機能訓練)	介護保険サービス			介護保険サービス

介護保険に相当するものがない障がい福祉固有のサービス(同行援護、行動援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援、重度訪問介護、重度障がい者等包括支援等)については、年齢や疾病名に関係なく、支給の要件に該当していれば利用できます。

### 〔居宅介護(生活サポート含む)の利用者が介護保険に移行する場合〕

介護保険適用前に支給されていた居宅介護の支給量を介護保険では確保できなかった場合	引き続き介護保険適用前と同等の支援が必要と認められる場合は、上記に記載の居宅介護の条件にかかわらず、居宅介護を利用することができます。
介護保険で訪問介護が利用できる場合	介護保険が優先されるので、介護保険で利用可能な時間数を差し引いた時間数分だけ居宅介護を利用することができます。
介護保険適用前に支給されていた居宅介護の支給量を超えて利用が必要な場合	上記に記載の居宅介護の条件にそって審査をします。

※居宅介護の利用実態がない場合は居宅介護の支給決定を行いません。

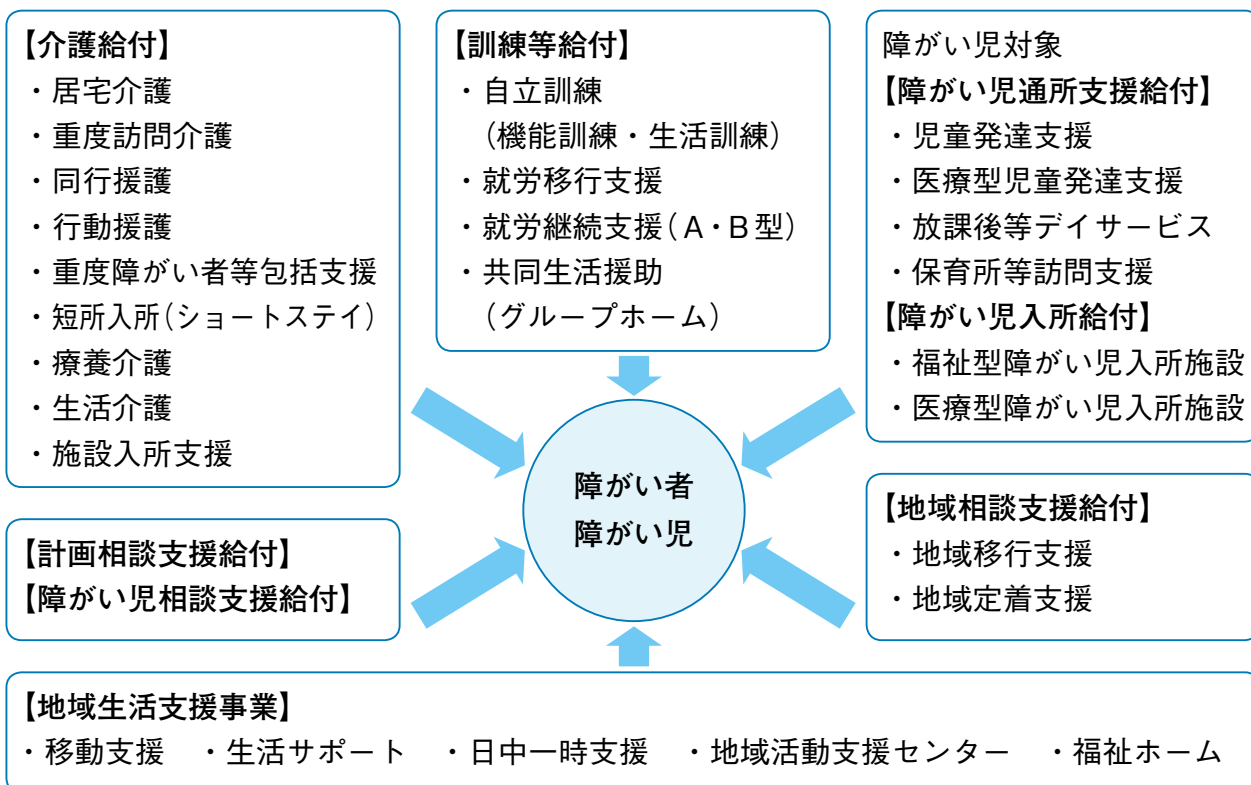
→ お問い合わせ：各区役所へ(P.1参照)

### (3) 障がい福祉サービス等のしくみ

障がい福祉サービス等には「介護給付」「訓練等給付」「地域生活支援事業」「地域相談支援給付」「計画相談支援給付」また障がい児向けサービスである「障がい児通所支援給付」「障がい児入所給付」「障がい児相談支援給付」があります。

サービスは組み合わせて利用することができます。

介護給付	生活上及び療養上の介護サービスです。 利用するためには障がい支援区分の認定が必要であり、区分によって利用できるサービスが異なります。
訓練等給付	リハビリテーションや一般就労に向けた訓練を行うサービスです。 共同生活援助（グループホーム）利用希望者以外は障がい支援区分の認定は必要ありませんが、利用期間が限定されている場合があります（自立訓練、就労移行支援）。
地域生活支援事業	地域の特性や利用者の状況に応じて各市町村が実施するサービスです。障がい支援区分の認定は必要ありません。
障がい児通所支援給付	就学前児童や就学中児童の放課後等に生活能力向上や集団生活への適応のための訓練等を行います。
障がい児入所給付	児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。 ★利用を希望する場合は児童相談所にご相談ください。
地域相談支援給付	地域移行や地域で安心して暮らすための相談支援です。
計画相談支援給付	障がい福祉サービス等の利用を希望する利用者に最も適切なサービス提供が行われるよう支援します。サービス等利用計画の作成や一定期間ごとの計画の見直しを行います。
障がい児相談支援給付	障がい児通所支援等の利用を希望する障がい児に最も適切なサービス提供が行われるよう支援します。障がい児支援利用計画の作成や、一定期間ごとの計画の見直しを行います。





#### (4) 障がい福祉サービス等の内容

##### 在宅で利用するサービス（ホームヘルプサービス）

サービスの名称	内容	手続き
居宅介護 (身体介護・家事援助)	自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や、家事の援助等を行います。	介護給付
重度訪問介護	自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や、外出時における支援等を総合的に行います。(原則として、居宅介護との併給はできません)	介護給付
重度障がい者等包括支援	居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。(他の障がい福祉サービスとの併給はできません)	介護給付
生活サポート	自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や、家事の援助等を行います。	地域生活支援事業

##### 外出時に利用するサービス（ガイドヘルプサービス）

サービスの名称	内容	手続き
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出時において必要な支援等を行います。	介護給付
行動援護	外出する際、危険を回避するために必要な支援等を行います。	介護給付
居宅介護 (通院等介助)	病院等への通院及び受診等の手続き等の介助、公的手続きのための官公署への訪問や相談支援事業者への相談の際の介助を行います。	介護給付
居宅介護 (通院等乗降介助)	通院等のための乗車または降車時の介助を行います。	介護給付
重度障がい者等包括支援	居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。(他の障がい福祉サービスとの併給はできません)	介護給付
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出のための支援を行います。(同行援護、行動援護、重度訪問介護、重度障がい者等包括支援の対象者は、原則として、介護給付におけるサービスを優先して利用します)	地域生活支援事業

##### 通所して利用するサービス

サービスの名称	内容	手続き	
生活介護	施設において日中の入浴、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	介護給付	
重度障がい者等包括支援	居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。(他の障がい福祉サービスとの併給はできません)	介護給付	
日中一時支援 (日帰りの短期入所)	自宅の介護者が病気の場合などに、日中において施設で、見守り等の支援を行います。	地域生活支援事業	
自立訓練	機能訓練	一定期間の支援計画に基づいて、身体機能の向上のための訓練を行います。	訓練等給付
	生活訓練	一定期間の支援計画に基づいて、生活能力の向上のための訓練を行います。	訓練等給付
就労移行支援	一定期間の支援計画に基づいて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	訓練等給付	



サービスの名称		内容	手続き
就労継続支援	A型	雇用契約に基づき、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	訓練等給付
	B型	働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	訓練等給付
地域活動支援センター	I型	専門職員による相談支援、福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。	地域生活支援事業
	II型	機能訓練、社会適応訓練入浴等、自立と生きがいを高めるための事業を実施します。（旧障がい者デイサービス）	地域生活支援事業
	III型	創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施します。	地域生活支援事業

## 住まいの場として利用するサービス

サービスの名称	内容	手続き
短期入所 (ショートステイ)	自宅の介護者が病気の場合などに、入所施設等において短期間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	介護給付
療養介護	医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援等を行います。	介護給付
施設入所支援	夜間の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	介護給付
重度障がい者等包括支援	居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 (他の障がい福祉サービスとの併給はできません)	介護給付
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居において、日常生活上の援助や相談及び入浴、排せつ、食事の介護等を行います。(原則として、居宅介護との併給はできません)	訓練等給付
福祉ホーム	居室その他の設備が利用でき、日常生活に必要な便宜を供与する施設です。	地域生活支援事業

※「施設入所支援」の利用にあたっての注意事項

「施設入所支援」は、申込順での入所ではありません。本人の心身の状況や家族の状況など、入所サービスの必要性を総合的に勘案し、入所調整会議において優先順位が決定されます。

## 児童福祉法のサービス

サービスの名称	内容	手続き
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の支援を行います。	障がい児通所支援給付
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、治療を行います。	障がい児通所支援給付
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。	障がい児通所支援給付
保育所等訪問支援	保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	障がい児通所支援給付
福祉型障がい児入所施設	施設に入所する障がいのある児童に対し、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。	障がい児入所給付
医療型障がい児入所施設	施設に入所する障がいのある児童に対し、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与、治療を行います。	障がい児入所給付

## 7

## 相談支援サービス

サービスの名称	内容	手続き
計画相談支援	障がい福祉サービス等の利用を希望する方の総合的な援助の方針や、サービスの組み合わせ等を検討し、サービス等利用計画の作成や、計画の評価などを行います。	計画相談支援給付
地域移行支援	障がい者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者等に対し、住居の確保など、地域における生活に移行するために必要な支援を行います。 【対象】 ①障がい者支援施設や療養介護を行う病院等に入所している障がい者 ②精神科病院に1年以上入院している障がい者 ※1年未満の入院であっても、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる方等も対象となります。 ③救護施設または更正施設に入所している障がい者 ④刑事施設、少年院に収容されている障がい者 ⑤更生保護施設等に入所している障がい者 【期間】 6カ月	地域相談支援給付
地域定着支援	自宅で単身生活をする方などに対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談やその他必要な支援を行います。 【対象】 ①単身生活であるため、緊急時の支援が見込めない方 ②家族と同居しているが、家族が障がいや疾病などのため、緊急時の支援が見込めない方 【期間】 1年間	
障がい児相談支援	障がい児通所サービス等の利用を希望する児童の総合的な援助の方針や、サービスの組み合わせ等を検討し、障がい児支援利用計画の作成や、計画の評価などを行います。	障がい児相談支援給付

## (5) サービスと対象障がい・障がい支援区分の対応表

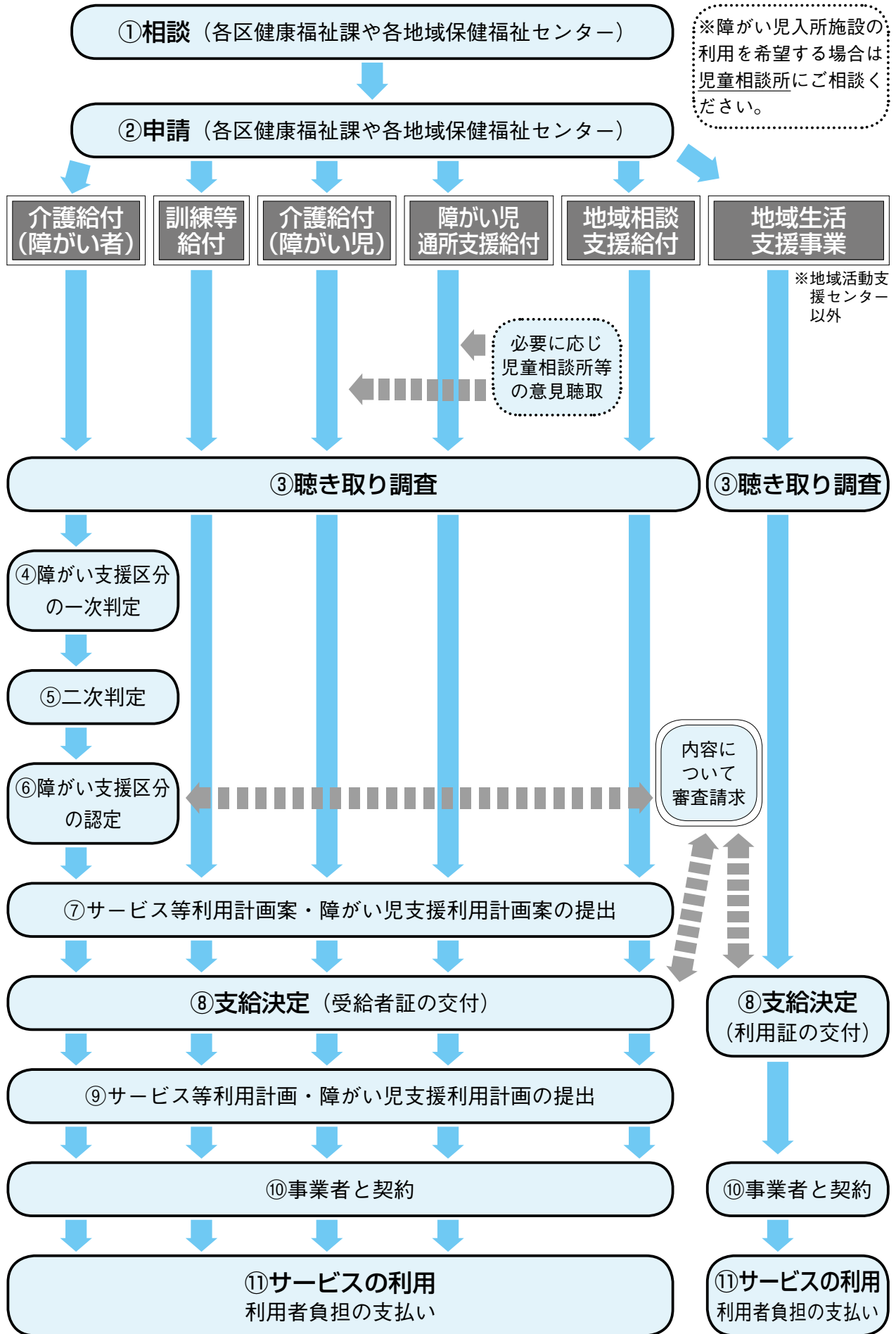
(※1) 障がい支援区分のほかに、一定の要件があります

サービスの種類と名称		対象障がい				障がい支援区分						一定の要件／特定の条件		
種類	名称	身体	知的	精神	難病	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5		区分6	
在宅で利用するサービス	居宅介護 (身体介護・家事援助)	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
	重度訪問介護	○	○	○	○						○	○	○	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で常時介護を必要とする人(※1)
	生活サポート	○	○	○		○								障がい支援区分が「非該当」であり、「居宅介護」の支給決定を受けられない人
外出時に利用するサービス	同行援護	○			○				○	○	○	○	○	身体介護を伴わない場合、障がい支援区分の認定を必要としない。(※1)
	行動援護		○	○	○				○	○	○	○		自己判断能力が制限されている知的障がい者・精神障がい者等(※1)
	居宅介護 (通院等介助)	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
	居宅介護 (通院等乗降介助)	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
	移動支援	○	○	○			区分認定不要						重度の視覚障がい者(1級, 2級)・全身性障がい者, 障がい児等	
通所して利用するサービス ※利用は原則18歳以上(日中一時支援は除く)	生活介護	○	○	○	○				△	○	○	○	○	区分3以上(常時の介護を必要とする人) ※50歳以上の場合は区分2以上, 施設入所者は区分4以上, 50歳以上で施設入所者は区分3以上
	自立訓練 (機能訓練)	○			○		区分認定不要						入所施設・病院を退所・退院, 特別支援学校を卒業した身体障がい者等	
	自立訓練 (生活訓練)		○	○	△		区分認定不要						入所施設・病院を, 退所・退院, 特別支援学校を卒業した知的障がい者・精神障がい者 ※難病患者等の場合は, 44ページの知的障がい者または精神障がい者の要件に該当する人	
	就労移行支援	○	○	○	○		区分認定不要						一般企業等への就労を希望する65歳未満の人	
	就労継続支援 (A型)	○	○	○	○		区分認定不要						一般企業等での就労が困難な利用開始時に65歳未満の人	
	就労継続支援 (B型)	○	○	○	○		区分認定不要						一般企業等での就労が困難な人	
	日中一時支援 (日帰りの短期入所)	○	○	○			区分認定不要							
	地域活動支援センター (I型・II型・III型)	○	○	○	○		区分認定不要							

サービスの種類と名称		対象障がい				障がい支援区分						一定の要件／特定の条件		
種類	名称	身体	知的	精神	難病	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5		区分6	
住まいの場として利用するサービス ※利用は原則18歳以上(短期入所は除く)	短期入所(ショートステイ)	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
	療養介護	○	○	○	○							○	○	区分5以上(常時の介護や医療を必要とする人) ※筋ジストロフィー患者等で区分5以上、筋萎縮性側索硬化症患者で区分6
	施設入所支援	○	○	○	○				△	○	○	○		「生活介護」利用者のうち区分4以上、50歳以上の場合は区分3以上
	共同生活援助(グループホーム)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	福祉ホーム			○										
在宅、通所、住まいの場として利用するサービス	重度障がい者等包括支援	○	○	○	○							○	区分6で意思の疎通に著しい困難を有する人で次のいずれかに該当する人 ●重度訪問介護の対象者で四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障がい者のうち次のいずれかに該当する人 ・人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者 ・最重度知的障がい者 ●障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が10点以上の人	
児童福祉法に基づくサービス	児童発達支援	○	○	○	○									
	医療型児童発達支援	○	○	○	○									
	放課後等デイサービス	○	○	○	○									
	保育所等訪問支援	○	○	○	○									
						区分認定不要								

※障がい児入所施設の利用を希望する場合は、児童相談所にご相談ください。

(6) サービス利用までのなかれ





番号	利用までのながれ	内 容
①	相談	困っていることや使いたいサービスなどをご相談ください。
②	申請	サービスを利用するためには、申請することが必要です。
③	聴き取り調査	市のケースワーカーが訪問し、心身の状況などについて聴き取り調査を行います。
④	障がい支援区分の一次判定	コンピューターで支援の必要度を判定します。
⑤	障がい支援区分の二次判定	「審査会」で一次判定の結果と医師の意見書などに基づき総合的な判定が行われます。 ・申請者のかかりつけ医療機関に対して、新潟市から意見書の記載を依頼します。 ・意見書の記載料は、新潟市が医療機関へ直接お支払いします。 (原則として自己負担はありません)
⑥	障がい支援区分の認定	判定に基づき、障がい支援区分を決定します。 → 区分に不服があるときは「審査請求」ができます。(60ページ参照) ※原則として3年ごとに更新(再認定)が必要です。
⑦	サービス等利用計画案の提出	指定特定相談支援事業者(指定障がい児相談支援事業者)が作成したサービス等利用計画案を提出してください。
⑧	支給決定 受給者証, 利用証の交付	支給決定します。 → 区分に不服があるときは「審査請求」ができます。(60ページ参照) 「介護給付」「訓練等給付」「障がい児通所支援」の申請者には「受給者証」の交付, 「地域生活支援事業」の申請者には「利用証」の交付がされます。
⑨	サービス等利用計画の提出	支給決定に係るサービス等利用計画を提出してください。
⑩	事業者と契約	サービスを受ける事業者を選択して契約を締結します。
⑪	サービスの利用 利用者負担の支払い	契約に基づいてサービスを利用します。 利用したサービスの原則1割を負担します。 ※減免制度があります。

「地域生活支援事業」のなかの「地域活動支援センター」をご利用の際は、利用したい施設に直接ご相談ください。

→ 受給者証や利用証は必要ありません。

## (7) 受給者証・利用証について

障がい福祉サービスを受給・利用するための証明書として、下記の証書が交付されます。

- ・介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、障がい児通所支援給付の支給決定者には「**受給者証**」
- ・地域生活支援事業の生活支援サービス支給決定者には「**利用証**」

※療養介護の受給者には、受給者証と合わせて「療養介護医療受給者証」が交付されます。

※医療型児童発達支援の受給者には、受給者証と合わせて「肢体不自由児通所医療受給者証」が交付されます。

### ●受給者証（緑）を受け取られた方へ

「受給者証」には、サービスを利用するための大切な情報が記載されています。

下記の見本をもとに確認が必要な部分（詳細は57ページ）をお確かめください。

（見本：（一）面）

障がい福祉サービス受給者証		
受給者証番号	0000500××××	
支給決定障がい者等	居住地	新潟市中央区学校町通1番町602番地
	フリガナ	ニイガタハナコ
	氏名	新潟 花子
	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
児童	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
障がい種別	2	
交付年月日	平成28年6月25日	
支給市町村名及び印	新潟市長	

（見本：（六）面）

利用者負担に関する事項	
負担上限月額	9,300円
適用期間	平成28年7月1日から平成29年6月30日まで
食事提供体制加算対象者	該当
適用期間	平成28年7月1日から平成29年6月30日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	該当
利用者負担上限額管理事業者名	〇〇〇園
特記事項欄	新潟市地域生活支援事業併給あり 新潟市利用者負担軽減措置制度対象者 (軽減措置が延長されない場合の軽減適用期間は平成29年3月31日まで)
予備欄	中央区役所

## ●利用証（青）を受け取られた方へ

「利用証」には、サービスを利用するための大切な情報が記載されています。  
 下記の見本をもとに確認が必要な部分（詳細は57ページ）をお確かめください。

（見本：（一）面）

新潟市障がい者地域生活支援事業利用証		
利用者	受給番号	0000700××××
	居住地	新潟市中央区学校町通1番町602番地
	フリガナ	ニイガタハナコ
	氏名	新潟 花子
	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
児童	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
交付年月日	平成28年6月25日	
支給市町村名及び印	新潟市長	

ア

7

障がい福祉サービス等の利用について

（見本：（三）面）

利用決定の内容		
支 日 中 一 時 支 援 等 事 業	利用決定期間	平成28年7月1日から平成29年6月30日まで
	利用量等	7日／月（区分3）
利用者負担上限月額		9,300円
特記事項欄 新潟市利用者負担軽減措置制度対象者 （軽減助成が延長されない場合の 軽減適用期間は平成29年3月31日まで） 利用者負担上限管理対象者 障がい福祉サービス併給あり 食事提供体制加算対象者		
（予備欄） 中央区役所  上限額管理事業者：		

ウ

オ

カ

キ

ク

## ●受給者証（黄）を受け取られた方へ

「受給者証」には、サービスを利用するための大切な情報が記載されています。  
 下記の見本をもとに確認が必要な部分（詳細は57ページ）をお確かめください。

（見本：（一）面）

通所受給者証		
受給者証番号	0000300××××	
通所給付決定保護者	居住地	新潟市中央区学校町通1番町602番地
	フリガナ	ニイガタハナコ
	氏名	新潟 花子
	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
児童	フリガナ	ニイガタタロウ
	氏名	新潟 太郎
	生年月日	平成〇〇年〇月〇日
交付年月日	平成28年6月25日	
支給市町村名及び印	新潟市長	

ア

イ

（見本：（五）面）

利用者負担に関する事項	
負担上限月額	4,600円
適用期間	平成28年7月1日から平成29年6月30日まで
食事提供体制加算対象者	該当
適用期間	平成28年7月1日から平成29年6月30日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	該当
利用者負担上限額管理事業者名 〇〇〇〇園	
特記事項欄 新潟市地域生活支援事業併給あり 新潟市利用者負担軽減措置制度対象者 (軽減措置が延長されない場合の軽減適用期間は平成29年3月31日まで)	
予備欄 中央区役所	

ウ

エ

キ

オ

カ

● 「受給者証」「利用証」の確認が必要な箇所と内容

見本の 該当箇所	確認項目	確認箇所
関 する こ と  あ な た に	ア 居住地・氏名・生年月日	誤りがないか確認ください
	イ 障がい種別	1→身体障がい 2→知的障がい 3→精神障がい 5→難病患者等
あ な た が 負 担 す る 利 用 料 ・ 負 担 軽 減 に 関 す る こ と	ウ 利用者負担上限月額	自己負担額は利用金額の原則1割ですが、1ヶ月あたりの負担上限額が決まっています。
	エ 食事提供体制加算対象者	受給者証の方：通所施設等で食事の提供を受けた場合に、食費の減免が受けられます。 利用証の方：「日中一時支援」利用時に食事の提供を受けた場合に、食費の減免が受けられます。
	オ 新潟市利用者負担軽減措置制度対象者	新潟市独自の軽減措置により、利用者負担額が、2割軽減されます。
	カ 軽減助成が延長されない場合の軽減適用期間は平成29年3月31日まで	新潟市独自の軽減措置は、平成29年3月31日までの経過措置とされており、延長されなかった場合は、市から改めてお知らせいたします。
	キ 利用者負担上限額管理対象者	<u>上限額管理の手続きが必要となります。</u>



◆上限額管理とは

複数の事業者をご利用の場合は、それぞれの事業者から利用者負担の請求があります。その際、各事業者からの請求額を合算した金額が、負担上限月額を超えないように、事業者間で利用者負担額の調整を行います。利用者の方には、この調整を行う上限額管理事業者を選択していただく必要があります。

◆手続きの方法

- ①新潟市から受給者証・利用証と一緒に「利用者負担上限額事務依頼（変更）届出書」が届きます。
- ②サービスを利用する事業者の中から上限管理を依頼したい事業者に届出書を提出してください。
- ③事業者が必要事項を記載してもらい、「利用者負担上限額事務依頼（変更）届出書」と受給者証・利用証を区役所健康福祉課に提出してください。
- ④上限管理事業者名を受給者証・利用証に記入し、お返しいたします。



## (8) 利用者負担について

障がい福祉サービス、地域生活支援事業及び障がい児通所・入所支援は、原則として費用の1割が利用者の負担となりますが、世帯の所得に応じて1ヶ月あたりの上限額を定め、負担が重くならないようにしています。

### ①障がい者の負担上限月額

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯 (所得割16万円未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホームの利用者を除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

### ②障がい児の負担上限月額

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市民税非課税世帯		0円
一般1	市民税課税世帯 (所得割28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ、ガイドヘルプ利用の場合	4,600円
		20歳未満の入所施設利用者の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

①②の表における市民税所得割額は、地方税法改正による扶養控除廃止前の例により算定した額。

### ※所得を判断する際の世帯範囲は、次の通り

種別	世帯の範囲
障がい者(18歳以上) (施設に入所する18,19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児(18歳未満) (施設に入所する18,19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

### ●グループホームの家賃助成

- 指定グループホーム入居者のうち、市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯に属する方に対して、家賃について1人当たり月額10,000円を上限に助成します。

## ●新潟市の独自軽減措置

- 新潟市では、市独自の利用者負担額軽減措置を行っています。市民税課税世帯の方は利用者負担額が2割軽減されます。

## ●多子軽減措置

- 障がい児通所支援（放課後等デイサービスを除く）を利用している児童に兄弟がいる場合、利用者負担を1割負担から軽減する制度があります。ただし、軽減には世帯の所得、兄弟構成の要件があります。

## ●高額障がい福祉サービス等給付費

- 障がい福祉サービス、地域生活支援事業（移動支援、生活サポート、日中一時支援）、障がい児通所支援及び障がい児入所支援の利用者で、世帯（18歳以上の場合、障がい者及び配偶者）における以下の①～⑤の費用（月額）の合算額が基準額を超えた場合に、高額障がい福祉サービス等給付費・高額生活支援給付費、高額障がい児通所給付費、高額障がい児入所給付費を支給します。

- ①障がい福祉サービスの利用者負担額
- ②地域生活支援事業（移動支援、生活サポート、日中一時支援）の利用者負担額
- ③介護保険の利用者負担額
- ④補装具の利用者負担額
- ⑤児童福祉法に基づく障がい児通所支援・障がい児入所支援の利用者負担額  
※介護保険法、児童福祉法で償還された額は除く。

- 手続き

償還払い方式による支給です。（一旦費用の全額を支払った後、申請に基づいて費用が払い戻されます。）

利用した事業所等から発行される利用者負担の金額が記載された領収書を添え、各区役所健康福祉課障がい福祉係に申請してください。

## ●生活保護への移行防止措置

- 費用を負担することによって生活保護世帯に該当する場合は、生活保護世帯に該当しなくなるまで利用者負担の負担上限月額等を引き下げます。

## ●災害措置

- 震災、風水害、火災などの災害や失業で生活基盤に著しい被害を受けた場合は、利用者負担額が軽減されることがあるので、ご相談ください。

## ● 「受給者証」「利用証」に関して区役所への手続きが必要となる場合

必要な場合	手続き等の内容
「事業者・施設のご案内」に記載されていない市外の事業者・施設を利用したい	地域生活支援事業を利用の場合（「利用証」の場合）は事前に各区役所健康福祉課にご相談ください。
氏名が変わった	14日以内に各区役所健康福祉課に届出をしてください。
市内で転居した	14日以内に各区役所健康福祉課に届出をしてください。
市外に転出する	「受給者証」「利用証」を各区役所健康福祉課に返還してください。 ※転出先の市町村で、障がい支援区分認定調査等を新たに受ける必要はありません。 新潟市で認定を受けた障がい支援区分と有効期間が引き続き有効となります。 新潟市から交付された「障がい支援区分認定証明書」を添えて、転入先の市町村に申請を行ってください。
サービスを利用する必要がなくなった	「受給者証」「利用証」を各区役所健康福祉課に返還してください。

### ※注意事項

施設に入所している人で疾病等により3ヶ月以上の入院が必要な場合、入院開始から3ヶ月以上たった場合は原則として受給者の資格がなくなります。

## (9) 不服申し立て（審査請求）

「障がい支援区分の認定」及び「支給決定」の内容に不服がある場合は、まずは各区役所（P.1 記載）にご相談ください。

### ● 不服申し立ての方法

#### (1) 介護給付及び訓練等給付サービスの場合

通知書を受け取った翌日から起算して3か月以内に、新潟県知事に対し、本人及び代理人が審査請求を行ってください。

なお審査請求をした場合には、新潟県知事に申し立てれば、口頭により意見を述べることができます。

審査請求書送付先：新潟県福祉保健部障害福祉課

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 電話025-285-5511

#### (2) 生活サポート、移動支援、日中一時支援の場合

通知書を受け取った翌日から起算して3か月以内に、新潟市長に対し、本人及び代理人が審査請求を行ってください。

審査請求書送付先：各区役所

新潟市内の指定事業者・施設をご紹介します。事業者・施設へお気軽にご相談ください。

◆平成28年6月1日現在の内容となっております。

追加や変更が生じる可能性がありますのでご注意ください。

(年度途中に追加となる事業所は、新潟市ホームページで確認できます)

サービス		種類	掲載ページ
(1)	居宅介護（身体介護・家事援助）	在宅	62～66ページ
	居宅介護（通院等介助・通院等乗降介助）	外出時	
	重度訪問介護	在宅	
	同行援護	外出時	
	行動援護	外出時	
(2)	療養介護	住まいの場	66ページ
(3)	短期入所（ショートステイ）	住まいの場	67ページ
(4)	基準該当短期入所（ショートステイ）	住まいの場	68ページ
(5)	グループホーム	住まいの場	68ページ
(6)	施設入所支援	住まいの場	69ページ
(7)	福祉ホーム	住まいの場	69ページ
(8)	生活介護	通所	70～71ページ
(9)	基準該当生活介護	通所	71～72ページ
(10)	自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練	通所	72ページ
(11)	基準該当自立訓練（機能訓練）	通所	72～73ページ
(12)	自立訓練（機能訓練）	通所	73ページ
(13)	就労移行支援	通所	73～74ページ
(14)	就労継続支援A型	通所	74ページ
(15)	就労継続支援B型	通所	74～77ページ
(16)	移動支援・生活サポート	外出時	77～81ページ
(17)	日中一時支援（日帰りの短期入所）	通所	81～84ページ
(18)	地域活動支援センター	通所	85～86ページ
(19)	医療型障がい児入所施設	児童	86ページ
(20)	医療型児童発達支援センター	児童	86ページ
(21)	福祉型児童発達支援センター	児童	86ページ
(22)	児童発達支援	児童	87ページ
(23)	放課後等デイサービス	児童	87～89ページ
(24)	基準該当放課後等デイサービス	児童	90ページ
(25)	指定一般・特定相談支援・障がい児相談支援事業者		90～91ページ

(1) 居宅介護（身体介護・家事援助）  
 居宅介護（通院等介助・通院等乗降介助）  
 重度訪問介護  
 同行援護  
 行動援護

※対象者	※サービス種類
身…身体障がい者 児…障がい児 知…知的障がい者 精…精神障がい者 難…難病患者等	身…身体介護 家…家事援助 通…通院等介助 乗…通院等乗降介助 重…重度訪問介護 同…同行援護 行…行動援護

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者					営業地域	サービス種類					
						身	知	児	精	難		身	家	通	乗	重	同
北	有限会社 まごころ介護支援センター	950-3116	神谷内54-2	Tel. 025-259-3339 Fax. 025-255-7065	月-土(8:00-17:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	北・東・ 江南区西野	○	○	○	○	○	○
	新潟市社会福祉協議会 北区さわやか訪問介護 センター	950-3323	東栄町1-1-35	Tel. 025-384-6699 Fax. 025-386-0739	無休 (7:00-20:00)	○	○	○	○	○	身・家・通・ 重・北・東区 同：新潟市	○	○	○	○	○	○
	有限会社 里の和訪問介護事業所	950-3325	白新町2-13-21	Tel. 025-388-6144 Fax. 025-388-6145	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	北・東・江南・ 中央区	○	○			○ 要相談	
	居宅支援クローバー	950-3323	東栄町1-1-49 豊栄福祉交流 センター内	Tel. 025-384-1112 Fax. 025-387-4753	無休 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	北区 (他地域 相談)	○	○	○	○	○	○
	株式会社ねむの木 介護支援センター	950-3325	白新町4-10-15	Tel. 025-387-3188 Fax. 025-211-2895	24時間	○	○	○	○	○	北区・阿賀野 市・新発田市	○	○	○	○	○	
	アースサポート新潟北	950-3325	白新町1-10-4	Tel. 025-388-4411 Fax. 025-388-4412	無休 (7:00-21:00)	○	○	○	○	○	新潟市・新発田 市・五泉市・阿 賀野市・阿賀町	○	○	○	○	○	
	訪問介護 セカンドライフ	950-3128	松浜東町 1-10-33	Tel. 025-288-1088 Fax. 025-288-1078	祝日,8/13-15, 12/31-1/3を除く 月-金(10:00-19:00)	○					北・東・ 江南区・ 聖籠町・ 新発田市・ 胎内市	○	○	○	○	○	
東	ななふく訪問介護	950-0806	海老ヶ瀬3002	Tel. 025-250-1237 Fax. 025-250-1236	祝日, 8/13-15, 12/31-1/3を除く 月-金(8:30-17:30) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	東区と 北・中央・ 江南区の 一部	○	○	○	○	○	
	ジャパンケア新潟藤見	950-0025	藤見町2-15-7	Tel. 025-275-8831 Fax. 025-275-8832	無休24時間ヘル パーの状況により 相談	○	○	○	○	○	北・東・中央・ 江南区	○	○	○	○	○	
	新潟市社会福祉協議会 東区訪問介護センター	950-0885	下木戸1-4-1 東区役所内	Tel. 025-272-1754 Fax. 025-272-1756	無休(7:00-22:00)	○	○	○	○	○	身・家・通・ 重・東・中央・ 北・江南区 同：新潟市	○	○	○	○	○	○
	新潟東自閉症・知的 障害支援センター おれんじぼーと	950-0801	津島屋6-66-1	Tel. 025-256-7223 Fax. 025-378-8472	月-日(6:00-24:00) 営業時間外は相談	○	○				北・東区	○	○			○	○
	有限会社 きゃすと	950-0012	有楽2-3-2	Tel. 025-271-1777 Fax. 025-271-1770	月-土(8:30-17:30) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	東区	○	○	○	○	○	○
	ツクイ新潟山木戸東	950-0871	山木戸4-12-32	Tel. 025-250-8680 Fax. 025-250-8682	無休 (8:30-17:30) サービス提供 (7:00-19:00)	○	○	○	○	○	東・中央・ 江南区と北 区の一部 (松浜地域・ 白勢町)	○	○	○	○	○	○
	特別養護老人ホーム あしぬま荘	950-0893	はなみずき 2-3-7	Tel. 025-271-1016 Fax. 025-271-1017	無休(8:30-17:20) 7:30-8:30, 17:20-19:30は希望 により対応	○	○	○			東・中央・ 江南区	○	○			○	
	社会福祉法人フレンド ランド福祉会 羽ばたきヘルパス テーション	950-0892	寺山3-32-21	Tel. 025-379-7152 Fax. 025-379-7152	月-日(8:30-17:30) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	旧新潟市	○	○	○	○	○	
	あじさい福祉センター	950-0053	宝町3-23	Tel. 025-272-5777 Fax. 025-270-8856	月-日 (6:00-22:00)	○					新潟市全域	○	○	○	○	○	
	アレック北栄 新潟東	950-0031	船江町2-5-15	Tel. 025-257-9331 Fax. 025-257-9332	月-日 (7:00-21:00)	○	○	○	○	○	中央・東・ 江南・北区	○	○	○	○	○	



区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者					営業地域	サービス種類					
						身	知	児	精	難		身	家	通	乗	重	同
東	テクノワークス	950-0841	中野山5-18-30	Tel. 025-277-8114, 8115 Fax. 025-277-8116	月-土(8:30-17:30) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○	○
	ヘルパーステーション社	950-0841	中野山5-14-1	Tel. 025-278-7177 Fax. 025-278-7178	無休 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○	○
	(有)すまいるサポート ヘルパーステーション	950-0021	物見山 2-35-33	Tel. 025-384-0707 Fax. 025-384-0700	祝日を除く月-金 (9:00-17:00) サービス提供無休 (8:00-21:00くらい で相談)	○	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○	○
	障害福祉サービス グリーン	950-0807	木工新町 1060-1	Tel. 025-274-6930 Fax. 025-274-6931	祝日, 8/13-15, 12/31-1/3を除く 月-金(9:00-17:00)	○	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○	○
	アースサポート 新潟東	950-0841	中野山4-8-34	Tel. 025-277-5600 Fax. 025-277-5611	無休 (7:00-21:00)	○	○	○	○	○	新潟市・ 聖籠町・ 新発田市	○	○	○	○	○	○
	まごころ 介護支援センター木戸	950-0891	上木戸4-7-11	Tel. 025-384-0238 Fax. 025-384-0237	月-土(8:00-17:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	北区(松浜・ 名目所・ 濁川地区)・ 東区・ 中央区(沼 垂・馬越・ 紫竹地区)	○	○	○	○	○	○
	清篤苑ケアセンター	950-0054	秋葉1-19-3	Tel. 025-278-3001 Fax. 025-278-3233	無休 (7:00-18:00) ※時間外応相談	○	○	○	○	○	東区	○	○	○	○	○	○
訪問介護 ステーションフレサ	950-0841	中野山4-9-20	Tel. 025-257-2033 Fax. 025-276-6161	無休 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	東区・中央 区(桜ヶ丘 小学校区)・ 江南区(丸 山・丸山ノ 内善之丞 組・茗荷谷・ 亀田西小 学校区)	○	○	○	○	○	○	
中央	居宅介護サービス わあなる	950-0073	日の出2-3-3 エクセル創栄 I 201	Tel. 025-248-6490 Fax. 025-248-6489	月-土 (8:00-17:00)	○	○	○	○	○	新潟市内 全域	○	○	○	○	○	○
	訪問介護ステーショ ンて〜あん中央	951-8055	礎町通 5-2264 高政ビル3F	Tel. 025-201-9188 Fax. 025-201-9180	月-土 (8:00-19:00)	○	○	○	○	○	中央・東・ 西・江南区	○	○	○	○	○	○
	有限会社 ケアワーカー 藤井紹介所	950-0083	蒲原町8-6	Tel. 025-244-6703 Fax. 025-249-1650	月-金(9:00-18:00) 営業日・営業時間外 応相談	○	○	○	○	○	中央・東・ 西区	○	○	○	○	○	○
	新潟市社会福祉協議会 中央区中央訪問介護 センター	951-8127	関屋下川原町 1-3-11	Tel. 025-234-0533 Fax. 025-234-5039	無休(7:00-22:00)	○	○	○	○	○	身・家・通・ 重:中央・ 東・西・ 江南区 同:新潟市	○	○	○	○	○	○
	新潟市社会福祉協議会 中央区中央第2訪問介護 センター	950-0906	東幸町15-15 東亜堂ビル 201	Tel. 025-290-7829 Fax. 025-290-7830	無休(7:00-22:00)	○	○	○	○	○	身・家・通・ 重:中央・ 東・西・ 江南区 同:新潟市	○	○	○	○	○	○
	新潟市社会福祉協議会 障がい者訪問介護センター	950-0909	八千代1-3-1	Tel. 025-248-6555 Fax. 025-248-7173	無休(7:00-22:00)	○	○	○	○	○	新潟市	○	○	○	○	○	○
	ジャパンケア新潟中央	950-0916	米山6-12-19 1F	Tel. 025-240-1190 Fax. 025-240-1191	年中無休 (受付は月-金) 24時間 (受付は9:00-18:00)	○	○	○	○	○	新潟市全域	○	○	○	○	○	○
	ニチケアセンター 新潟中央	950-0075	沼垂東6-9-3	Tel. 025-290-2731 Fax. 025-290-2734	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	中央・東区	○	○	○	○	○	○
	ニチケアセンター せきや	951-8153	文京町11-25	Tel. 025-234-5678 Fax. 025-234-5560	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	中央・西区	○	○	○	○	○	○
	ニチケアセンター 新潟南	950-0913	鏡2-14-21	Tel. 025-290-4711 Fax. 025-290-4721	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	中央・東区	○	○	○	○	○	○
	信越ユニオン(株) ヘルパーステーション ハンド・ハンド	951-8153	文京町6-27	Tel. 025-234-4510 Fax. 025-234-4511	無休 (7:00-20:00)	○	○	○	○	○	中央・西・ 南・東区 と江南区 の一部	○	○	○	○	○	○

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者					営業地域	サービス種類							
						身	知	児	精	難		身	家	通	乗	重	同	行	
中央	ツクイ新潟関屋	951-8136	関屋田町1-14	Tel. 025-201-3600 Fax. 025-201-3666	無休(8:30-17:30) サービス提供は 8:00~18:00	○	○	○	○	○	中央・西・ 東区	○	○	○	○				
	ツクイ新潟女池	950-0950	鳥屋野南3-2-5	Tel. 025-288-0162 Fax. 025-288-0163	無休 (受付8:30-17:30)	○	○	○	○	○	東・中央・ 江南・西区	○	○	○	○				
	アレック北栄 新潟	950-0944	愛宕2-10-2	Tel. 025-285-8866 Fax. 025-285-8809	月-日 (7:00-21:00)	○	○	○	○	○	中央・江南・ 東・西区	○	○	○	○				
	株式会社パロム ホームヘルパー ステーション	950-0973	上近江1-2-20	Tel. 025-285-1312 Fax. 025-282-1552	月-金(8:30-17:30) 営業時間外は相談	○	○				東区・中央区・ 江南区・西区	○	○			○			
	アースサポート新潟	950-0913	鏡1-4-28	Tel. 025-248-7200 Fax. 025-248-7211	無休 (7:00-21:00)	○	○	○	○	○	新潟市・ 阿賀野市・ 聖籠町・ 新発田市	○	○	○	○				
	アースサポート 新潟中央	951-8136	関屋田町 4-554	Tel. 025-230-7100 Fax. 025-230-7101	無休 (7:00-21:00)	○	○	○	○	○	中央・東・ 西・江南区	○	○	○	○				
	訪問介護ステーション ねこの手	950-0922	山ニツ 4-14-26	Tel. 025-287-5130 Fax. 025-287-5140	月-金 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○					
	バイタルケア 新潟ホームヘルプ サービス	951-8133	川岸町2-8-2	Tel. 025-230-3003 Fax. 025-230-1100	年中無休 (7:30-18:00)	○					中央・西・ 東区	○	○						
	ヘルパーステーション 和実	951-8153	文京町27-1 文京ドミトリー 305号・306号	Tel. 025-265-3833 Fax. 025-265-3833	無休(受付は月-土 9:00-17:00)	○	○	○	○	○	中央・東・ 江南・西区	○	○	○	○			○	○
	ヘルパーステーション とやの	950-0942	小張木1-4-5	Tel. 025-281-6800 Fax. 025-281-6555	年中無休 (7:00-19:00)	○	○		○		中央区	○	○			○			
	ウイング関屋訪問介護 ステーション	951-8136	関屋田町1-6-2	Tel. 025-266-7718 Fax. 025-266-7718	365日 (8:30-17:30)	○					西・中央区	○	○	○	○				
	青山訪問介護 ステーション	951-8153	文京町27-30	Tel. 025-234-5311 Fax. 025-234-5312	無休 (8:30-17:30)	○				○	中央区 関屋地区・ 西区(飯井 輪地区・黒埼 地区を除く)	○	○	○	○				
	はあとふるあたご 訪問介護ステーション	951-8067	本町通7-1153 新潟本町通 ビル4階	Tel. 025-228-5004 Fax. 025-228-2266	月-日 (9:00-18:00)	○					中央・西区	○	○	○	○				
	ときプランニング	950-0912	南笹口 1-1-20-402	Tel. 025-250-7506 Fax. 025-333-0410	年中無休 (受付は9:00-17:00)	○				○	新潟市 全域	○	○	○	○			○	
	新潟コアラ	950-0921	京王2-2-23	Tel. 025-278-8640 Fax. 025-278-8642	8/13-16, 12/31-1/5を除く 月-土(8:00-17:00)	○	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○	○	○		
	ケアサポート青い鳥	951-8162	関屋本村町 1-148-5 斎藤マンション 1-3号	Tel. 025-201-8561 Fax. 025-201-8569	無休 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	東・中央・ 江南・南・ 西区	○	○	○	○			○	○
	オレンジ	950-0946	女池西1-25-5	Tel. 025-284-7912 Fax. 025-284-7714	月-金(9:00-17:30)	○	○	○	○	○	新潟市 全域	○	○	○	○				
	出来島ケアプラザ	950-0962	出来島1-6-3	Tel. 025-280-1565 Fax. 025-280-1665	月-金 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	中央区	○	○	○					
	ヘルパーステーション めぐ	951-8141	関新2-1-73 新潟ダイカン プラザ遊学館312	Tel. 025-210-4356 Fax. 025-233-6533	月-金 (9:00-17:00)	○	○	○	○	○	新潟市	○	○	○	○			○	
	ヘルパーステーション グッドスマイル	951-8162	関屋本村町 2-326	Tel. 025-265-4615 Fax. 025-230-1834	月-土 (9:00-18:00)	○	○		○		新潟市	○	○	○	○			○	
特定非営利活動法人 せいむ	950-0073	日の出2-3-3 エクセル創栄I 1階	Tel. 025-282-5402 Fax. 025-282-5403	祝日,12/30-1/3を 除く 月-日(7:00-19:00)	○	○	○	○	○	新潟市内 全域	○	○	○	○	○	○	○	○	
ヘルパーステーション あらた	950-0963	南出来島 2-10-15 モンテ出来島1F	Tel. 025-383-6534 Fax. 025-383-6570	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	新潟市	○	○	○	○			○		
江南	ジャパンケア新潟江南	950-0127	諏訪1-2-7	Tel. 025-383-1861 Fax. 025-383-1862	年中無休 (受付は月-金) 24時間 (受付は9:00-18:00)	○	○	○	○	○	北・江南・ 秋葉区	○	○	○	○			○	○
	ヘルパーステーション 向陽の里	950-0121	亀田向陽2-6-1	Tel. 025-382-8222 Fax. 025-382-8223	無休(8:30-17:30) サービス提供 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	江南区 (曾野木・ 南川を除く) ・東区 (石山のみ)	○	○	○	○			○	

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者					営業地域	サービス種類					
						身	知	児	精	難		身	家	通	乗	重	同
江南	江南ケアプラザ	950-0121	亀田向陽3-14-3	Tel. 025-382-1217 Fax. 025-383-8806	月-金 (9:00-18:00)	○	○	○	○		江南区	○	○	○	○		
秋葉	新潟市社会福祉協議会 秋葉区新津訪問介護 センター	956-0863	日宝町6-13	Tel. 0250-24-0120 Fax. 0250-21-3470	無休 (7:00-21:00)	○	○	○	○	○	身・家・通・ 重：秋葉・ 南区 同：新潟市	○	○	○	○	○	○
	ニチケアセンター 新潟東	950-0211	横越川根町 4-1-41	Tel. 025-383-2006 Fax. 025-385-3788	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	北・東・ 中央・江南・ 秋葉区	○	○			○	○
	ニチケアセンター かわぐち	956-0015	川口138-1	Tel. 0250-21-6303 Fax. 0250-21-6313	土日祝日, 12/30-1/3を除く 月-金(9:00-17:15) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	秋葉・ 江南区	○	○	○	○	○	○
	ニチケアセンター 新津	956-0864	新津本町4-5-2	Tel. 0250-21-1018 Fax. 0250-21-1054	日-土(6:00-22:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	秋葉・南区	○	○	○	○	○	○
	アレック北栄 新津	956-0851	金沢町3-1-9	Tel. 0250-23-1808 Fax. 0250-23-2061	無休 (7:00-21:00)	○	○	○	○	○	秋葉区 (旧新津市)・ 江南区 (旧亀田・ 横越町)	○	○	○	○	○	○
	自立支援センター まんにち	956-0802	七日町6086	Tel. 0250-25-3340 Fax. 0250-25-3339	月-日(8:30-18:00) 営業時間外は相談	○	○	○			秋葉・南・ 江南区	○	○	○	○	○	○
	訪問介護センター美幸	956-0023	美幸町3-8-10 ウイングミュキ 101号	Tel. 0250-24-2288 Fax. 0250-24-2288	1/1-3を除く毎日 (8:00-19:00)	○	○	○	○		秋葉・南・ 江南区	○	○	○	○	○	○
	アースサポート新潟 秋葉	956-0865	善道町2-13-5	Tel. 0250-23-4455 Fax. 0250-23-7355	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○		新潟市・ 五泉市・ 新発田市・ 阿賀野市・ 阿賀町・ 田上町	○	○	○	○	○	○
	アースサポート新潟 江南	950-0154	荻菅根3-1-6	Tel. 025-383-1700 Fax. 025-383-1701	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	江南区	○	○			○	○
	訪問介護すずらん	956-0805	中野5-2-27	Tel. 0250-25-7603 Fax. 0250-25-7604	無休 (9:00-18:00)	○	○	○	○		新潟市	○	○	○	○	○	○
南	新潟市社会福祉協議会 南区訪問介護センター	950-1214	上下諏訪木 817-1	Tel. 025-373-6122 Fax. 025-373-5775	12/31-1/1を除く毎日 (7:00-21:00) ※利用者から依頼 がある場合はこの 限りではない	○	○	○	○	○	身・家・通・ 重：南・秋葉・ 西蒲区 同：新潟市	○	○	○	○	○	○
	ニチケアセンター しろね	950-1209	親和町4-23	Tel. 025-371-5122 Fax. 025-373-0656	日-土 (6:00-22:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	南・秋葉区	○	○	○	○	○	○
西	特定非営利活動法人 千草の舎	950-2111	大学南 2-19-34	Tel. 025-262-0432 Fax. 025-262-0432	無休 (9:00-17:00)	○	○	○	○		西区	○	○	○	○	○	○
	さくら・介護ステーション新潟	950-2022	小針6-61-13 ウェルズ21 小針6B	Tel. 025-232-9233 Fax. 025-232-9234	祝日,8/13-16, 12/30-1/3を除く 月-金(8:30-17:30)	○	○	○	○		西・中央・ 東・江南区	○	○	○	○	○	○
	ニチケアセンター 内野	950-2111	大学南 1-7825-8	Tel. 025-264-2550 Fax. 025-264-2551	月-日 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	西・西蒲区	○	○	○	○	○	○
	新潟市社会福祉協議会 西区訪問介護センター	950-2022	小針5-7-5	Tel. 025-378-3130 Fax. 025-378-4300	無休(7:00-22:00)	○	○	○	○	○	身・家・通・ 重：西・中央・ 西蒲区 同：新潟市	○	○	○	○	○	○
	障害者居宅介護事業所 わか	950-2076	上新栄町 1-2-12	Tel. 025-269-4555 Fax. 025-269-4054	無休(7:00-19:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○		東・中央・ 江南・西区	○	○	○	○	○	○
	訪問介護 ゆうゆう	950-2022	小針5-1-47	Tel. 025-232-7522 Fax. 025-232-7245	祝日,12/29-1/3を 除く 月-金(8:30-17:30)	○	○	○	○		新潟市 全域	○	○			○	○
	アビリティ訪問介護	950-2042	坂井762-7	Tel. 025-268-5751 Fax. 025-201-6781	月-金(6:00-20:00) 土日祝(9:00-18:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	中央・西・ 西蒲・南区	○	○	○	○	○	○
	ヘルパーステーション ゆうばえ	950-2172	内野上新町 11810-3	Tel. 025-264-5588 Fax. 025-261-4430	日曜,年末年始 (1/1-2)を除く毎日 平日(8:30-17:30) 土曜(8:30-12:30) ただしサービス提供 は相談に依る	○				○	西区の一部・ 西蒲区の一部	○	○			○	○
訪問介護ステーション て〜あん	950-2024	小新西3-10-7	Tel. 025-267-0100 Fax. 025-267-8333	月-土 (8:00-19:00)	○	○	○	○	○	西区	○	○	○	○	○	○	

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者				営業地域	サービス種類							
						身	知	児	精		難	身	家	通	乗	重	同	行
西	有限会社Welfare	950-2072	松美台6-36	Tel. 025-265-3421 Fax. 025-232-8555	月-日 (7:00-20:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	西区を中心に中央・東・江南・南区	○	○	○	○			
	ツクイ新潟西	950-2045	五十嵐東1-6-32	Tel. 025-211-1922 Fax. 025-211-1923	月-日 (8:30-17:30) (サービス提供は7:00-20:00)	○	○	○	○	○	西・西蒲区・南区	○	○	○	○			
	ヘルパーステーション 夢プラン	950-1101	山田2307-344	Tel. 025-233-1731 Fax. 025-233-1619	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	西区	○	○	○	○			
	介護センターほほえみ	950-2101	五十嵐一の町7150	Tel. 025-264-1055 Fax. 025-264-1056	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	東・中央・江南・西区	○	○	○	○			
	ヘルパーステーション ニューファミリー	950-2051	寺尾朝日通16-20 エノキアン第2ビル2階	Tel. 025-234-4567 Fax. 025-230-9393	年末年始(12/31-1/3)を除く 月-金 (9:00-18:00)	○					西・中央区	○	○	○	○			
	訪問介護センター ゆうKUROSAKI	950-1412	善久730-1	Tel. 025-370-1117 Fax. 025-211-2011	無休 (7:00-18:00)	○	○	○	○	○	西・中央・江南・南区	○	○	○	○	○		
	アースサポート新潟西	950-2044	坂井831-3	Tel. 025-269-8411 Fax. 025-269-8400	無休 (7:00-21:00)	○	○	○	○	○	中央・南・西・西蒲区	○	○	○	○			
	ときめきケアプラザ	950-1101	山田3398-1	Tel. 025-370-1217 Fax. 025-370-1218	月-金 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	中央・西区	○	○	○	○	○		
	特定非営利活動法人 CIL新潟	950-2042	坂井926-1 プレジデント店舗	Tel. 025-378-4152 Fax. 025-378-4153	月-金 (9:00-17:00)	○	○	○	○	○	新潟市	○	○	○	○			
	つばさ訪問介護	950-2063	寺尾台2-10-7	Tel. 025-211-4006 Fax. 025-211-4008	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	新潟市	○	○	○	○			
	福祉サポート よりの会	950-2055	寺尾上3-1-20 和晃マンション101号室	Tel. 025-201-7636 Fax. 025-201-7636	月-金 (8:00-17:00)	○	○	○	○	○	新潟市	○	○	○	○	○	○	
	介護センター虹	950-2051	小新西2丁目19番31号 川口第一ビル105号	Tel. 025-233-6244 Fax. 025-233-6245	月-金 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	東・中央・江南・南・西区	○	○	○	○			
	みっと	950-2137	小見郷屋58-4	Tel. 025-261-2211 Fax. 025-261-5502	月-日 (7:00-19:00)	○	○	○	○	○	新潟市	○	○	○	○	○		
	ヘルパーステーション ボヌール寺尾	950-2054	寺尾東3-14-46	Tel. 025-264-1137 Fax. 025-264-1138	無休 (8:00-18:00)	○	○	○	○	○	東・中央・西区	○	○	○	○			
	にいがた24	950-2001	浦山2-1-5 日星ビル1F	Tel. 025-378-3625 Fax. 050-3412-1517	月-金 (9:00-17:00)	○					新潟市				○			
ケアセンターライフ ガーデン	950-2101	五十嵐一の町7306-5	Tel. 025-378-3821 Fax. 025-260-2230	月-金 (9:00-18:00)	○					東・中央・西区	○	○	○	○				
西蒲	ニチイケアセンター巻	953-0041	巻甲422	Tel. 0256-70-1661 Fax. 0256-73-1165	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	西蒲・西区・燕市部・弥彦村	○	○	○	○			
	新潟市社会福祉協議会 西蒲区訪問介護センター	953-0041	巻甲4363	Tel. 0256-73-3622 Fax. 0256-73-4914	12/31-1/3日を除く 毎日(7:00-22:00) ※利用者から依頼がある場合はこの限りではない	○	○	○	○	○	身・家・通・重:西蒲・南・西区 同:新潟市	○	○	○	○			
	ヘルパーステーション まき	953-0041	巻甲2678-1	Tel. 0256-73-0311 Fax. 0256-73-5110	無休 (8:00-17:00)	○	○	○	○	○	秋葉・南・西蒲区・弥彦村	○	○	○	○			
	ヘルパーステーション 悠々の杜岩室	953-0141	石瀬1100	Tel. 0256-78-8675 Fax. 0256-78-8674	無休 (7:00-19:00)	○	○	○			秋葉・南・西蒲区・弥彦村	○	○	○	○			

## (2) 療養介護

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員
西	独立行政法人国立病院機構 西新潟中央病院	950-2085	真砂 1-14-1	Tel. 025-265-3171 Fax. 025-231-2831	27人 120人
新潟市外	長岡療育園	940-2135	長岡市深沢町字高寺 2278-8	Tel. 0258-46-6611 Fax. 0258-47-1243	139人
	独立行政法人国立病院機構 新潟病院	945-0847	柏崎市赤坂町 3-52	Tel. 0257-22-2126 Fax. 0257-24-9812	95人 80人
	独立行政法人国立病院機構 さいがた医療センター	949-3116	上越市大潟区犀潟 468-1	Tel. 025-534-3131 Fax. 025-534-4824	80人



### (3) 短期入所（ショートステイ）

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	対象者					入浴
						身	知	児	精	難	
北	松潟の園	950-3132	松潟 1482-1	Tel. 025-258-0002 Fax. 025-258-0007	3人	○					○
	太陽の村	950-3112	太夫浜 675	Tel. 025-258-6337 Fax. 025-258-6338	5人		○	○			○
	いなほ園	950-3102	島見町 4540	Tel. 025-255-4434 Fax. 025-255-4435	2人				○		
	特別養護老人ホーム ほうせい園	950-3321	葛塚 618	Tel. 025-387-0900 Fax. 025-387-0902	空床利用 (適宜調整)	○					○
東	ショートステイひがし	950-0064	松島 2-4-7	Tel. 025-257-9100 Fax. 025-257-9105	4人		○				○
	ショートステイなじょも	950-0891	上木戸 5-2-1	Tel. 025-250-7245 Fax. 025-250-7374	空床利用 (適宜調整)	○	○	○	○	○	○
中央	新潟県はまぐみ 小児療育センター	951-8121	水道町 1-5932	Tel. 025-266-0151 Fax. 025-266-0152	空床利用 (適宜調整)	○	(重心)	○			○
	ショートステイ・ゆきよし とやの	950-1151	湖南 1-14	Tel. 025-280-0039 Fax. 025-280-0139	空床利用 (適宜調整)	○					○
	新潟市民病院	950-1141	鐘木 463-7	Tel. 025-281-5151 Fax. 025-281-5508	空床利用 (適宜調整)					○	○
江南	あさひ園	950-0121	亀田向陽 2-6-1	Tel. 025-382-8222 Fax. 025-382-8223	4人	○					○
	障害福祉サービス事業 「向陽の里」	950-0121	亀田向陽 2-6-1	Tel. 025-382-8222 Fax. 025-382-8223	空床利用 (適宜調整)	○					○
	新潟県障害者 リハビリテーションセンター	950-0121	亀田向陽 1-9-1	Tel. 025-381-8113 Fax. 025-381-8117	空床利用 (適宜調整)	○					○ (自立さ れている方)
	障害福祉サービス事業 横雲の里	950-0217	阿賀野 1-2-1	Tel. 0250-61-5555 Fax. 0250-67-2578	空床利用 (適宜調整)	○					○
	こぶしの里	950-0206	木津 1-1128-1	Tel. 025-385-3301 Fax. 025-385-3301	1人		○				○
	曾野木ふれあいの杜	950-1142	楚川乙 20-4	Tel. 025-282-9877 Fax. 025-280-7680	空床利用 (適宜調整)	○					○
	障害福祉サービス事業 「なかかんの里」	950-0134	曙町 4-1-29	Tel. 025-384-0545 Fax. 025-384-0546	空床利用 (適宜調整)	○					○
	ネクサス・わかば	950-0208	横越中央 8-1-4	Tel. 025-278-8752 Fax. 025-278-8753	12人	○	○	○	○		○
秋葉	身体障害者短期入所事業 はさぎの里	956-0802	七日町字池田 2186-9	Tel. 0250-23-6511 Fax. 0250-23-6513	空床利用 (適宜調整)	○					○
	身体障害者短期入所事業 かんばらの里	956-0025	古田字南 613-1	Tel. 0250-25-1102 Fax. 0250-25-1103	空床利用 (適宜調整)	○					○
	障害福祉サービス短期入所事業 こぐち苑	956-0834	小口 443	Tel. 0250-21-0007 Fax. 0250-21-6160	空床利用 (適宜調整)	○					○
	満日の里	956-0802	七日町 6086	Tel. 0250-25-3340 Fax. 0250-25-3339	5人		○	○			○
	障害福祉サービス事業 「こすど蒼丘の里」	956-0113	矢代田 3092-12	Tel. 0250-61-0333 Fax. 0250-38-4303	空床利用 (適宜調整)	○					○
	ふれあいの杜	956-0113	矢代田 3316-1	Tel. 0250-38-1131 Fax. 0250-38-1132	空床利用 (適宜調整)	○					○
	新潟みずほ園	950-2137	小見郷屋 107-2	Tel. 025-262-0044 Fax. 025-261-5483	2人	○		○			○
西	第2みずほ園	950-2137	小見郷屋 58-4	Tel. 025-261-2211 Fax. 025-261-5502	3人	○		○			○
	みのり園	950-2138	藤野木 51	Tel. 025-262-0075 Fax. 025-262-1439	4人		○	○			○
	十字園	950-2076	上新栄町 1-2-12	Tel. 025-269-4001 Fax. 025-269-4389	10人		○	要 相談			○
	独立行政法人国立病院機構 西新潟中央病院	950-2085	真砂 1-14-1	Tel. 025-265-3171 Fax. 025-231-2831	空床利用 (2人)		○	○			
	かたくりの里	953-0103	橋本 88-1	Tel. 0256-82-1811 Fax. 0256-82-1815	5人	○					○
西蒲	介護老人保健施設 いわむろの里	953-0103	橋本 97-1	Tel. 0256-82-5040 Fax. 0256-82-5150	空床利用 (適宜調整)	○					○



#### (4) 基準該当短期入所（ショートステイ）

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	対象者					入浴
						身	知	児	精	難	
東	小規模多機能型居宅介護 つどいの家ななふく	950-0806	海老ヶ瀬 3002	Tel. 025-257-9550 Fax. 025-257-9551	若干名	○	○	○	○		○

#### (5) グループホーム

区	名称	郵便番号	所在地	運営主体 *バックアップ施設	電話・FAX番号	対象者					定員
						身	知	精	難		
北	ぐるーぶほーむ クローバー	950-3322	嘉山2-9-23	(福)とよさか福祉会 *クローバー ひしもの家 (北区)	Tel. 025-384-1112 Fax. 025-387-4753	○	○	○	○		12人
	はまゆり	950-3112	太夫浜1613-1	(福)新潟太陽福祉会 *はまかぜ(北区)、ふれあい (東区)	Tel. 025-258-6116 Fax. 025-258-6117		○				21人
	グループホーム 青りんご	950-3126	松浜1-13-5	(NPO)青りんごの会 *サポートセンター青りんご (北区)	Tel. 025-386-5590 Fax. 025-250-0076		○	○			10人
東	グループホーム ぎんが	950-0892	寺山1-17-38	(福)亀田郷芦沼会 *ほがらか福祉園(東区)	Tel. 025-271-5650 Fax. 025-271-2311		○				40人
	ひなたの家	950-0005	太平4-13-10	(NPO)ひなたの杜 *地域活動支援センターオーブ (東区)	Tel. 025-250-3221 Fax. 025-250-3224	○	○				4人
	指定共同生活援助 ふれんどホーム	950-0892	寺山3-32-21	(福)フレンドランド福祉会 *ふれんど・ぴあ(東区)	Tel. 025-384-8681 Fax. 025-384-8681	○					4人
中央	コーラス日和山	951-8078	四ツ屋町 2-5133-6	(福)新潟市中央福祉会 *ワークセンター大山台(東区)	Tel. 025-250-2100 Fax. 025-250-2500		○				34人
江南	こぶしの里	950-0206	木津 1-1128-1	(福)横越のぎく *のぎくの家(江南区)	Tel. 025-385-3920 Fax. 025-385-3920		○				5人
	グループホーム メイプルかめだ	950-0121	亀田向陽 1-10-29	(福)中蒲原福祉会 *メイプルかめだ(江南区)	Tel. 025-278-8546 Fax. 025-278-8629		○	○			7人
秋葉	なでしこ	956-0854	滝谷町8-7	(福)中東福祉会 *満日の里(秋葉区)	Tel. 0250-25-3340 Fax. 0250-25-3339		○				17人
	さつき荘	956-0036	中村236	(医)青山信愛会 *新津信愛病院	Tel. 0250-23-6077 Fax. 0250-23-6077			○			20人
	まごころハイツ	956-0864	新津本町 1-9-22	(株)まごころネット *満日の里(秋葉区)	Tel. 0250-22-1012 Fax. 0250-22-1012		○				9人
	北上荘	956-0861	北上3-6-14	(NPO)アークガーデン *地域活動支援センターいしづえ (秋葉区)	Tel. 0250-22-2532 Fax. 0250-22-2532				○		6人
南	ほっとホームあさひ	950-1471	和泉字家東 464-6	(福)白蓮福祉会 *ワークセンターしらはす (南区)	Tel. 025-371-0070 Fax. 025-371-0066		○	○			22人
	ときわホーム	950-1428	上浦2035	(福)是真会 *ワークセンターときわ (南区)	Tel. 025-373-6360 Fax. 025-373-6360	○	○	○			20人
西	ボルカ	950-2064	寺尾西4-8-28	(福)新潟地区手をつなぐ育成会 *あすなろ福祉園(西区)	Tel. 025-224-0070 Fax. 025-224-0070		○				13人
	テイクオフ	950-2076	上新栄町 1-2-12	(福)更生慈仁会 *十字園、青松ワークス、 慈仁工房(西区)	Tel. 025-269-4555 Fax. 025-269-4054		○	○			29人
	ハウステップ	950-2261	赤塚5614-1	(医)水明会 *佐潟荘(西区)	Tel. 025-239-2135 Fax. 025-239-3579			○			30人
	しおさい荘	950-2075	松海ヶ丘 2-25-23	(医)青山信愛会 *慈仁工房(西区)	Tel. 025-268-2939 Fax. 025-269-4002				○		28人
	グループホーム結	950-2052	寺尾13-32	(NPO)eばしょ結屋 *地域活動支援センター結屋 (西区)	Tel. 025-201-6820 Fax. 025-201-6820	○	○				5人
	もぐらの家	950-2042	坂井553-1	(福)新潟もぐら会 *もぐら工房(西区)	Tel. 025-260-3700 Fax. 025-260-3830	○					7人
西蒲	檜の木	959-0422	曾根459	(福)新潟みずほ福祉会 *みのり園(西区)	Tel. 025-201-6965 Fax. 025-239-1800	○	○				27人
	さくら草	953-0034	葉萱場121-1	(福)更生慈仁会 *麦っ子ワークス(西蒲区)	Tel. 0256-76-2424 Fax. 0256-73-4004		○	○			14人

## (6) 施設入所支援

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	対象者				定員
					身	知	精	難	
北	太陽の村	950-3112	太夫浜 675	Tel. 025-258-6337 Fax. 025-258-6338		○			50人
	松潟の園	950-3132	松潟 1482-1	Tel. 025-258-0002 Fax. 025-258-0007	○				30人
江南	新潟県障害者 リハビリテーションセンター	950-0121	亀田向陽 1-9-1	Tel. 025-381-8113 Fax. 025-381-8117	○				30人
	あさひ園	950-0121	亀田向陽 2-6-1	Tel. 025-382-8222 Fax. 025-382-8223	○				20人
秋葉	満日の里	956-0802	七日町 6086	Tel. 0250-25-3340 Fax. 0250-25-3339		○			50人
西	十字園	950-2076	上新栄町 1-2-12	Tel. 025-269-4001 Fax. 025-269-4389		○			100人
	第2みずほ園	950-2137	小見郷屋 58-4	Tel. 025-261-2211 Fax. 025-261-5502	○				50人
	新潟みずほ園	950-2137	小見郷屋 107-2	Tel. 025-262-0044 Fax. 025-261-5483	○				50人
	みのり園	950-2138	藤野木 51	Tel. 025-262-0075 Fax. 025-262-1439		○			50人
西蒲	かたくりの里	953-0103	橋本 88-1	Tel. 0256-82-1811 Fax. 0256-82-1815	○				50人
市外	緑風園	957-0021	新発田市五十公野 4681-1	Tel. 0254-22-4298 Fax. 0254-24-7549		○			70人
	コロニーにいがた白岩の里 (成人部)	940-2502	長岡市寺泊藪田 6789-4	Tel. 0258-75-3131 Fax. 0258-75-3132		○			75人
	コロニーにいがた白岩の里 (高齢期更生部)					○			50人
	コロニーにいがた白岩の里 (重複更生部)					○			50人
	コロニーにいがた白岩の里 (児童部)					○			25人
	コロニーにいがた白岩の里 (社会復帰部)					○			50人
	あけぼの園	940-0822	長岡市柿町 88	Tel. 0258-34-3214 Fax. 0258-34-3236		○			50人
	桐樹園	940-2126	長岡市西津町字原 4668	Tel. 0258-47-2200 Fax. 0258-47-2202	○				50人
	いずみの里	959-1632	五泉市中川新 1498	Tel. 0250-47-2213 Fax. 0250-47-2233		○			40人
	第二いずみの里	959-1632	五泉市中川新 1498	Tel. 0250-47-2280 Fax. 0250-47-2281		○			50人
	やひこの里	959-0318	西蒲原郡弥彦村大字麓 6958	Tel. 0256-94-2362 Fax. 0256-94-3277		○			60人
	いじみの寮	957-0021	新発田市五十公野 5445	Tel. 0254-22-4297 Fax. 0254-22-4405		○			75人
	ふなおか更生園	959-1846	五泉市尻上 118	Tel. 0250-42-0833 Fax. 0250-42-3845		○			50人
併設ふなおか更生園					○			40人	

## (7) 福祉ホーム

現に住居を求めている障がいのある方に対して、低額な料金で、居室その他の設備が利用でき、日常生活に必要な便宜を供与する施設です。  
原則として居室は個室、食事は自炊ですが、管理人が配置されています。

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員
東	恵松福祉園	950-0017	新松崎 1-1-21	Tel. 025-270-3355 Fax. 025-270-3357	10人

## (8) 生活介護

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者				入浴
							身	知	精	難	
北	太陽の村	950-3112	太夫浜 675	Tel. 025-258-6337 Fax. 025-258-6338	50人	月-日 (9:00-16:00)		○			○
	松潟の園	950-3132	松潟 1482-1	Tel. 025-258-0002 Fax. 025-258-0007	40人	月-土 (9:30-15:30)	○				○
	クローバー ひしもの家	950-3323	東栄町 1-1-49 豊栄福祉交流センター内	Tel. 025-384-1112 Fax. 025-387-4753	12人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○	
	はまかぜ	950-3112	太夫浜 675	Tel. 025-258-6116 Fax. 025-258-6117	10人	月-金 (9:00-16:00)		○			
東	大樹の家	950-0855	江南 5-4-3	Tel. 025-287-3218 Fax. 025-287-3218	6人	月-金 (9:00-16:00)	○	○			
	ふれあい	950-0801	津島屋 6-66-1	Tel. 025-274-2081 Fax. 025-274-2095	20人	月-土 (9:00-16:00)		○			○
	ふれんど・ぴあ	950-0892	寺山 3-32-21	Tel. 025-271-5377 Fax. 025-379-7152	20人	月・火・木・金 (9:30-16:00) 水 (9:30-15:30)	○ (肢体不自由)	○	○		
	大山台ゆう	950-0067	大山 2-13-1	Tel. 025-271-5010 Fax. 025-271-5024	20人	月-金 (9:00-16:00)		○			○
	きぼう福祉園	950-0868	紫竹卸新町 2007-1	Tel. 025-378-5381 Fax. 025-250-6186	12人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○		
	ほがらか福祉園	950-0893	はなみずぎ 2-3-7	Tel. 025-271-5650 Fax. 025-271-2311	10人	月-土 (8:30-15:30)		○			○
	ほがらか福祉園 トゥインクル	950-0893	はなみずぎ 2-3-7	Tel. 025-271-1140 Fax. 025-271-2311	10人	月-金 (8:30-15:30)				重症 心身障がい者	○
	福祉事業所ハーモニー	950-0823	東中島 2-18-6	Tel. 025-277-6477 Fax. 025-277-6477	30人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○		
	あんかー	950-0064	松島 2-4-7	Tel. 025-275-3000 Fax. 025-275-3200	20人	月-金 (9:00-16:00)		○			
	Be トゥインクル	950-0891	上木戸 5-4-13	Tel. 025-270-0755 Fax. 025-250-7275	10人	月-金 (8:30-15:30)				重症 心身障がい者	○
中央	福祉事業所つばさ	951-8033	豊照町 2518-1	Tel. 025-224-0070 Fax. 025-224-0070	10人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○	
	新潟市立 明生園	951-8121	水道町 1-5932-621	Tel. 025-231-6177 Fax. 025-231-2560	70人	月-金 (9:00-16:00)		○			
	ワークセンター日和山	951-8063	古町通 13-5148-2	Tel. 025-229-2128 Fax. 025-229-2145	15人	月-金 (9:00-16:00)		○			○
	新潟県はまぐみ 小児療育センター	951-8121	水道町 1-5932	Tel. 025-266-0151 Fax. 025-266-0152	15人	月-金 (9:30-15:30)				重症 心身障がい者	○
江南	あさひ園	950-0121	亀田向陽 2-6-1	Tel. 025-382-8222 Fax. 025-382-8223	20人	月-日 (8:30-17:00)	○				○
	のぎくの家	950-0210	横越上町 4-14-1	Tel. 025-385-3920 Fax. 025-385-3920	14人	月-金 (9:00-16:00)	○	○			
	ポプラの家	950-0323	嘉瀬 1047-2	Tel. 025-280-3394 Fax. 025-280-4374	20人	月-金 (9:30-15:30)	○	○	○	○	○
	わかばの家	950-0121	亀田向陽 2-6-1	Tel. 025-381-1864 Fax. 025-381-1892	10人	月-金 (9:00-16:00)		○			
	新潟県障害者 リハビリテーションセンター	950-0121	亀田向陽 1-9-1	Tel. 025-381-8113 Fax. 025-381-8117	6人	月-金 (8:50-15:50)	○				
	ネクサス・わかば	950-0208	横越中央 8-1-4	Tel. 025-278-8752 Fax. 025-278-8753	26人	月-金 (9:00-15:00)		○	○		○
	夢のみずうみ村いきいき	950-0134	曙町 3-4-10	Tel. 025-288-7100 Fax. 025-382-3321	20人	月-金 (10:00-16:00)	○	○	○	○	○
秋葉	満日の里	956-0802	七日町 6086	Tel. 0250-25-3340 Fax. 0250-25-3339	60人	月-金 (9:30-16:30)		○			○
	けやき福祉園	956-0802	七日町 2530-4	Tel. 0250-23-7712 Fax. 0250-23-7713	13人	月-土 (9:00-16:00)		○			○
	ほっとサポートしんえい	956-0033	新栄町 25-22	Tel. 0250-24-5211 Fax. 0250-24-5232	24人	月-金 (9:00-16:00)		○			
南	ワークセンターしらはす	950-1425	戸石 45-2	Tel. 025-371-0070 Fax. 025-371-0066	26人	月-金, 第2・4土 (9:00-16:00)	○	○	○		○

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者				入浴
							身	知	精	難	
西	十字園	950-2076	上新栄町 1-2-12	Tel. 025-269-4001 Fax. 025-269-4389	85人	月-金 (9:30-16:00)		○			○
	めぐみ	950-2002	青山 7-3-19	Tel. 025-201-7534 Fax. 025-201-7544	15人	月-金 (9:30-16:00)		○			
	みのり園	950-2138	藤野木 51	Tel. 025-262-0075 Fax. 025-262-1439	59人	月-日 (8:30-16:30)		○			○
	第2みずほ園	950-2137	小見郷屋 58-4	Tel. 025-261-2211 Fax. 025-261-5502	56人	月-日 (8:30-16:30)	○				○
	新潟みずほ園	950-2137	小見郷屋 107-2	Tel. 025-262-0044 Fax. 025-261-5483	59人	月-日 (8:30-16:30)	○				○
	青山ファクトリー	950-2002	青山 7-1436-149	Tel. 025-265-2099 Fax. 025-265-2099	12人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○		
	あすなろ福祉園	950-1123	黒鳥 984	Tel. 025-377-6050 Fax. 025-377-6050	24人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○		
	いずみ福祉園	950-2076	上新栄町 1-2-12	Tel. 025-268-1385 Fax. 025-264-1013	30人	月-土 (9:00-15:00)		○			
	コスモス	950-2076	上新栄町 1-2-12	Tel. 025-269-4001 Fax. 025-269-4389	5人	月-金 (9:00-15:00)	重症 心身障がい者				
	国立病院機構 西新潟中央病院 「あかしあ」	950-2085	真砂 1-14-1	Tel. 025-265-3171 Fax. 025-231-2831	15人	月-日 (9:30-15:30)	重症 心身障がい者				○
	西蒲	かたくりの里	953-0103	橋本 88-1	Tel. 0256-82-1811 Fax. 0256-82-1815	58人	月-日 (8:30-17:00)	○			
すずまり		959-0515	今井 493	Tel. 0256-86-1128 Fax. 0256-86-1130	8人	月-金 (8:30-17:15)	○	○	○		○

## (9) 基準該当生活介護

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者				入浴
							身	知	精	難	
北	デイサービスセンター ほうせい園	950-3321	葛塚 618	Tel. 025-387-0900 Fax. 025-387-0902	若干名	月-土 (10:00-16:00)	○				○
	ケアプラザひしのみ	950-3322	嘉山 6-6-10	Tel. 025-384-5730 Fax. 025-384-5731	若干名	無休 (9:00-16:30)	○	○	○	○	○
	ケアプラザかやま	950-3322	嘉山 6-6-9	Tel. 025-384-5730 Fax. 025-384-5731	若干名	無休 (9:30-16:30)	○	○	○	○	○
東	小規模多機能型居宅介護 つどいの家ななふく	950-0806	海老ヶ瀬 3002	Tel. 025-257-9550 Fax. 025-257-9551	若干名	無休 (9:00-16:00)	○	○	○		○
	卸新町デイサービス センターあしすと	950-0863	卸新町 2-848-12	Tel. 025-272-7500 Fax. 025-272-7510	若干名	無休 (9:00-17:00)	○	○			○
	デイサービスセンター 春日和竹尾	950-0862	竹尾 3-21-30	Tel. 025-279-2171 Fax. 025-279-2177	若干名	月-日 (9:00-16:30)	○	○	○	○	○
	デイサービスセンター 春日和浜谷町	950-0034	浜谷町 1-2-1	Tel. 025-385-6870 Fax. 025-385-6871	若干名	月-日 (9:00-16:30)	○	○	○	○	○
	デイサービスセンター 春日和向陽	950-0011	向陽 3-11-10	Tel. 025-275-7021 Fax. 025-275-7023	若干名	月-日 (9:00-16:30)	○	○	○	○	○
	デイサービスセンター 春日和北葉町	950-0055	北葉町 9-3	Tel. 025-275-3012 Fax. 025-275-3013	若干名	月-日 (9:00-16:30)	○	○	○	○	○
中央	リハネスデイ	950-0982	堀之内南 3-4-14	Tel. 025-211-8200 Fax. 025-211-8210	若干名	月-金 (9:00-17:00)	○				○
	老人デイサービスセンター 江東園	950-0923	姥ヶ山 359-1	Tel. 025-287-5201 Fax. 025-287-3656	若干名	月-土 (8:30-16:30)	○				○
江南	デイサービスセンター 向陽園	950-0121	亀田向陽 2-6-1	Tel. 025-381-1960 Fax. 025-382-8223	若干名	無休 (9:30-16:30)	○				○
	デイサービスセンター 横雲の里	950-0217	阿賀野 1-2-1	Tel. 0250-61-5555 Fax. 0250-67-2578	若干名	無休 (9:30-16:45)	○				○
	楽しいちデイサービス	950-0121	亀田向陽 1-1403-3	Tel. 025-382-1001 Fax. 025-382-1011	若干名	月-土 (9:30-15:30)	○				○
秋葉	デイサービスセンター はさぎの里	956-0802	七日町字池田 2186-9	Tel. 0250-23-6511 Fax. 0250-23-6513	若干名	月-金 (9:00-17:00)	○				○
	老人デイサービスセンター かんばらの里	956-0025	古田字南 616-7	Tel. 0250-25-1102 Fax. 0250-25-1103	若干名	無休 (9:00-17:00)	○				○



区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者				入浴
							身	知	精	難	
秋葉	障害者デイサービスセンター こぐち苑	956-0834	小口 443	Tel. 0250-21-0007 Fax. 0250-21-6160	若干名	無休 (8:30-16:30)	○				○
	ふれあいの杜	956-0113	矢代田 3316-1	Tel. 0250-38-1131 Fax. 0250-38-1132	若干名	無休 (8:30-17:30)	○	○	○		○
	障害福祉サービス事業 「こすど蒼丘の里」	956-0113	矢代田 3092-12	Tel. 0250-61-0333 Fax. 0250-38-4303	若干名	無休 (8:30-17:30)	○				○
南	デイサービスセンター うすい	950-1412	臼井 1435-3	Tel. 025-372-8800 Fax. 025-372-8811	若干名	無休 (8:30-17:30)	○				○
	新潟市社会福祉協議会 老人デイサービスセンター 皐月園	950-1217	白根 1132-1	Tel. 025-373-6009 Fax. 025-373-6125	若干名	月-土 (9:20-16:30)	○				○
	デイサービスセンター 春日和高井	950-1235	高井興野 124-1	Tel. 025-362-3712 Fax. 025-362-3713	若干名	月-日 (9:00-16:30)	○	○	○	○	○
	新潟市社会福祉協議会 老人デイサービスセンター 味方	950-1261	味方 583-1	Tel. 025-373-6141 Fax. 025-371-1371	若干名	月-土 (9:00-16:10)	○				○
西	リハネスデイ寺尾	950-2054	寺尾東 3-19-17	Tel. 025-201-7259 Fax. 025-201-7269	若干名	月-金 (8:00-17:00)	○				
	デイサービスセンター ゆう KUROSAKI	950-1412	善久 730-1	Tel. 025-370-1117 Fax. 025-211-2011	若干名	月-土 (8:00-17:00)	○	○	○		○
	デイサービスセンター 春日和小針	950-2022	小針 1-45-31	Tel. 025-201-6465 Fax. 025-201-6466	若干名	月-金 (9:00-16:30)	○	○	○	○	○
	デイサービスセンター 春日和四ツ郷屋	950-2201	四ツ郷屋 1538-13	Tel. 025-201-9878 Fax. 025-201-9879	若干名	月-土 (9:00-16:30)	○	○	○	○	○
西蒲	老人デイサービスセンター 岩室	953-0103	橋本 98-1	Tel. 0256-82-5540 Fax. 0256-82-5520	若干名	日-土 (9:00-16:00)	○				○

### (10) 自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者			
							身	知	精	難
北	いなほ園（生活訓練）	950-3102	島見町 4540	Tel. 025-255-4434 Fax. 025-255-4435	20人	月-金 (9:00-16:00)			○	
	いなほ園（宿泊型自立訓練）				18人	月-金 (6:00-9:00, 16:00-22:00) 土・日 (6:00-22:00)			○	
	ドリームカレッジ	950-3327	石動 2-2-9	Tel. 025-278-3277 Fax. 025-278-3278	20人	月-土 (9:00-15:15)		○	○	○
東	恵松園（生活訓練）	950-0017	新松崎 1-1-21	Tel. 025-270-3355 Fax. 025-270-3357	20人	月-金 (9:00-16:00)		○	○	
	恵松園（宿泊型自立訓練）				12人	月-金 (16:00-21:00) 土・日・祝日 (8:45-17:00)			○	
秋葉	フレンドあきは	956-0036	中村 271	Tel. 0250-25-5557 Fax. 0250-25-5558	20人	月-金 (9:00-15:00)			○	
西	スマイルにいがた	950-2076	上新栄町 1-1-1	Tel. 025-269-4330 Fax. 025-269-4115	20人	月-金 (9:00-15:00)			○	
西蒲	工房はたや（生活訓練）	959-0423	旗屋 311	Tel. 0256-70-4044 Fax. 0256-88-5044	6人	月-金 (9:30-16:00)		○	○	

### (11) 基準該当自立訓練（機能訓練）

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者			
							身	知	精	難
中央	リハネスデイ	950-0982	堀之内南 3-4-14	Tel. 025-211-8200 Fax. 025-211-8210	若干名	月-金 (9:00-17:00)	○			
江南	楽いちデイサービス	950-0121	亀田向陽 1-1403-3	Tel. 025-382-1001 Fax. 025-382-1011	若干名	月-土 (8:00-17:00)	○			
	デイサービスセンター 横雲の里	950-0217	阿賀野 1-2-1	Tel. 0250-61-5555 Fax. 0250-67-2578	若干名	無休 (9:30-16:45)	○			



区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者			
							身	知	精	難
南	デイサービスセンター うすい	950-1412	臼井 1435-3	Tel. 025-372-8800 Fax. 025-372-8811	若干名	無休 (8:30 - 17:30)	○	○	○	
西	リハネスデイ寺尾	950-2054	寺尾東 3-19-17	Tel. 025-201-7259 Fax. 025-201-7269	若干名	無休 (8:00 - 17:00)	○			

## (12) 自立訓練（機能訓練）

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者			
							身	知	精	難
江南	新潟県障害者 リハビリテーションセンター	950-0121	亀田向陽 1-9-1	Tel. 025-381-8113 Fax. 025-381-8117	24人	月-金 (8:50 - 15:50)	○			

## (13) 就労移行支援

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者			
							身	知	精	難
北	クローバー ひしもの家	950-3323	東栄町 1-1-49 豊栄福祉交流 センター内	Tel. 025-384-1112 Fax. 025-387-4753	6人	月-金 (9:00 - 16:00)	○	○	○	○
	サポートセンター青りんご	950-3325	白新町 1-9-7	Tel. 025-386-5590 Fax. 025-250-0076	9人	月-金 (9:30 - 16:00)	○	○	○	○
	わっくわく	950-3351	大瀬柳 5244-4	Tel. 025-385-6844 Fax. 025-385-6844	6人	月-金 (9:00 - 16:00)	○	○	○	○
	障がい者就労支援センター ドリーム	950-3132	松潟 1490-2	Tel. 025-257-3370 Fax. 025-257-3371	20人	月-土 (9:00 - 16:00)	○	○	○	○
東	ワーカーズゆたか	950-0812	豊 1-11-10	Tel. 025-270-3946 Fax. 025-270-3947	6人	月-金 (8:30 - 16:00)		○		
	きぼう福祉園	950-0868	紫竹卸新町 2007-1	Tel. 025-378-5381 Fax. 025-250-6186	6人	月-金, 土(月に一度) (9:00 - 16:00)	○	○	○	
	HUG	950-0891	上木戸 1-4-6	Tel. 025-282-7022 Fax. 025-282-7032	15人	無休 (8:00 - 19:00)	○	○	○	
中央	就労センター白山浦	951-8131	白山浦 1-312-3	Tel. 025-201-8185 Fax. 025-201-8186	9人	月-金 (9:00 - 16:00)		○		
	あどばんす	951-8142	関屋大川前 1-2-28	Tel. 025-265-5900 Fax. 025-265-5960	8人	月-金 (9:00 - 16:00)			○	
	ワーキングサポートセンター スタンバイ	950-0922	山ニツ 3-11-12	Tel. 025-250-7365 Fax. 025-250-7360	20人	月-金 (9:00 - 16:00)			○ (発達障 がいに 限る)	
	株式会社 アイエスエフ ネットライフ新潟	951-8061	西堀通 6-878-1 西堀 7 番館ビル 3・4 階	Tel. 025-226-7588 Fax. 025-226-7589	10人	月-土 (9:00 - 18:00)	○ (肢体不 自由に 限る)	○	○	
	株式会社 アイエスエフ ネットライフ新潟第二	950-8062	西堀前通 6-894-1 西堀ロ-サ内	Tel. 025-378-4420 Fax. 025-378-4420	20人	月-土 (9:00 - 18:00)	○ (視覚障 がいは 応相談)	○	○	○
	就労支援事業所きまま舎	951-8062	西堀前通 2-715-6 スタービル 2・3 階	Tel. 025-378-4988 Fax. 025-378-4989	6人	月-日 (9:00 - 16:00)			○	
江南	新潟県障害者 リハビリテーションセンター	950-0121	亀田向陽 1-9-1	Tel. 025-381-8113 Fax. 025-381-8117	8人	月-金 (8:50 - 15:50)	○			
	メイプルかめだ	950-0121	亀田向陽 1-10-30	Tel. 025-278-8546 Fax. 025-278-8629	16人	月-金・ 第2第4土 (9:00 - 16:00)		○	○	
秋葉	けやき福祉園	956-0802	七日町 2530-4	Tel. 0250-23-7712 Fax. 0250-23-7713	6人	月-土 (9:00 - 16:00)		○		
南	梨の里	950-1302	上曲通 61-1	Tel. 025-375-2902 Fax. 025-375-5130	8人	月-金 (9:00 - 16:00)	○	○	○	
	ワークセンターまめの木	950-1474	上木山 224-1	Tel. 025-371-1022 Fax. 025-371-1050	6人	月-金 (9:00 - 16:00)	○	○	○	○
西	慈仁工房	950-2076	上新栄町 1-2-12	Tel. 025-269-2039 Fax. 025-269-2060	6人	月-金 (9:00 - 16:45)			○	
	青松ワークス	950-2076	上新栄町 1-2-12	Tel. 025-269-7303 Fax. 025-269-7311	6人	月-金 (9:00 - 15:20)		○		

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者			
							身	知	精	難
西蒲	角田の里	953-0022	仁箇 2674-4	Tel. 0256-72-8055 Fax. 0256-72-8119	8人	月-金 (9:00-16:00)		○	○	
	麦っ子ワークス	953-0022	仁箇 2674-6	Tel. 0256-76-2424 Fax. 0256-73-4004	6人	月-金 (9:30-16:00)		○		

### (14) 就労継続支援A型

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者			
							身	知	精	難
北	就労センター ドリームネクスト	950-3304	木崎 1816-5	Tel. 025-384-2800 Fax. 025-384-2801	20人	月-土 (9:00-15:00)	○	○	○	○
東	ファースト	950-0862	竹尾4-11-5	Tel. 025-250-7458 Fax. 025-250-7459	20人	月-金(土) (9:30-14:30)	○	○	○	○
	特定非営利活動法人 自活支援の会G&T	950-0886	中木戸 378-8	Tel. 025-272-6650 Fax. 025-250-2234	10人	火-土 (7:30-16:30)	○	○	○	
中央	スワンカフェ&ベーカリー 新潟店	950-0983	神道寺 1-1-18 ファーストクラス 神道寺 1階	Tel. 025-248-7777 Fax. 025-248-7770	20人	祝日を除く 月-土 (5:00-17:00)	○	○	○	
	株式会社 アイエスエフ ネットライフ新潟	951-8061	西堀通 6-878-1 西堀 7番館ビル 3・4階	Tel. 025-226-7588 Fax. 025-226-7589	10人	月-土 (9:00-18:00)	○	○	○	
	ローズ	950-0922	山ニツ 3-13-10	Tel. 025-288-5782 Fax. 025-288-5783	20人	月-金 (8:30-16:30)	○	○	○	
	らんぶ	950-0912	南笹口 1-9-29 サンライズ笹口 202号室	Tel. 025-282-7741 Fax. 025-282-7743	20人	月-金 (8:30-16:30)	○	○	○	○
	アイビス	950-1151	湖南29-2 ファーストクラス 市民病院前 209・210号室	Tel. 025-250-6341 Fax. 025-250-6342	20人	月-金 (9:00-14:15)	○	○	○	○
	あゆみ	950-0082	東万代町 1-22 風間マンション 2階 5号室	Tel. 025-384-4700 Fax. 025-384-4700	20人	月-金 (10:00-16:00)	○	○	○	○
江南	あおぞらボコレーション	950-1134	天野 2-13-1	Tel. 025-280-7655 Fax. 025-384-8644	10人	月-金 (9:15-16:15)	○	○	○	
	メイプル・ぷらす	950-0121	亀田向陽 2-11-22	Tel. 025-288-5913 Fax. 025-288-5947	25人	月-金 (8:30-17:00)		○	○	
秋葉	コトイロ日和	956-0031	新津 4485-1	Tel. 0250-25-7460 Fax. 0250-25-7460	10人	月-日 (9:30-17:00)		○	○	
南	ステップアップ	950-1261	味方 1664	Tel. 025-211-4680 Fax. 025-211-4681	20人	月-金(土) (9:00-16:00)		○	○	○

### (15) 就労継続支援B型

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者			
							身	知	精	難
北	クローバー 歩みの家	950-3323	東栄町 1-1-49 豊栄福祉交流 センター内	Tel. 025-384-1112 Fax. 025-387-4753	40人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	クローバー ドンバスの家				20人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	クローバー ひしもの家				15人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	サポートセンター青りんご	950-3325	白新町 1-9-7	Tel. 025-386-5590 Fax. 025-250-0076	15人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	わっくわく	950-3351	大瀬柳 5244-4	Tel. 025-385-6844 Fax. 025-385-6844	10人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	はまかぜ	950-3112	太夫浜 675	Tel. 025-258-6116 Fax. 025-258-6117	10人	月-金 (9:00-16:00)		○		

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者			
							身	知	精	難
北	ディアクティビティーセンターはろはろ	950-3376	早通北 1-9-17	Tel. 025-385-6621 Fax. 025-385-6623	20人	月-土 (9:30-15:30)	○	○	○	○
	自遊館	950-3116	神谷内 263-1	Tel. 025-259-3474 Fax. 025-278-3023	20人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	
東	きぼう福祉園	950-0868	紫竹卸新町 2007-1	Tel. 025-378-5381 Fax. 025-250-6186	18人	月-金, 土(月に一度) (9:00-16:00)	○	○	○	
	ワーカーズゆたか	950-0812	豊 1-11-10	Tel. 025-270-3946 Fax. 025-270-3947	14人	月-土 (8:30-16:00)		○		
	ワークセンター大山台	950-0067	大山 2-13-1	Tel. 025-275-2037 Fax. 025-275-2271	20人	月-金 (9:00-16:00)		○		
	ほがらか福祉園	950-0893	はなみずき 2-3-7	Tel. 025-271-5650 Fax. 025-271-2311	30人	月-土 (8:30-15:30)		○		
	特定非営利活動法人 自活支援の会 G & T	950-0886	中木戸 378-8	Tel. 025-272-6650 Fax. 025-250-2234	20人	火-土 (7:30-16:30)	○	○	○	
	ワークセンターふじみ	950-0025	藤見町 1-4-43	Tel. 025-250-2100 Fax. 025-250-2500	34人	月-金 (9:00-16:00)		○		
	ワークセンターひがし	950-0064	松島 2-4-7	Tel. 025-257-9100 Fax. 025-257-9105	20人	月-金 (9:00-16:00)		○		
	福祉事業所ハーモニー	950-0823	東中島 2-18-6	Tel. 025-277-6477 Fax. 025-277-6477	10人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	
	HUG	950-0891	上木戸 1-4-6	Tel. 025-282-7022 Fax. 025-282-7032	25人	無休 (8:00-19:00)	○	○	○	
	福祉事業所いしやま	950-0852	石山 6-3-9	Tel. 025-277-7060 Fax. 025-277-7060	12人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
中央	就労センター白山浦	951-8131	白山浦 1-312-3	Tel. 025-201-8185 Fax. 025-201-8186	25人	月-金 (9:00-16:00)		○		
	ワークセンター川端	951-8053	川端町 5-34-2	Tel. 025-210-3030 Fax. 025-210-3035	10人	月-金 (9:00-16:00)		○		
	福祉事業所つばさ	951-8033	豊照町 2518-1	Tel. 025-227-1200 Fax. 025-227-1200	18人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	つくし工房	950-0073	日の出 1-10-9	Tel. 025-244-4748 Fax. 025-244-4748	20人	月-金 (9:00-17:00)	○	○	○	
	あどばんす	951-8142	関屋大川前 1-2-28	Tel. 025-265-5900 Fax. 025-265-5960	16人	月-金 (9:00-16:00)			○	
	あどばんす分場	951-8142	関屋大川前 1-10-1	Tel. 025-265-5150 Fax. 025-265-5151	10人	月-金 (9:00-16:00)			○	
	ワークセンター日和山	951-8063	古町通 13-5148-2	Tel. 025-229-2128 Fax. 025-229-2145	45人	月-金 (9:00-16:00)		○		
	株式会社 アイエスエフ ネットライフ新潟	951-8061	西堀通 6-878-1 西堀 7 番館ビル 3・4 階	Tel. 025-226-7588 Fax. 025-226-7589	10人	月-土 (9:00-18:00)	○ (肢体不自由に限る)	○	○	
	就労支援事業所きまま舎	951-8062	西堀前通 2 715-6 スタービル 2・3 階	Tel. 025-378-4988 Fax. 025-378-4989	10人	月-日 (9:00-16:00)			○	
	天寿園カフェ Kimama	950-0933	清五郎 633-8 天寿園内	Tel. 025-385-6570 Fax. 025-385-6570	10人	月-日 (9:00-16:00)			○	
	就労継続支援 B 型事業所 さんろーど	950-0076	沼垂西 1-4-20	Tel. 025-243-4848 Fax. 025-243-4848	20人	月-金 (9:30-15:30)	○	○	○	○
	しろやま	951-8018	稲荷町 3490	Tel. 025-224-4438 Fax. 025-224-4438	20人	月-金 (9:30-16:30)	○	○	○	○
江南	ポプラの家	950-0323	嘉瀬 1047-2	Tel. 025-280-3394 Fax. 025-280-4374	10人	月-金 (9:30-15:30)	○	○	○	○
	すまいるはうす	950-0161	亀田中島 3-6-28	Tel. 025-384-4615 Fax. 025-384-4618	10人	月-金 (9:30-15:30)	○	○	○	○
	わかばの家	950-0121	亀田向陽 2-6-1	Tel. 025-381-1864 Fax. 025-381-1892	30人	月-金・ 第 2 土 (9:00-16:00)		○		

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者			
							身	知	精	難
江南	あおぞらボコレーション	950-1134	天野 2-13-1	Tel. 025-280-7655 Fax. 025-384-8644	15人	月-金 (9:15-16:15)	○	○	○	
	メイプルかめだ	950-0121	亀田向陽 1-10-30	Tel. 025-278-8546 Fax. 025-278-8629	24人	月-金 ・第2第4土 (9:00-16:00)		○	○	
	メイプル・ぷらす	950-0121	亀田向陽 2-11-22	Tel. 025-288-5913 Fax. 025-288-5947	15人	月-金 (8:30-17:00)		○ (18歳 未満 除く)	○	
	ネクサス・わかば	950-0208	横越中央 8-1-4	Tel. 025-278-8752 Fax. 025-278-8753	14人	月-金 (9:00-15:00)		○	○	
	手楽来家	950-0163	東船場 3-1-28	Tel. 025-288-5222 Fax. 025-288-5222	20人	月-金 (9:00-15:00)	○ (聴覚 不自由 に限る)			
秋葉	ワークセンターほほえみ	956-0122	小向 1744	Tel. 0250-38-3015 Fax. 0250-47-6003	25人	月-金, 第1・第3土 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	けやき福祉園	956-0802	七日町 2530-4	Tel. 0250-23-7712 Fax. 0250-23-7713	32人	月-土 (9:00-16:00)		○		
	ぶどう工房	956-0802	七日町 2229-1	Tel. 0250-23-6622 Fax. 0250-23-6623	20人	月-金 (9:00-16:00)			○	
	ほっとサポートしんえい	956-0033	新栄町 25-22	Tel. 0250-24-5211 Fax. 0250-24-5232	36人	月-金 (9:00-16:00)		○		
南	梨の里	950-1302	上曲通 61-1	Tel. 025-375-2902 Fax. 025-375-5130	20人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	
	ワークセンターときわ	950-1446	庄瀬字中作 672-1	Tel. 025-211-8301 Fax. 025-211-8712	20人	月-金, 第1・第3土 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	ワークセンターまめの木	950-1474	上木山 224-1	Tel. 025-371-1022 Fax. 025-371-1050	20人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	ワークセンターあけぼの	950-1214	上下諏訪木 785-1	Tel. 025-371-5005 Fax. 025-371-5066	10人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	○
	ゆうーわ	950-1475	戸頭 215-2	Tel. 025-372-5223 Fax. 025-211-2016	20人	月-金 (9:00-16:00) 土 (9:00-15:30)	○	○	○	○
西	青山ファクトリー	950-2002	青山 7-1436-149	Tel. 025-265-2099 Fax. 025-265-2099	28人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	
	ワークセンターふぁみりー	950-1101	山田 2517-9	Tel. 025-233-6722 Fax. 025-378-6191	20人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	
	のんびーり青山	950-2001	浦山 1-5-17	Tel. 025-265-5070 Fax. 025-374-0039	10人	月-金 (9:00-16:00)		○		
	のんびーりサックス	950-2022	小針 5-26-2	Tel. 025-230-5747 Fax. 025-230-5747	20人	月-金 (9:00-16:00)		○		
	のんびーり AXIS	950-2054	寺尾東 2-4833-1	Tel. 025-264-1100 Fax. 025-264-4400	10人	月-金 (9:00-16:00)		○		
	あすなろ福祉園	950-1123	黒鳥 984	Tel. 025-377-6050 Fax. 025-377-6050	16人	月-金 (9:00-16:00)	○	○	○	
	慈仁工房	950-2076	上新栄町 1-2-12	Tel. 025-269-2039 Fax. 025-269-2060	25人	月-金 (9:00-16:45)			○	
	もぐら工房	950-2042	坂井 553-1	Tel. 025-260-3700 Fax. 025-260-3830	20人	月-金 (8:50-16:00)	○			
	スペースBe	950-2052	寺尾 2-25	Tel. 025-268-7000 Fax. 025-374-0029	30人	月-金 (10:00-15:30)	○	○	○	
	青松ワークス	950-2076	上新栄町 1-2-12	Tel. 025-269-7303 Fax. 025-269-7311	49人	月-金 (9:00-15:20)		○		
ジョブズ	950-2044	坂井砂山 4-16-11	Tel. 025-211-7109 Fax. 025-211-7108	20人	月-金 (9:00-15:00)	○	○	○	○	

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者			
							身	知	精	難
西蒲	工房はたや	959-0423	旗屋 311	Tel. 0256-70-4044 Fax. 0256-88-5044	24人	月-金 (9:30-16:00)	○	○	○	
	角田の里	953-0022	仁箇 2674-4	Tel. 0256-72-8055 Fax. 0256-72-8119	20人	月-金 (9:00-16:00)		○	○	
	すずまり	959-0515	今井 493	Tel. 0256-86-1128 Fax. 0256-86-1130	25人	月-金 (8:30-17:15)		○		
	麦っ子ワークス	953-0022	仁箇 2674-6	Tel. 0256-76-2424 Fax. 0256-73-4004	34人	月-金 (9:30-16:00)		○		

## (16) 移動支援・生活サポート

※対象者

全… 全身性障がい者(身体) 視… 視覚障がい者(身体) 知… 知的障がい者 児… 障がい児 精… 精神障がい者

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者					営業地域	サービス種類	
						全	視	知	児	精		移動支援	生活サポート
北	有限会社 まごころ 介護支援センター	950-3116	神谷地54-2	Tel. 025-259-3339 Fax. 025-255-7065	月-土(8:00-17:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	北・東・ 江南区西野	○	
	新潟市社会福祉協議会 北区さわやか訪問介護 センター	950-3321	東栄町1-1-35	Tel. 025-384-6699 Fax. 025-386-0739	無休 (7:00-20:00)	○	○	○	○	○	移動支援: 新潟市 生活サポート: 北・東区	○	○
	居宅支援クローバー	950-3323	東栄町1-1-49 豊栄福祉交流 センター内	Tel. 025-384-1112 Fax. 025-387-4753	無休 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	北区・他地域 相談	○	○
	有限会社 里の和 訪問介護事業所	950-3325	白新町2-13-21	Tel. 025-388-6144 Fax. 025-388-6145	土・日・祝日を除く (8:30-17:30)		○	○	○	○	北区	○	
	ねむの木 介護支援センター	950-3325	白新町 4-10-15	Tel. 025-387-3188 Fax. 025-211-2895	24時間	○	○	○	○	○	北区・阿賀野 市・新発田市	○	○
東	ジャパンケア新潟藤見	950-0025	藤見町2-15-7	Tel. 025-275-8831 Fax. 025-275-8832	無休24時間 ヘルパーの状況に より相談	○	○	○	○	○	北・東・中央・ 江南区	○	○
	(有)すまいるサポート ヘルパーステーション	950-0021	物見山 2-35-33	Tel. 025-384-0707 Fax. 025-384-0700	祝日を除く月-金 (9:00-17:00) サービス提供は無休 (8:00-21:00 くらいで相談)	○		○	○	○	新潟市	○	○
	あじさい福祉センター	950-0053	宝町3-23	Tel. 025-272-5777 Fax. 025-270-8856	日-土 (8:30-17:30)		○				新潟市	○	○
	新潟市社会福祉協議会 東区訪問介護センター	950-0885	下木戸1-4-1	Tel. 025-272-1754 Fax. 025-272-1756	無休 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	移動支援: 新潟市 生活サポート: 東・中央・ 北・江南区	○	○
	新潟東自閉症・ 知的障害支援センター おれんじぼーと	950-0801	津島屋6-66-1	Tel. 025-256-7223 Fax. 025-378-8472	月-日(6:00-24:00) 営業時間外は相談				○	○	中央・東・ 江南・秋葉区・ 阿賀野市	○	
	有限会社 きゃすと	950-0012	有楽2-3-2	Tel. 025-271-1777 Fax. 025-271-1770	月-土(8:30-17:30) 営業時間外は相談	○			○	○	東区	○	○
	ツクイ新潟山木戸東	950-0871	山木戸 4-12-32	Tel. 025-250-8681 Fax. 025-250-8682	無休(8:30-17:30) サービス提供 (7:00-19:00)	○	○	○	○	○	東・中央・ 江南区と 北区の一部 (松浜地域・ 白勢町)	○	○
	社会福祉法人 フレンドランド福祉会 羽ばたきヘルパー ステーション	950-0892	寺山3-32-21	Tel. 025-379-7152 Fax. 025-379-7152	月-日 (8:30-17:30)	○			○	○	旧新潟市	○	
テクノワークス	950-0841	中野山 5-18-30	Tel. 025-277-8114, 8115 Fax. 025-257-8116	月-金(8:30-17:30) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	新潟市	○		



区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者					営業地域	サービス種類	
						全	視	知	児	精		移動 支援	生活 サポート
東	障害福祉サービス グリーン	950-0807	木工新町 1060-1	Tel. 025-274-6930 Fax. 025-274-6931	祝日,8/13-15, 12/31-1/3を除く 月-金(9:00-17:00)	○	○	○	○	○	新潟市	○	○
	ななふく訪問介護	950-0806	海老ヶ瀬 3002	Tel. 025-250-1237 Fax. 025-250-1236	祝日,8/13-15, 12/31-1/3を除く 月-金(8:30-17:30)	○	○	○	○	○	旧新潟市・ 旧豊栄市	○	
	特定非営利活動法人 こころ楽楽	950-0804	本所1-8-21	Tel. 025-270-7038 Fax. 025-270-7038	月-金(7:00-20:00) 時間外随時相談			○			北・東区	○	
	ヘルパーステーション 社	950-0841	中野山5-14-1	Tel. 025-278-7177 Fax. 025-278-7178	月-金(8:30-17:30) 時間外随時相談	○	○	○	○	○	新潟市	○	
	まごころ介護支援 センター木戸	950-0891	上木戸4-7-11	Tel. 025-384-0238 Fax. 025-384-0237	月-土(8:00-17:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	北区(松浜・ 名目所・ 濁川地区)・ 東区・中央区 (沼垂・馬越・ 紫竹地区)	○	○
	清篤苑ケアセンター	950-0054	秋葉1-19-3	Tel. 025-278-3001 Fax. 025-278-3233	無休 (7:00-18:00) ※時間外応相談	○		○		○	東区	○	
	いけだんち	950-0872	牡丹山2-3-7	Tel. 070-3524-8932 Fax. 025-274-3030	日-金 (平日7:00-20:00、 日祝日9:00-17:00)				○	○	北・東・中 中央区	○	
	東支援センター	950-0891	上木戸1-8-12	Tel. 025-272-5048 Fax. 025-250-5433	月-土 (9:00-18:00)	○		○	○	○	新潟市	○	
中央	訪問介護ステーション て～あん中央	951-8055	礎町通5ノ町 2264 高政ビル3F	Tel. 025-201-9188 Fax. 025-201-9180	月-土 (8:00-19:00)	○	○	○	○		新潟市	○	○
						移動支援は知的・障 がい児のみに提供							
	ニチイケアセンター 新潟中央	950-0075	沼垂東6-9-3	Tel. 025-290-2731 Fax. 025-290-2734	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	中央・東区	○	
	ニチイケアセンター 新潟南	950-0913	鐘2-14-21	Tel. 025-290-4711 Fax. 025-290-4721	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	中央・東区	○	
	居宅介護サービス わあなる	950-0073	日の出2-3-3 エクセル創栄I 201	Tel. 025-248-6490 Fax. 025-248-6489	月-土(8:00-17:00) 祝日,年末年始は除く	○	○	○	○		新潟市	○	○
	新潟市社会福祉協議会 中央区中央訪問 介護センター	951-8127	関屋下川原町 1-3-11	Tel. 025-234-0533 Fax. 025-234-5039	無休 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	移動支援: 新潟市 生活サポート: 中央・東・ 西・江南区	○	○
	新潟市社会福祉協議会 中央区中央第2訪問 介護センター	950-0906	東幸町15-15 東亜堂ビル 201	Tel. 025-290-7829 Fax. 025-290-7830	無休 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	移動支援: 新潟市 生活サポート: 中央・東・ 西・江南区	○	○
	新潟市社会福祉協議会 障がい者訪問 介護センター	950-0909	八千代1-3-1 新潟市総合福 社会館3F	Tel. 025-248-6555 Fax. 025-248-3833	無休(7:00-22:00)	○	○	○	○	○	移動支援: 新潟市	○	
	信越ユニオン(株) ヘルパーステーション ハンド・ハンド	951-8153	文京町6-27	Tel. 025-234-4510 Fax. 025-234-4511	無休 (7:00-20:00)	○	○	○	○		中央・西・南・ 東区と江南区 の一部		○
	ツクイ新潟関屋	951-8136	関屋田町 1-14	Tel. 025-201-3600 Fax. 025-201-3666	無休(8:30-17:30) サービス提供24時間	○	○	○	○		中央・東・ 西区	○	
	まごころ介護 支援センター馬越	950-0866	西馬越3-14 メゾン・コサ 1階101	Tel. 025-242-1238 Fax. 025-249-1506	月-金(8:00-17:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○		旧新潟市	○	
	ジャパンケア新潟中央	950-0916	米山6-12-19 2階	Tel. 025-240-1190 Fax. 025-240-1191	無休24時間 ヘルパーの状況に より深夜は応相談	○	○	○	○	○	新潟市	○	○

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者					営業地域	サービス種類		
						全	視	知	児	精		移動 支援	生活 サポート	
中央	ツクイ新潟女池	950-0950	鳥屋野南 3-2-5	Tel. 025-288-0162 Fax. 025-288-0163	無休 (受付時間8:30-17:30)	○	○	○	○	○	北・東・中央・ 江南・秋葉 西・西蒲区	○		
	訪問介護ステーション ねこの手	950-0922	山二ツ 4-14-26	Tel. 025-287-5130 Fax. 025-287-5140	月-金 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	新潟市	○		
	ニチイケアセンター せきや	951-8153	文京町11-25	Tel. 025-234-5678 Fax. 025-234-5560	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	中央・西区	○		
	ヘルパーステーション 和実	951-8153	文京町27-1 文京ドミトリー 305号、306号	Tel. 025-265-3833 Fax. 025-265-3833	無休(受付時間は 月-土9:00-17:00)	○	○	○	○	○	中央・東・ 江南・西区	○		
	新潟コアラ	950-0921	京王2-2-23	Tel. 025-278-8640 Fax. 025-278-8642	月-土 (8:00-17:00)		○	○	○	○	新潟市	○		
	ケアサポート青い鳥	951-8162	関屋本村町 1-148-5 斎藤マンション 1-3号	Tel. 025-201-8561 Fax. 025-201-8569	月-日(8:30-17:30) サービス提供24時間		○	○	○	○	中央・東・ 江南・南・ 西区	○		
	はあとふるあたご 訪問介護センター	951-8067	本町通七番町 1153 新潟本町通ビル 4階	Tel. 025-228-5004 Fax. 025-228-2266	日-土(6:00-22:00)	○						中央・西区	○	
	ヘルパーステーション めぐ	951-8141	関新2-1-73 新潟ダイカン プラザ遊学館 312	Tel. 025-210-4356 Fax. 025-233-6533	月-金 (9:00-17:00)	○	○	○	○	○	新潟市	○	○	
特定非営利活動法人 せいむ	950-0073	日の出2-3-3 エクセル創栄I 1階	Tel. 025-282-5402 Fax. 025-282-5403	祝日,12/30-1/3を 除く月-日 (7:00-19:00)	○	○	○	○	○	新潟市	○	○		
江南	ジャパンケア新潟江南	950-0127	諏訪1-2-7	Tel. 025-383-1861 Fax. 025-383-1862	年中無休(受付は月-金) 24時間 (受付は9:00-18:00)	○	○	○	○	○	北・江南・ 秋葉区	○	○	
	ヘルパーステーション わかばの家	950-0121	亀田向陽2-6-1	Tel. 025-381-1864 Fax. 025-381-1892	無休 (7:00-22:00)			○	○		新潟市	○		
	ヘルパーステーション 向陽の里	950-0121	亀田向陽2-6-1	Tel. 025-382-8222 Fax. 025-382-8223	無休(8:30-17:30) サービス提供 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	江南区(曾野木・ 両川を除く) 東区(石山のみ)	○	○	
	ニチイケアセンター 新潟東	950-0211	横越川根町 4-1-41	Tel. 025-383-2006 Fax. 025-385-3788	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	江南・秋葉・ 東区	○		
	江南ケアプラザ	950-0121	亀田向陽3-14-3	Tel. 025-382-1217 Fax. 025-383-8806	月-金 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	江南区	○	○	
秋葉	ニチイケアセンター かわぐち	956-0015	川口138-1	Tel. 0250-21-6303 Fax. 0250-21-6313	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	秋葉・南・ 江南区	○		
	ニチイケアセンター 新津	956-0864	新津本町 4-5-2	Tel. 0250-21-1018 Fax. 0250-21-1054	日-土(6:00-22:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	秋葉・南区	○		
	新潟市社会福祉協議会 秋葉区新津訪問介護 センター	956-0863	日宝町6-13	Tel. 0250-24-0120 Fax. 0250-21-3470	無休 (7:00-21:00)	○	○	○	○	○	移動支援: 新潟市 生活サポート: 秋葉・南区	○	○	
	自立支援センター まんにち	956-0802	七日町6086	Tel. 0250-25-3340 Fax. 0250-25-3339	月-日(8:30-18:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	秋葉・南・ 江南区	○	○	
南	新潟市社会福祉協議会 南区訪問介護センター	950-1214	上下諏訪木 817-1	Tel. 025-373-6122 Fax. 025-373-5775	12/31-1/1を除く 毎日(7:00-21:00) ※利用者から依頼 がある場合はこの 限りにあらず	○	○	○	○	○	移動支援: 新潟市 生活サポート: 南・秋葉・ 西蒲区	○	○	
	ニチイケアセンター しろね	950-1209	親和町4-23	Tel. 025-371-5122 Fax. 025-373-0656	日-土 (6:00-22:00)		○	○	○	○	秋葉・南区	○		
西	さくら・介護ステーション 新潟	950-2022	小針6-61-13 ウェルズ21 小針6B	Tel. 025-232-9233 Fax. 025-232-9234	祝日,8/13-16, 12/30-1/3を除く 月-金(8:30-17:30)	○	○	○	○	○	西・東・中央・ 江南区	○		
	ニチイケアセンター 内野	950-2111	大学南 1-7825-5	Tel. 025-264-2550 Fax. 025-264-2551	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	西・西蒲区	○		

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者					営業地域	サービス種類	
						全	視	知	児	精		移動 支援	生活 サポート
西	特定非営利活動法人 千草の舎	950-2111	大学南 2-19-34	Tel. 025-262-0432 Fax. 025-262-0432	無休 (9:00-17:00)	○	○	○	○	○	新潟市	○	
	新潟市社会福祉協議会 西区訪問介護センター	950-2022	小針5-7-5	Tel. 025-378-3130 Fax. 025-378-4300	無休 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	移動支援： 新潟市 生活サポート： 西・中央・ 西蒲区	○	○
	障害者居宅介護事業所 わもっか	950-2076	上新栄町 1-2-12	Tel. 025-269-4555 Fax. 025-269-4054	無休(7:00-19:00) 営業時間外は相談	○		○	○	○	新潟市	○	
	訪問介護 ゆうゆう	950-2022	小針5-1-47	Tel. 025-232-7522 Fax. 025-378-0153	土日祝、12/29-1/3 を除く毎日 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	新潟市	○	
	アビリティ訪問介護	950-2042	坂井762-7	Tel. 025-268-5751 Fax. 025-201-6781	月-金(6:00-20:00) 土日祝(9:00-18:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	中央・西・ 西蒲・南区	○	○
	訪問介護ステーション て～あん	950-2024	小新西3-10-7	Tel. 025-267-0100 Fax. 025-267-8333	月-土(8:00-19:00)	○	○	○	○		西区	○	○
	ヘルパーステーション 有限会社Welfare	950-2072	松美台6-36	Tel. 025-265-3421 Fax. 025-232-8555	月-日(7:00-20:00) 営業時間外は相談	○	○	○	○	○	西区を中心に 中央・東・ 江南・南区	○	○
	ツクイ新潟西	950-2045	五十嵐東 1-6-32	Tel. 025-211-1922 Fax. 025-211-1923	月-日(7:00-19:00) 営業時間外は相談	○	○				西・西蒲・ 南区の一部	○	
	ときめきケアプラザ	950-1101	山田3398-1	Tel. 025-370-1217 Fax. 025-370-1218	月-金 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	中央・西区	○	○
	特定非営利活動法人 CIL新潟	950-2042	坂井926-1 プレジデント 店舗	Tel. 025-378-4152 Fax. 025-378-4153	月-金 (9:00-17:00)	○		○	○	○	新潟市	○	
	福祉サポート よりの会	950-2055	寺尾上3-1-20 和晃マンション 101号室	Tel. 025-201-7636 Fax. 025-201-7636	月-金 (8:00-17:00)	○	○	○	○	○	新潟市	○	
	ヘルパーステーション 夢プラン	950-1101	山田 2307-344	Tel. 025-233-1731 Fax. 025-233-1619	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	西区	○	○
みっと	950-2137	小見郷屋 58-4	Tel. 025-261-2211 Fax. 025-261-5502	月-日 (7:00-19:00)	○		○	○	○	新潟市	○		
西蒲	ニチイケアセンター巻	953-0041	巻甲422	Tel. 0256-70-1661 Fax. 0256-73-1165	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	西蒲・西区	○	
	新潟市社会福祉協議会 西蒲区訪問介護センター	953-0041	巻甲4363	Tel. 0256-73-3622 Fax. 0256-73-4914	12/31-1/3を除く 毎日(7:00-22:00) ※利用者から 依頼がある場合は、 この限りにあらず	○	○	○	○	○	移動支援： 新潟市 生活サポート： 西蒲・南・ 西区	○	○
新潟市外	株式会社慎鍋	958-0853	村上市 山居町2-5-44	Tel. 0254-50-7655 Fax. 0254-50-7656	無休 (8:30-17:30)	○	○	○	○		村上市 関川村 胎内市	○	
	ヘルパーステーション ゆめ	958-0024	村上市 瀬波中町11-6	Tel. 0254-53-6960 Fax. 0254-53-6970	月-土 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	村上市 岩船郡(粟島 浦村除く)	○	
	ヘルパーステーション よろこび	959-3423	村上市 九日市98-1	Tel. 0254-62-7713 Fax. 0254-62-7714	月-金 (8:30-17:30)			○	○	○	村上市	○	
	ニチイケアセンター 新発田	957-0062	新発田市 富塚町3-4-27	Tel. 0254-27-3798 Fax. 0254-27-3799	日-土 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	新潟市北区・ 新発田市	○	
	ホームヘルプステーション フレンド	959-1632	五泉市 中川新1498	Tel. 0250-47-2213 Fax. 0250-47-2233	無休 (8:30-17:15)	○	○	○	○		新津・白根・ 亀田・横越・ 小須戸	○	
	ジャパンケア加茂	959-1313	加茂市 幸町1-15-28	Tel. 0256-57-7021 Fax. 0256-57-7020	年中無休(受付は月-金) 24時間 (受付は9:00-18:00)	○	○	○	○	○	新潟・加茂・ 五泉・田上	○	○
社会福祉法人 弥彦村社会福祉協議会	959-0305	西蒲原郡弥彦村 矢作4622	Tel. 0256-94-4551 Fax. 0256-94-5238	無休 (7:00-22:00)	○	○	○	○	○	弥彦村・燕市 新潟市	○		

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	サービス提供日 営業時間	対象者					営業地域	サービス種類	
						全	視	知	児	精		移動 支援	生活 サポート
新潟市外	桜花園	940-2126	長岡市 西津町字原 4668	Tel. 0258-47-5525 Fax. 0258-47-2202	12/29-1/3を除く 毎日 (7:30-20:00)	○	○	○	○	○	長岡市 出雲崎町	○	
	ホームヘルプステーションいろは	940-2411	長岡市 与板町葛都 683	Tel. 0258-72-3975 Fax. 0258-72-2061	月-土 (8:00-18:00)		○	○	○	○	長岡市全域 三島郡	○	
	長岡市社会福祉協議会 訪問介護ながおか	940-0849	長岡市 長倉西町 458-1	Tel. 0258-39-2247 Fax. 0258-31-8830	月-金 (8:30-17:15)	○	○	○	○	○	長岡市	○	
	ヘルパーステーション 上越	943-0834	上越市 西城町1-12-4	Tel. 025-526-1666 Fax. 025-526-1610	無休 (6:00-22:00)	○	○	○	○	○	合併前の 上越市内	○	
	あいので訪問介護 サービス	371-0816	群馬県前橋市 上佐鳥町 560-3	Tel. 027-287-4360 Fax. 027-287-4657	無休24時間 (受付は月-金 9:00-18:00)	○	○	○	○	○	群馬県 前橋市ほか	○	
	ケアウェル練馬	176-0005	東京都 練馬区旭丘 1-10-8	Tel. 03-5988-7534 Fax. 03-6659-7255	年中無休(受付は月-金) 24時間 (受付は9:00-17:45)	○	○	○	○	○	東京都の 一部	○	
	ケア・センター杉っ子	166-0004	東京都 杉並区阿佐谷南 1-25-23	Tel. 03-5305-5561 Fax. 03-5305-5562	月-金(9:00-18:00) 土(9:00-12:00)	○	○	○	○	○	東京都	○	
	株式会社 らいふ	141-0022	東京都品川区 東五反田1-25-11 五反田1丁目 イーストビル7階	Tel. 03-5447-5280 Fax. 03-5447-5281	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	東京都	○	
	株式会社 K-WORKER 大久保営業所	169-0074	東京都新宿区 北新宿3-10-10 柏木ローズマン ション103	Tel. 03-3360-5155 Fax. 03-5348-6691	月-金 (8:00-20:00)	○	○	○	○	○	東京都	○	
	ツクイ横浜緑	226-0013	神奈川県横浜市 緑区寺山町97 田辺ビル1階	Tel. 045-929-2061 Fax. 045-929-2062	月-金 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	横浜市緑区	○	
	笹島ケアステーション	230-0026	神奈川県横浜市 鶴見区市場富士 見町9-35	Tel. 045-501-6655 Fax. 045-501-6277	月-土 (9:00-18:00)	○	○	○	○	○	神奈川県横 浜市及び川 崎市の全域	○	
	ツクイ横浜綱島	222-0001	神奈川県横浜市 港北区樽町 3-6-38 りりあタウン1階	Tel. 045-540-6207 Fax. 045-540-6208	無休 (8:30-17:30)	○	○	○	○	○	神奈川県横 浜市の一部	○	
	障がい者地域生活支援 センター あんとふる	923-0303	石川県小松市 島町ル65	Tel. 0761-58-0366 Fax. 0761-58-0233	月-日 (9:00-19:00)				○	○	能美市・ 小松市・ 加賀市	○	
株式会社 ハッピースマイル 訪問介護センター	630-8036	奈良県奈良市 五条畑1-27- 12-11	Tel. 0742-46-8823 Fax. 0742-93-8823	無休24時間	○	○	○	○	○	奈良市ほか	○		

## (17) 日中一時支援（日帰りの短期入所）

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	対象者				1日の定員	障がい児の提供範囲				
					身	知	児	精		3歳未満	3～5歳	小学生	中学生	高校生
北	太陽の村	950-3112	太夫浜 675	Tel. 025-258-6337 Fax. 025-258-6338	○	○			5人 (障がい児は 知的)	要相談 ○ ○ ○				
	松潟の園	950-3132	松潟 1482-1	Tel. 025-258-0002 Fax. 025-258-0007	○				1人					
	クローバー 歩みの家	950-3323	東栄町 1-1-49 豊栄福祉交流 センター内	Tel. 025-384-1112 Fax. 025-387-4753	○	○	○	○	2人	×	×	×	要相談	○ (相談)
	クローバー ドンバスの家				○	○	○	○	2人	×	×	×	要相談	○ (相談)
	クローバー ひしもの家				○	○	○	○	2人	×	×	×	要相談	○ (相談)
東	ふれんど・びあ	950-0892	寺山 3-32-21	Tel. 025-271-5377 Fax. 025-379-7152	○	○	○	○	2人	×	×	○	○	○
	ほがらか福祉園	950-0893	はなみずぎ 2-3-7	Tel. 025-271-5650 Fax. 025-271-2311	○	○			1人	×	×	×	×	16歳 以上

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	対象者				1日の定員	障がい児の提供範囲				
					身	知	児	精		3歳未満	3～5歳	小学生	中学生	高校生
東	ワークセンターふじみ	950-0025	藤見町 1-4-43	Tel. 025-250-2100 Fax. 025-250-2500		○			2人					
	ワークセンター大山台	950-0067	大山 2-13-1	Tel. 025-275-2037 Fax. 025-275-2271		○			2人					
	東支援センター	950-0891	上木戸 1-8-12	Tel. 025-272-5048 Fax. 025-250-5433	○	○	○		10人	×	要相談	○	○	○
	ワーカーズゆたか	950-0812	豊 1-11-10	Tel. 025-270-3946 Fax. 025-270-3947		○	○		1人	×	×	×	×	16歳以上
	日中一時支援 いけだんち	950-0872	牡丹山 2-3-7	Tel. 080-6507-7952 Fax. 025-274-3030		○	○		9人	×	×	○	○	○
	ワークセンターひがし	950-0064	松島 2-4-7	Tel. 025-257-9100 Fax. 025-257-9105		○			2人					
明生園	951-8121	水道町 1-5932-621	Tel. 025-231-6177 Fax. 025-231-2560		○	○		4人 (障がい児は知的)	×					
中央	新潟県はまぐみ 小児療育センター	951-8121	水道町 1-5932	Tel. 025-266-0151 Fax. 025-266-0152		○ (重心)	○		適宜調整 障がい児は主として 肢体不自由。 空床時のみ	要相談	○	○	○	○
	ワークセンター日和山	951-8063	古町通 13-5148-2	Tel. 025-229-2128 Fax. 025-229-2145		○	○		2人 (障がい 児は主として知的 障がい。それ 以外は要相談)	×	×	×	×	○
	就労センター白山浦	951-8131	白山浦 1-312-3	Tel. 025-201-8185 Fax. 025-201-8186		○	○		2人	×	×	×	○	○
	日中一時支援事業所 ともともふあみりーず	950-0916	米山 3-3-10	Tel. 025-311-9991 Fax. 025-311-9991	○	○	○	○	月-金 8人 土日・祝日・ 長期休暇 10人	○	○	○	○	○
	日中一時支援事業所 ともともぶらざあ〜ず	950-0914	紫竹山 2-4-17	Tel. 025-311-4383 Fax. 025-311-4383	○	○	○	○	月-金 4人 土日・祝日・ 長期休暇 8人	○	○	○	○	○
	特定非営利活動法人 せいむ	950-0073	日の出 2-3-3 エクセル創栄 I 1階	Tel. 025-282-5402 Fax. 025-282-5403	○	○	○	○	15人	×	要相談	○	○	○
	江南	あさひ園	950-0121	亀田向陽 2-6-1	Tel. 025-382-8222 Fax. 025-382-8223	○				4人				
新潟県障害者 リハビリテーション センター		950-0121	亀田向陽 1-9-1	Tel. 025-381-8113 Fax. 025-381-8117	○				適宜調整 (障がい児は 身体)	×				
ポプラの家		950-0323	嘉瀬 1047-2	Tel. 025-280-3394 Fax. 025-280-4374	○	○	○	○	10人	×	要相談	○	○	○
わかばの家		950-0121	亀田向陽 2-6-1	Tel. 025-381-1864 Fax. 025-381-1892		○	○		6人 (障がい 児は主として知的 障がい。それ 以外は要相談)	×	×	×	○	○
メイプルかめだ		950-0121	亀田向陽 1-10-30	Tel. 025-278-8546 Fax. 025-278-8629		○	○	○	3人	×	×	×	要相談	○
秋葉	ワークセンター ほほえみ	956-0122	小向 1744	Tel. 0250-38-3015 Fax. 0250-38-3015	○	○	○	○	5人	×	×	×	×	○
	満日の里	956-0802	七日町 6086	Tel. 0250-25-3340 Fax. 0250-25-3339		○	○		10人	要相談		○	○	○
	ほっとサポートしんえい	956-0033	新栄町 25-22	Tel. 0250-24-5211 Fax. 0250-24-5232		○	○		10人	×	×	×	要相談	
	けやき福祉園	956-0802	七日町 2530-4	Tel. 0250-23-7712 Fax. 0250-23-7713		○	○		10人	×	×	×	○	○
南	ゆうーわ ほっとルーム	950-1475	戸頭 215-2	Tel. 025-372-5223 Fax. 025-211-2016	○	○	○	○	5人	×	×	×	×	○
	ワークセンター しらはす	950-1425	戸石 45-2	Tel. 025-371-0070 Fax. 025-371-0066		○	○		5人	×	×	×	×	○
	ワークセンター まめの木	950-1474	上木山 224-1	Tel. 025-371-1022 Fax. 025-371-1050	○	○	○	○	3人	×	×	×	×	○



区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	対象者				1日の定員	障がい児の提供範囲				
					身	知	児	精		3歳未満	3～5歳	小学生	中学生	高校生
西	みのり園	950-2138	藤野木 51	Tel. 025-262-0075 Fax. 025-262-1439		○	○		4人 (障がい児は知的)	×	×	要相談		
	新潟みずほ園	950-2137	小見郷屋 107-2	Tel. 025-262-0044 Fax. 025-261-5483	○		○		2人 (障がい児は主として身体障がい。それ以外は要相談)	×	×	要相談	○	
	第2みずほ園	950-2137	小見郷屋 58-4	Tel. 025-261-2211 Fax. 025-261-5502	○		○		3人 (障がい児は主として身体障がい。それ以外は要相談)	×	×	要相談	○	
	十字園	950-2076	上新栄町 1-2-12	Tel. 025-269-4001 Fax. 025-269-4389		○		要相談	10人	×	×	要相談		
	いずみ福祉園	950-2076	上新栄町 1-2-12	Tel. 025-268-1385 Fax. 025-264-1013		○			3人	×	×	×	要相談	○
	青松ワークス	950-2076	上新栄町 1-2-12	Tel. 025-269-7303 Fax. 025-269-7311			○		5人	/				
	西支援センター	950-2264	みずき野 4-13-7	Tel. 025-201-7115 Fax. 025-201-7116	○	○	○		3人					
	独立行政法人 国立病院機構 西新潟中央病院	950-2085	真砂 1-14-1	Tel. 025-265-3171 Fax. 025-231-2831			○		2人	/				
西蒲	麦っ子ワークス	953-0022	仁箇 2674-6	Tel. 0256-76-2424 Fax. 0256-73-4004		○	○		4人 (障がい児は知的)					
	すずまり	959-0515	今井 493	Tel. 0256-86-1128 Fax. 0256-86-1130	○	○	○	○	4人	×	×	要相談	○	
	かたくりの里	953-0130	橋本 88-1	Tel. 0256-82-1811 Fax. 0256-82-1815	○	○	○	○	3人	×	×	×	×	要相談
	工房はたや	959-0423	旗屋 311	Tel. 0256-70-4044 Fax. 0256-88-5044	○	○	○	○	2人	×	×	×	×	○
新潟市外	やまやの里	959-3404	村上市 山屋 746-2	Tel. 0254-66-5945 Fax. 0254-66-5946	○	○	○		6人	×	×	○	○	○
	緑風園	957-0021	新発田市 五十公野 4681-1	Tel. 0254-22-4298 Fax. 0254-24-7549		○	○		3人 (春・夏・冬の長期休暇中は5人) (障がい児は主として知的障がい。それ以外は要相談)	要相談		○	○	○
	いじみの学園	957-0021	新発田市 五十公野 5445	Tel. 0254-22-4297 Fax. 0254-22-4405			○		1人 (障がい児は知的)	×	×	○	○	○
	いじみの寮			Tel. 0254-22-4297 Fax. 0254-22-4405		○		1人	/					
	指定障害福祉サービス事業所 スクラム	957-0057	新発田市 御幸町 2-15-3	Tel. 0254-22-1235 Fax. 0254-22-8315		○	○							3人
	新発田地域生活総合支援センター さんさん館 i	957-0011	新発田市 島潟 1454	Tel. 0254-22-9900 Fax. 0254-22-9910	○	○	○	○	3人	要相談		○	○	○
	日中一時支援事業所 宝珠苑	959-2221	阿賀野市 保田 5683-23	Tel.0250-68-1511 Fax.0250-68-1515	○	○	○	○	5人	×	×	×	○	○
	コスモス活動所	959-2021	阿賀野市 中央町 2-17-15	Tel.0250-63-2050 Fax.0250-25-7350	○	○	○	○	7人	×	×	○	○	○
	ふなおか学園	959-1846	五泉市 尻上 118	Tel. 0250-42-0833 Fax. 0250-42-3845			○		1人 (障がい児は知的)	×	○	○	○	○
	ふなおか更生園					○		2人	/					
フレンズポート ふなおか	Tel. 0250-42-0860 Fax. 0250-42-3845				○		10人 (障がい児は知的)	×						○

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	対象者				1日の定員	障がい児の提供範囲				
					身	知	児	精		3歳未満	3～5歳	小学生	中学生	高校生
新潟市外	いずみの里	959-1632	五泉市 中川新 1498	Tel. 0250-47-2213 Fax. 0250-47-2233	○	○			5人(障がい児は主として知的障がい、それ以外は要相談)	要相談		○	○	○
	第二いずみの里			Tel. 0250-47-2280 Fax. 0250-47-2281	○	○			5人(障がい児は知的)	×	×	○	○	○
	第二平成園	959-1312	加茂市 石川 2-2473-1	Tel. 0256-41-4031 Fax. 0256-53-3003	○	○	○		5人	要相談		○	○	○
	やひこ学園	959-0318	西蒲原郡弥彦村 大字麓 6958	Tel. 0256-94-2362 Fax. 0256-94-3277		○	○		8人(障がい児は知的)	×	×	○	○	○
	やひこの里	959-0318	西蒲原郡弥彦村 大字麓 6958	Tel. 0256-94-2362 Fax. 0256-94-3277		○	○		8人(障がい児は知的)	×	×	○	○	○
	障害福祉サービス事業所 杉の子工房	955-0845	三条市西本成寺 1-28-31	Tel. 0256-35-6691 Fax. 0256-35-6712		○	○		3人	×	×	×	○	○
	つばくろの里	959-0111	燕市 横田 13604	Tel. 0256-66-2602 Fax. 0256-66-2603		○	○	○	5人	×	×	×	要相談	○
	ふれあいの家	959-0265	燕市 吉田東町 20-33	Tel. 0256-92-7640 Fax. 0256-92-7656		○	○		2人(障がい児の中・高校生は知的のみ)	×	×	×	○	○
	ねむの木工房	959-0250	燕市 吉田矢作 6698	Tel. 0256-78-7283 Fax. 0256-78-7289		○	○		2人	×	×	×	○	○
	桜花園	940-2126	長岡市 西津町字原 4668	Tel. 0258-47-5525 Fax. 0258-47-2202		○	○		15人(障がい児は知的)	×	×	○	○	○
	長岡療育園	940-2135	長岡市 深沢町字高寺 2278-8	Tel. 0258-46-6611 Fax. 0258-47-1243	○	○	○		17人(障がい児は重症心身障がいの判定が出た方)	○	○	○	○	○
	コロニーにいがた 白岩の里 児童部	940-2502	長岡市 寺泊敷田 6789-4	Tel. 0258-75-3133 Fax. 0258-75-3132			○		2人(障がい児は知的)	×	×	○	○	○
	コロニーにいがた 白岩の里 成人部			Tel. 0258-75-3138 Fax. 0258-75-3132		○	○		6人(障がい児は知的)	×	×	×	○	○
	コロニーにいがた 白岩の里 重複更生部			Tel. 0258-75-3137 Fax. 0258-75-3132		○	○		4人(障がい児は知的)	×	×	○	○	○
	コロニーにいがた 白岩の里 高齢期更生部			Tel. 0258-75-3135 Fax. 0258-75-3132		○			4人	/				
	コロニーにいがた 白岩の里 社会復帰部			Tel. 0258-75-3136 Fax. 0258-75-3132		○	○		空床利用(障がい児は知的)	×	×	○	○	○
	みのわの里 更生園	949-5416	長岡市 不動沢 126-3	Tel. 0258-92-4945 Fax. 0258-92-3220		○	○		10人	要相談		○	○	○
	みのわの里 工房こしじ	949-5406	長岡市 浦 4712-1	Tel. 0258-92-2535 Fax. 0258-92-2541	○	○	○	○	平日5人 土日10人 夏休み15人	/				
	みのわの里 スマイルセンター三喜	940-2024	長岡市 堺町江底 712-1	Tel. 0258-89-8886 Fax. 0258-89-8891	○	○	○	○	5人 夏休み10人	/				
	みのわの里 ゆうあい	949-5406	長岡市 浦字中の坪 528-4	Tel. 0258-92-6780 Fax. 0258-92-6808	○	○	○	○	月・金4人 土日・祝日・ 長期休暇8人	×	×	要相談		
まごころ学園	954-0036	見附市 田井町 4476	Tel. 0258-62-1811 Fax. 0258-61-0828		○	○		3人	×	要相談	○	○	○	
まごころ寮	954-0036	見附市 田井町 4476	Tel. 0258-62-1811 Fax. 0258-61-0828		○	○		4人	×	要相談	○	○	○	
新潟県新星学園	952-0114	佐渡市 下新穂 90-1	Tel. 0259-22-2047 Fax. 0259-22-3935			○		空床利用	×	×	○	○	○	
いからしの里	955-0803	三条市 月岡 2672-3	Tel. 0256-34-4131 Fax. 0256-34-4140		○	○		4人	×	×	○	○	○	

## (18) 地域活動支援センター

I型：相談事業や専門職員の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。  
 II型：機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業を実施します（旧障害者デイサービス）。  
 III型：創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施します（旧小規模作業所）。

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	体系	定員	設置主体
北	地域活動支援センター オリーブ	950-3321	葛塚4907	Tel. 025-388-8545 Fax. 025-250-6606	III型	20人	(NPO) ひなたの杜
東	地域活動支援センター オーブ	950-0841	中野山6-22-26	Tel. 025-277-9090 Fax. 025-256-8623	III型	10人	(NPO) ポレール
	聴覚・ろう重複 障害者センター あさひ共同作業所	950-0026	小金町1-7-15	Tel. 025-272-1259 Fax. 025-272-1259	III型	14人	(NPO) 新潟あさひの会
	フレンドリーわかば	950-0067	大山2-11-9-3	Tel. 025-275-0428 Fax. 025-275-0428	III型	25人	(NPO) 新潟市精神障害者 地域家族会
	地域活動支援センター 共同パッケージ	950-0036	空港西1-12-35	Tel. 025-274-0800 Fax. 025-274-0800	III型	19人	(NPO) 共同パッケージ
	地域活動支援センター みらくる	950-0812	豊2-1-6	Tel. 025-275-7430 Fax. 025-275-7430	III型	15人	(NPO) 新潟ミラクル福祉会
	焙煎コーヒー温(おん)	951-8052	下大川前通 4-2230-105	Tel. 025-225-2008 Fax. 025-225-2008	III型	20人	(NPO) 新潟市精神障害者 地域家族会
中央	地域活動支援センター ドリーム2001	950-0916	米山3-23-4 ハイツ米山107	Tel. 025-384-4118 Fax. 025-384-4118	III型	20人	(NPO) ドリーム2001
	地域生活支援センター ふらっと	951-8142	関屋大川前 1-2-28	Tel. 025-265-5958 Fax. 025-265-5948	I型	25人	(福) 新潟しなの福祉会
	地域生活支援センター ゆとりあ	950-0083	蒲原町7-1	Tel. 025-240-8000 Fax. 025-240-8100	I型	25人	(福) 新潟しなの福祉会
	新潟市立めいせい デイサポートセンター	951-8121	水道町 1-5932-621	Tel. 025-231-6210 Fax. 025-231-6210	II型	20人	新潟市
	障がい者デイサポート センター 明日葉	950-0909	八千代1-3-1	Tel. 025-248-6281 Fax. 025-248-6277	II型	15人	(福) 新潟市社会福祉協議会
	地域活動支援センター ワークショップロード	950-0076	沼垂西1-2-26-2階	Tel. 025-243-5899 Fax. 025-243-5899	III型	20人	(NPO) 新潟市精神障害者 団体連合会
	地域活動支援センター 温もりハウス	950-0088	万代4-9-6 越路ビル2階	Tel. 025-383-8664 Fax. 025-383-8664	III型	20人	(NPO) にいがた温もりの会
	地域活動支援センター スペースひなた	951-8142	関屋大川前 1-10-1 2階	Tel. 025-265-5153 Fax. 025-265-5153	III型	10人	社会福祉法人 新潟しなの福祉会
	地域活動支援センター 沼垂よりどころ	950-0075	沼垂東2-9-4 東陽スカイマン ション1階	Tel. 025-248-5590 Fax. 025-248-5590	III型	15人	(NPO) にいがた若者自立支 援ネットワーク・伴走舎
	地域活動支援センター ささぐち	950-0912	南笹口1-9-29 サンライズ笹口 テナント棟403号室	Tel. 025-249-1112 Fax. 025-249-1112	III型	10人	(社) 笹口
江南	地域活動支援センター スワン	950-0325	花ノ牧322-2	Tel. 025-250-5845 Fax. 025-250-5846	III型	20人	(NPO) 鶴翔会
	地域活動支援センター かめさん	950-0165	西町6-5-18	Tel. 025-383-1011 Fax. 025-383-1012	III型	15人	(福) 中蒲原福祉会
	地域活動支援センター 日だまり	950-0166	旭2-1-4	Tel. 025-385-7712 Fax. 025-385-7713	III型	15人	(福) 新潟県視覚障害者 福祉協会
	地域活動支援センター のびのび	950-0127	諏訪3-6-6	Tel. 025-384-0121 Fax. 025-384-0121	III型	20人	(NPO) ボランティア亀田
秋葉	地域活動支援センター いしづえ	956-0805	中野2-21-3	Tel. 0250-25-2660 Fax. 0250-25-2660	III型	20人	(NPO) 秋葉区精神障害者 家族会 あきはあすなろ会
	地域活動支援センター ささえ愛大地	956-0831	中沢町8-28 2階	Tel. 0250-23-6860 Fax. 0250-23-6860	III型	10人	(財) ささえあいコープ新潟
南	地域活動支援センター すいとふあーむ	950-1302	上曲通79	Tel. 025-375-8018 Fax. 025-375-8030	III型	10人	(福) 燕・西蒲原福祉会
西	地域活動支援センター すずらんクラブ	950-2004	平島1-12-2	Tel. 025-201-8223 Fax. 025-201-8224	III型	25人	(福) ジェロントピア新潟

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	体系	定員	設置主体
西	地域活動支援センター 結屋	950-2101	五十嵐一の町 6861-23	Tel. 025-239-5810 Fax. 025-239-5811	Ⅲ型	18人	(NPO)eばしょ 結屋
	地域活動支援センター かりん	950-2076	上新栄町1-2-12	Tel. 025-269-4555 Fax. 025-269-4054	Ⅱ型	15人	(福)更生慈仁会
	和工房(やわらぎこうぼう)	950-2063	寺尾台3-22-13	Tel. 025-268-3292 Fax. 025-201-8334	Ⅲ型	20人	(NPO)やわらぎの会
	地域活動支援センター たんぼぼ	950-2002	青山1-23-15	Tel. 025-266-0311 Fax. 025-266-0311	Ⅲ型	15人	(NPO)たんぼぼ
	地域活動支援センター ほっとスペース	950-2042	坂井986-2	Tel. 025-201-6061 Fax. 025-201-6062	Ⅲ型	15人	(NPO)アクセシブルにいがた
	地域活動支援センター 陽廣園	950-2076	上新栄町1-4-16	Tel. 025-269-3037 Fax. 025-211-7901	Ⅲ型	25人	(社)陽廣園
	地域活動支援センター びあポート	950-2051	寺尾朝日通 16-24	Tel. 025-201-7714 Fax. 025-201-7714	Ⅲ型	15人	(福)自立生活福祉会
	地域活動支援センター なごみ	950-2111	大学南2-19-34-1	Tel. 025-378-2528 Fax. 025-378-2528	Ⅲ型	15人	(NPO)千草の舎
	地域活動支援センター 豆の木	950-1115	鳥原631-20	Tel. 025-377-1444 Fax. 025-377-1444	Ⅲ型	10人	(財)喜正会
	地域活動支援センター ラダーン	950-2261	赤塚5586	Tel. 025-239-2150 Fax. 025-239-3579	Ⅲ型	15人	医療法人 水明会
西蒲	地域活動支援センター 西川まちなかさろん	959-0422	曾根223	Tel. 0256-78-7564 Fax. 0256-78-7584	Ⅲ型	20人	(福)新潟みずほ福祉会
	地域活動支援センター 自遊館・まほろば	953-0133	夏井879	Tel. 0256-78-8183 Fax. 0256-78-8185	Ⅲ型	20人	(NPO)自遊舎

## (19) 医療型障がい児入所施設

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	対象者
中央	はまぐみ小児療育センター	951-8121	水道町 1-5932	Tel. 025-266-0151 Fax. 025-266-0152	50人	肢体不自由児 重症心身障がい児
西	独立行政法人国立病院機構 西新潟中央病院	950-2085	真砂 1-14-1	Tel. 025-265-3171 Fax. 025-231-2831	120人	重症心身障がい児
市外	長岡療育園	940-2135	長岡市 深沢町字高寺 2278-8	Tel. 0258-46-6611 Fax. 0258-47-1243	139人	重症心身障がい児
	独立行政法人国立病院機構 新潟病院	945-8585	柏崎市赤坂 3-52	Tel. 0257-22-2126 Fax. 0257-24-9812	30人 80人	肢体不自由児 重症心身障がい児
	独立行政法人国立病院機構 さいがた病院	949-3116	上越市 大潟区犀潟 468-1	Tel. 025-534-3131 Fax 025-534-4824	80人	重症心身障がい児

## (20) 医療型児童発達支援センター

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者
中央	はまぐみ小児療育センター	951-8121	水道町 1-5932	Tel. 025-266-0151 Fax. 025-266-0152	38人	月-金 (9:15-14:00)	肢体不自由児

## (21) 福祉型児童発達支援センター

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者
中央	新潟市立 児童発達支援センター	950-0986	神道寺南 2-4-27	Tel. 025-247-6531 Fax. 025-247-6541	50人	月-金 (8:30-17:00) 土 (8:30-12:30)	知的障がい児

## (22) 児童発達支援

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者
北	かやま保育園	950-3322	嘉山 1-2-41	Tel. 025-387-5201 Fax. 025-387-5994	20人	月-金 (9:00-15:00)	特定なし
東	ほがらか福祉園トゥインクル	950-0893	はなみずき 2-3-7	Tel. 025-271-1140 Fax. 025-271-2311	10人	月-金 (8:30-15:30)	重症心身障がい児
	ばんびくらぶ	950-0891	上木戸 1-8-12	Tel. 025-385-6133 Fax. 025-385-6134	10人	月-金(祝日除く) (9:00-15:00)	肢体不自由児, 知的障害児, 自閉症児
	Be トウインクル	950-0891	上木戸 5-4-13	Tel. 025-270-0755 Fax. 025-250-7275	10人	月-金 (8:30-15:30)	重症心身障がい児
	こども自立支援スクール ぼらりす	950-0824	中島 2-1-20	Tel. 025-282-5149 Fax. 025-282-5249	10人	月-土 (10:00-16:00)	発達障がい児, 自閉症児, 精神障がい児, 知的障がい児
	ハッピーハート保育 新潟東	950-0016	河渡本町 17-37 サポートタウン 河渡 1階 103	Tel. 025-385-6111 Fax. 025-385-6118	10人	月-土 (9:00-15:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
中央	はまぐみ小児療育センター	951-8121	水道町 1-5932	Tel. 025-266-0151 Fax. 025-266-0152	15人	第2, 4火曜 (10:00-15:00)	重症心身障がい児
	エンジェル児童療育教室	950-0982	堀之内南 1-18-19	Tel. 025-384-4228 Fax. 025-384-4246	20人	月-土 (9:00-16:30)	発達障がい児, 自閉症児, 知的障がい児, 精神障がい児
	ディベロップ	950-0922	山ニツ 3-11-15	Tel. 025-288-5519 Fax. 025-282-7735	10人	月-金 (9:30-13:30)	自閉症児
	キッズデイサービス らくだ	950-0073	日の出 3-9-9	Tel. 025-256-8461 Fax. 025-256-8461	10人	月-土 (9:00-17:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児, 盲児,ろうあ児, 難聴児
	ハッピーハート保育 中央	950-0911	笹口 3-25 ダイヤモンドハイツ 笹口 2-1	Tel. 025-385-7780 Fax. 025-385-7781	10人	月-土 (9:00-15:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
	こどもサポート教室「きらり」 女池神明校	950-0943	女池神明 2-3-3 神明オフィスビル 1階 A	Tel. 025-288-5026 Fax. 025-288-5026	10人	火-金 (10:00-16:00) 土 (10:00-14:00)	知的障がい児, 自閉症児
	夢のみずうみ村びかびか	950-0134	曙町 3-4-10	Tel. 025-288-7100 Fax. 025-382-3321	10人	月-金 (8:30-17:30)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児, 盲児,ろうあ児, 難聴児
秋葉	ララスマイル	956-0832	秋葉 1-3-15 マンション秋葉	Tel. 0250-23-4001 Fax. 0250-23-4002	10人	火・木 (9:00-14:00) 土 (9:00-17:30)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
西	国立病院機構西新潟中央病院 「あかしあ」	950-2085	真砂 1-14-1	Tel. 025-265-3171 Fax. 025-231-2831	15人	月-日 (9:30-15:30)	重症心身障がい児
	エンジェル西療育教室	950-0982	小瀬 778	Tel. 025-378-0619 Fax. 025-378-4723	20人	月-土 (9:00-16:30)	発達障がい児, 自閉症児, 知的障がい児, 精神障がい児
	ハッピーハート保育 新潟西	950-2041	坂井東 4-2-14 コンドミニウム リベロ坂井	Tel. 025-378-1268 Fax. 025-378-1286	10人	月-土 (9:00-15:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児

## (23) 放課後等デイサービス

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者
北	ピンボン	950-3325	白新町 2-13-21	Tel. 025-388-6135 Fax. 025-388-6145	10人	月-金 13:00-17:00 土日,長期休暇 9:00-17:00	知的障がい児, 自閉症児, 自閉児



区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者
北	おひさま	950-3112	太夫浜 675	Tel. 025-258-6337 Fax. 025-258-6338	10人	火-金 (学校休業日を除く) 15:00-18:00 土・学校休業日 (日を除く) 9:00-16:00	知的障がい児, 自閉症児
	放課後等デイサービス てるいんとこ	950-3327	石動 2-2-15	Tel. 025-384-8535 Fax. 025-384-8560	10人	月-金 (15:00-17:30) 土・学校休業日 (9:00-17:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
東	ほがらか福祉園トゥインクル	950-0893	はなみずき 2-3-7	Tel. 025-271-1140 Fax. 025-271-2311	10人	月-金 (8:30-15:30, 14:00-17:00)	重症心身 障がい児
	ばんびくらぶ	950-0891	上木戸 1-8-12	Tel. 025-385-6133 Fax. 025-385-6134	10人	月-金 (14:00-18:00) 長期休暇 (9:00-17:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
	ハロー・キッズ	950-0806	海老ヶ瀬 994	Tel. 025-274-3265 Fax. 025-274-3265	20人	月・火・木 (14:00-17:00) 水・金 (13:00-17:00) 長期休暇 (9:00-17:00)	特定なし
	東ぼっぴこ〜んクラブ	950-0806	海老ヶ瀬 31	Tel. 025-271-9124 Fax. 025-271-9124	10人	月-金 (14:00-18:00) 学校休業日 (9:00-17:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
	Be トウインクル	950-0891	上木戸 5-4-13	Tel. 025-270-0755 Fax. 025-250-7275	10人	月-金 (8:30-15:30, 14:00-17:00)	重症心身 障がい児
	こども自立支援スクール ぼらりす	950-0824	中島 2-1-20	Tel. 025-282-5149 Fax. 025-282-5249	10人	月-土 15:30-17:30 長期休暇 13:30-17:30	発達障がい児, 自閉症児, 精神障がい児, 知的障がい児
	ハッピーハート新潟東	950-0804	本所 1-11-50	Tel. 025-385-6838 Fax. 025-385-6839	10人	月-金 13:00-18:00 土・長期休暇 9:00-18:00	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
	ななふくクラブ	950-0806	海老ヶ瀬 3002	Tel. 025-250-5650 Fax. 025-250-1236	10人	月-金 14:30-16:00 土・長期休暇 9:00-18:00	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児, 盲児, ろうあ児, 難聴児
中央	はまぐみ小児療育センター	951-8121	水道町 1-5932	Tel. 025-266-0151 Fax. 025-266-0152	7人	月-金 (8:40-17:15)	重症心身 障がい児
	真友サークル	950-0086	弁天 3-1-20 真友ビル	Tel. 025-250-0635 Fax. 025-384-0807	10人	月-金 15:00-18:00 土, 日長期休暇 10:00-18:00	知的障がい児, 自閉症児
	ディベロップ	950-0922	山ニツ 3-11-15	Tel. 025-288-5519 Fax. 025-282-7735	10人	月-金 (14:00-18:00)	自閉症児
	キッズデイサービス らくだ	950-0073	日の出 3-9-9	Tel. 025-256-8461 Fax. 025-256-8461	10人	月-土 (9:00-17:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児, 盲児, ろうあ児, 難聴児
	附属ぼっぴこ〜んクラブ	951-8104	西大畑町 5241	Tel. 025-223-8397 Fax. 025-223-8397	10人	月-金 (14:00-18:00) 長期休暇 (9:00-17:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
	放課後等デイサービス ココン錠	950-0913	錠 1-4-17	Tel. 025-384-4869 Fax. 025-384-4869	10人	月-金 (14:00-18:00) 土, 日長期休暇 (10:00-17:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
	きととの森	951-8133	川岸町 2-7-3 リバーステージ新潟 101	Tel. 025-378-2241 Fax. 025-384-4416	10人	月-金 (13:00-18:00) 土, 日長期休暇 (9:00-17:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児, 難聴児

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者
中央	スパークエクサ Joy Kid's 白山	951-8131	白山浦 2-198 高友店舗 1階	Tel. 025-211-2355 Fax. 025-211-3005	10人	月・火・水・金 (14:30-17:30) 土・長期休暇 (9:00-16:00)	知的障がい児, 自閉症児発達 障害児
	放課後等デイサービス ココン魁	951-8034	魁町 3373-25	Tel. 025-211-4656 Fax. 025-211-4657	10人	月-土 (14:00-18:00) 長期休暇 (10:00-17:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
	こどもサポート教室「きらり」 女池神明校	950-0943	女池神明 2-3-3 神明オフィスビル 1階A	Tel. 025-288-5026 Fax. 025-288-5026	10人	火-金 (16:00-19:00) 土 (14:00-19:00)	知的障がい児, 自閉症児
江南	ハッピーハート	950-1134	天野 2-4-41	Tel. 025-385-7710 Fax. 025-385-7720	10人	月-金 (10:00-18:00) 土・長期休暇 (9:00-18:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
	エコ	950-0121	亀田向陽 3-20-10 ソレイユA	Tel. 025-382-0007 Fax. 025-382-0007	10人	月-金 (14:00-18:00) 土・長期休暇 (10:00-17:00)	知的障がい児, 自閉症児
	こめっと	950-0208	横越中央 8-1-4	Tel. 025-278-8752 Fax. 025-278-8753	10人	月-金 (14:00-17:30) 学校休業日 (8:30-17:30)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
秋葉	ララスマイル	956-0832	秋葉 1-3-15 マンション秋葉	Tel. 0250-23-4001 Fax. 0250-23-4002	10人 (長期休暇 20人)	月-金 (14:00-17:30) 土・長期休暇 (9:00-17:30)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
南	あっとほーむ	950-1231	小坂 47-1	Tel. 025-373-3936 Fax. 025-373-3936	10人	月-金 (14:00-18:00) 土・長期休暇 (9:00-16:00)	知的障がい児, 自閉症児
	ぶあぶ	950-1475	戸頭 2866-7	Tel. 025-211-8025 Fax. 025-211-8068	10人	月-金 (14:00-18:00) 土・長期休暇 (9:00-17:00)	知的障がい児, 自閉症児
西	コスモス	950-2076	上新栄町 1-2-12	Tel. 025-269-4001 Fax. 025-269-4389	5人	月-金 (10:00-17:00)	重症心身 障がい児
	にじいろくらぶ	950-2264	みずき野 4-13-7	Tel. 025-201-7115 Fax. 025-201-7116	10人	月-金 (14:00-18:00) 土・長期休暇 (9:00-17:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
	国立病院機構西新潟中央病院 「あかしあ」	950-2085	真砂 1-14-1	Tel. 025-265-3171 Fax. 025-231-2831	15人	月-金 (15:30-18:00) 土・日長期休暇 (9:30-15:30)	重症心身 障がい児
	よつば福祉園 (主)	950-2042	坂井 762-7	Tel. 025-268-5751 Fax. 025-201-6781	5人	月-金 (15:00-18:00) 土・長期休暇 (8:00-16:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
	ハッピーハート寺尾	950-2055	寺尾上 5-9-12	Tel. 025-378-3955 Fax. 025-378-3993	10人	月-金 (10:00-18:00) 土・長期休暇 (9:00-18:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
	ハッピーハート寺地	950-1104	寺地 544-6	Tel. 025-378-2435 Fax. 025-378-2437	10人	月-金 (13:00-18:00) 土・日・長期休暇 (9:00-18:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
	ハッピーハート真砂	950-2074	真砂 1-1-10 小針ヒルトップ ビル1階	Tel. 025-378-4703 Fax. 025-378-4704	10人	月-金 (13:00-18:00) 土・日・長期休暇 (9:00-18:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
西蒲	西ぼっぴこ〜んクラブ	953-0043	堀山新田 88	Tel. 0256-73-3372 Fax. 0256-73-3372	10人	月-金 (14:00-18:00) 学校休業日 (9:00-17:00)	肢体不自由児, 知的障がい児, 自閉症児
	よつば福祉園 (従)	953-0012	越前浜 5320	Tel. 025-268-5751 Fax. 025-201-6781	5人	月-金 (10:00-16:00) 土・長期休暇 (9:00-18:00)	肢体不自由児, 盲児, ろうあ児, 難聴児, 知的障がい児, 自閉症児, 重症心身障がい児

## (24) 基準該当放課後等デイサービス

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	定員	サービス提供日	対象者
東	小規模多機能型居宅介護 つどいの家ななふく	950-0806	海老ヶ瀬 3002	Tel. 025-250-9550 Fax. 025-250-0991	15名	無休 (9:20-16:30)	特定なし
南	新潟市社会福祉協議会 老人デイサービス皐月園	950-1217	白根 1132-1	Tel. 025-373-6009 Fax. 025-373-5711	若干名	月-土 (9:20-16:30)	特定なし
	新潟市社会福祉協議会 老人デイサービス味方	950-1261	味方 583-1	Tel. 025-373-6141 Fax. 025-371-1371	若干名	月-土 (9:00-16:10)	特定なし

## (25) 指定一般相談（地域移行支援・地域定着支援）・指定特定相談支援・指定障がい児相談支援事業者

※事業種別

一般相談・・・指定一般相談（地域移行支援・地域定着支援）、特定相談・・・指定特定相談、障がい児相談・・・指定障がい児相談

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	一般 相談	特定 相談	特定 主たる対象者					障 が い 児 相 談	受付時間 サービス提供地域
							身	知	児	精	難		
北	クローバー フレンドひろば	950-3323	東栄町1-1-49 豊栄福祉交流 センター内	Tel. 025-384-1112 Fax. 025-387-4753		○	○	○	○	○	○		月-金 (9:00-17:00) 新潟市全域
	あたご相談センター	950-3304	木崎1816-5	Tel. 025-384-2811 Fax. 025-384-2801	○	○	○	○	○	○	○		月-金 (8:30-17:30) 新潟市全域・新発田市
東	新潟東自閉症・ 知的障害支援センター おれんじぼーと	950-0064	松島2-4-7	Tel. 025-250-6313 Fax. 025-275-3200	○	○	○	○	○	○	○		月-金 (9:00-17:00) 新潟市全域
	すてっぷさぼーと	950-0868	紫竹卸新町 2007-1	Tel. 025-273-8500 Fax. 025-250-6186		○	○	○	○	○	○		月-金 (9:00-16:00) 新潟市全域
	テクノワークス 相談支援事業所	950-0841	中野山5-18-30	Tel. 025-277-8114 Fax. 025-277-8116		○	○	○	○	○	○		月-金 (8:30-17:30) 新潟市全域
	指定特定相談支援びあ ヶアプランセンター	950-0892	寺山3-32-21	Tel. 025-271-5377 Fax. 025-379-7152		○	○						月-金 (9:00-16:00) 北・東・中央・ 江南区
	相談支援事業所ほがらか	950-0812	豊1-11-10	Tel. 025-271-7155 Fax. 025-271-7155		○		○	○				月火木金 (9:30-16:30) 新潟市全域
	相談支援サービス グリーン	950-0807	木工新町1060-1	Tel. 025-274-6930 Fax. 025-274-6931		○	○	○					月-金 (9:00-17:00) 新潟市全域
中央	新潟市社会福祉協議会 障がい者計画相談支援 センター	950-0909	八千代1-3-1 総合福祉会館 3階	Tel. 025-248-7181 Fax. 025-248-3833		○	○	○	○	○	○		月-金 (8:30-17:15) 新潟市全域
	地域生活支援センター ふらっと	951-8142	関屋大川前 1-2-28	Tel. 025-265-5958 Fax. 025-265-5948	○	○	○	○		○			月-土 (9:30-18:00) 新潟市全域
	相談支援センターウィズ	951-8053	川端町5-34-2	Tel. 025-228-7533 Fax. 025-228-7533		○		○					月-金 (8:30-16:00) 新潟市全域
	サポートルーム和実	951-8153	文京町27-1 文京ドミトリー 305号・306号	Tel. 025-265-3833 Fax. 025-265-3833		○	○	○	○	○	○		月-金 (9:00-16:00) 東・中央・江南・ 西区
	地域生活支援センター ゆとりあ	950-0083	蒲原町7-1 東地区総合庁舎内	Tel. 025-240-8000 Fax. 025-240-8111	○	○	○	○		○			月-土 (9:30-18:00) 新潟市全域
	新潟市立児童発達支援 センター	950-0986	神道寺南2-4-27	Tel. 025-247-6532 Fax. 025-247-6541		○				○			月-土 (8:30-17:30, 土 8:30-0:30) 新潟市全域
	特定非営利活動法人 あさひの家	950-0912	南笹口2-1-9 コーポ駅南	Tel. 025-255-5345 Fax. 025-255-5346	○	○	○	○		○			月-金 (9:00-17:00) 新潟市全域
	居宅介護支援センター グッドスマイル	951-8162	関屋本村2-326	Tel. 025-265-4615 Fax. 025-230-1834		○	○	○		○			月-土 (9:00-17:00, 水・土 9:00-13:00) 新潟市全域

区	名称	郵便番号	所在地	電話・FAX番号	一般 相談	特定 相談	特定 主たる対象者					障が い児 相談	受付時間 サービス提供地域
							身	知	児	精	難		
江南	障がい者支援センター わかば	950-0121	亀田向陽2-6-1	Tel. 025-381-5100 Fax. 025-381-1892		○	○	○	○	○	○	○	月-金 (8:30 - 17:30) 新潟市全域
秋葉	自立支援センターまんいち	956-0802	七日町6086	Tel. 0250-47-3022 Fax. 0250-47-3239		○	○	○	○	○	○	○	月-金 (8:30 - 17:15) 新潟市全域
	相談支援センターアンバス	956-0033	新栄町25-22	Tel. 0250-24-5213 Fax.0250-24-5214		○	○	○	○	○		○	月-金 (9:00 - 17:00) 新潟市全域
	ライフサポート風見鶏 相談支援事業所	956-0852	柄目木352	Tel. 0250-25-7168 Fax.0250-25-7168		○	○	○	○	○	○	○	月-金 (8:30 - 17:30) 秋葉・江南区
南	相談支援センターあると	950-1425	戸石45-2	Tel. 025-372-0188 Fax. 025-372-0488		○	○	○	○	○	○	○	月-金 (8:30 - 17:15) 新潟市全域
西	障がい者生活支援センター すてっブルーム	950-2022	小針5-1-47	Tel. 025-232-7245 Fax. 025-378-0153		○	○	○	○	○	○	○	月-金 (9:00 - 17:00) 新潟市全域
	障害者相談支援センター ゆかり	950-2076	上新栄町1-2-12	Tel. 025-201-6559 Fax. 025-269-4054		○	○	○	○	○		○	月-金 (8:30 - 17:15) 新潟市全域
	障がい者(児)相談支援センター よつば	950-2042	坂井762-7	Tel. 025-268-5751 Fax. 025-201-6781		○	○	○	○			○	月-金 (8:00 - 13:00, 18:00 - 19:30) 中央・江南・南・ 西・西蒲区
	居宅介護支援センター て〜あん	950-2024	小新西3-10-7	Tel. 025-232-3280 Fax. 025-267-8333		○	○	○					月-金 (8:30 - 17:30) 新潟市全域
	相談支援センター くろっとり	950-1123	黒鳥984	Tel. 025-370-1234 Fax. 025-370-1234		○	○	○		○			月-金 (9:00 - 17:00) 新潟市全域
西蒲	豆の木	950-1115	鳥原631-20	Tel. 025-377-1444 Fax. 025-377-1444	○	○		○		○			月-金 (8:30 - 17:15) 新潟市全域
	ケアプラン・スローライフ 西	950-2037	大野332-23 ウエストヒルズ 105号	Tel. 025-264-6007 Fax. 025-264-6008		○	○	○	○	○			月-金 (9:00 - 17:30) 新潟市全域
	障がい者(児)生活支援 センターわあ〜らく	959-0423	旗屋311	Tel. 0256-88-5066 Fax. 0256-78-7896		○	○	○	○	○	○	○	月-金 (8:30 - 17:15) 新潟市全域
	地域連携相談室 すこやか	953-0103	橋本88-1	Tel. 0256-82-1890 Fax. 0256-82-1815		○	○	○	○	○	○	○	月-金 (8:30 - 17:15) 西蒲区・燕市・ 弥彦村
	巻愛宕の園相談センター	953-0041	巻甲2678-1	Tel. 0256-77-5955 Fax. 0256-73-5110	○	○	○	○	○	○	○	○	月-金 (8:30 - 17:30) 西蒲・西・南・ 秋葉区・弥彦村

# 各種相談窓口

※すべて無料で利用できます。

## ◆ 制度全般に関するお問い合わせ

⇒ ・各区役所 健康福祉課 障がい福祉係 1 ページ

## ◆ 施設系サービスの利用申請・相談など

(施設入所支援・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・療養介護・共同生活援助)

⇒ 各区役所 健康福祉課 障がい福祉係 1 ページ

※申請の前には必ず施設を見学してくださるようお願いいたします。

## ◆ 居宅系サービスの利用申請・相談など

(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援・短期入所・移動支援・日中一時支援・生活サポート)

⇒ ・各区役所 健康福祉課 障がい福祉係 1 ページ  
・各地域保健福祉センター

## ◆ 障がいについての悩みや、日常生活上の相談など

⇒ 新潟市障がい者基幹相談支援センターなど 93 ページ

## ◆ 就労に関する悩みの相談など

⇒ 新潟市就業支援センター こあサポート 107 ページ  
障がい者就業・生活支援センター らいふあっぷ 108 ページ

## ◆ サービス利用に関しての苦情がある場合

⇒ ・各区役所 健康福祉課 障がい福祉係  
・各地域保健福祉センター 1 ページ  
・新潟県福祉サービス運営適正化委員会



## 新潟市障がい者基幹相談支援センター

障がいがある方が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、自立と社会参加を支援することを目的に、専門の相談員が、各種相談や情報提供などの支援を総合的に行う相談機関です。

## 【お問い合わせ先】

相談窓口	住 所	連 絡 先	相談時間	担当エリア
障がい者基幹 相談支援センター 東	〒950-0885 新潟市東区下木戸 1-4-1 東区役所 1 階	電 話：025-250-2315 F a x：025-250-7706 E-mail：kikan-higashi@ estate.ocn.ne.jp	月～金曜日 8時30分～17時30分 ※土・日・祝祭日・年 末年始は休み	北区 東区
障がい者基幹 相談支援センター 中央	〒950-0909 新潟市中央区八千代 1-3-1 新潟市総合福祉会館 1階	電 話：025-248-7171 F a x：025-385-7931 E-mail：kikan-chuo@ estate.ocn.ne.jp	火～土曜日 8時30分～17時15分 ※日・月(祝祭日にあた る場合はその翌日)・ 年末年始は休み	中央区
障がい者基幹 相談支援センター 秋葉	〒956-8601 新潟市秋葉区程島 2009 秋葉区役所 2 階	電 話：0250-25-5661 F a x：0250-47-7106 E-mail：kikan-akiha@ estate.ocn.ne.jp	月～金曜日 8時30分～17時30分 ※土・日・祝祭日・年 末年始は休み	江南区 秋葉区 南区
障がい者基幹 相談支援センター 西	〒950-2097 新潟市西区寺尾東 3-14-41 西区役所 3 階	電 話：025-264-7468 F a x：025-378-3342 E-mail：kikan-nishi@ estate.ocn.ne.jp	月～金曜日 8時30分～17時30分 ※土・日・祝祭日・年 末年始は休み	西区 西蒲区

※各センターは、業務の都合上、担当エリア制をとっていますが、皆様からの相談はどのセンターでも等しくお受けできます。お気軽にご相談ください。

## 地域で暮らす障がい者をささえる体制づくり事業

施設や病院から退所・退院し、地域のグループホームや在宅で暮らす障がい者等を対象に、安心して地域で生活できるよう、ホープヘルプや移動支援の居宅系サービスと短期入所を統合的に調整する機能を有し、併せて24時間体制で相談の受付を行い、緊急時などの支援を行います。

利用するためには、原則、事前の登録が必要です。

委託法人	社会福祉法人 新潟太陽福祉会	社会福祉法人 更生慈仁会
対象地域	北区，東区，中央区，江南区，秋葉区	南区，西区，西蒲区
受 付 先 電話番号	コールセンターらいとほうす 090-6654-5913	コールセンターからびな 090-4829-0604

## 新潟市こころの健康センター

市民のこころの健康の保持増進を図るため、普及啓発・調査研究・精神保健及び福祉に関する相談など様々な活動を行っています。「精神的に不調があり、病気ではないか」「物忘れが多くなり、認知症ではないか」などの悩みや不安をご相談ください。医師や精神保健福祉相談員など専門スタッフが各種相談をお受けいたします。ご本人だけでなく、ご家族や関係者もご相談いただけます。秘密は固く守られます。

### 【電話相談】（年末年始・土日祝日を除く）

月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時

受付電話番号：025-232-5560

来所相談は、電話にて事前に必ずご予約ください。

### 【来所相談】

相談名	相談内容	会場	日時	
精神保健福祉相談員などによる精神保健福祉相談	こころの健康や精神障がい者の福祉について	こころの健康センター	月～金曜日 午前9時～午後4時30分	
精神科医による	精神保健福祉相談		こころの健康に関する医学的見地からの相談	毎週木曜日 午前9時～正午
	思春期青年期相談		思春期青年期におけるこころの健康について	偶数月の第2木曜日 午後1時30分～午後3時30分
	高齢者精神保健福祉相談		お年寄りの認知症やうつなどについて	第2火曜日・第4木曜日 午後1時30分～午後4時30分
酒害相談員による酒害相談	飲酒に関する心配やアルコール依存症などについて		第1・第3月曜日 午後1時30分～午後3時30分	
臨床心理士によるうつストレス相談	こころの健康の保持増進について	新潟市総合福祉会館	毎週土曜日 午前10時～正午	

9

その他相談等窓口

## 新潟市こころといのちのホットライン（新潟市社会福祉協議会）

つらい気持ちで悩んでいませんか？1人で抱え込まないで、私たちに話してください。あなたの気持ちと向き合います。

健康、生活問題などの悩みの相談をお受けしています。  
あなたのこころといのちを支える相談電話です。

2人でよくはなそう    とうといのち  
**相談電話 025-248-1010**

### 【開設時間】

月曜日～金曜日：午後5時～午後10時

土・日曜日・祝日：午前10時～午後4時

12月29日～1月3日：午前10時～午後4時

相談料は無料（別途通話料がかかります。）

## 精神科救急医療について

緊急に精神科医療・相談を必要とする方のために、精神医療相談窓口（電話相談）を開設しています。救急医療の必要性の判断や医療機関の案内、助言を行います。

### 【精神医療相談窓口】

<b>専用の電話番号：0258-24-1510</b>	
<b>開設時間</b>	<b>平日・休日を問わず24時間</b>

### ご利用にあたってのお願い

- すでに精神科・心療内科で治療を受けている方は、まずは、かかりつけの医療機関に相談してください。
- 精神科救急以外の相談は、区役所、こころの健康センターなどの一般の相談窓口にご相談ください。
- お酒に酔っている状態の時は、相談に応じることはできません。症状によっては、通常の診療時間内での受診をお勧めする場合があります。
- 医療機関の紹介をお約束する相談窓口ではないため、受診等のご要望にお応えできない場合もあります。

# 新潟市ひきこもり相談支援センター

自宅に長時間ひきこもっている方への支援に特化した専門機関です。ひきこもっている方の回復と社会参加を目指して、ご本人やご家族、その他の関係者の方からのあらゆる相談に応じています。また、訪問支援や居場所などのプログラムも実施しています。利用料は無料です。相談内容などのプライバシーは固く守られます。

## 【事業内容】

### ①相談支援

ご本人からの相談に応じています。一人で抱え込まずに、お気軽にご相談ください。まずは、話を聞かせてもらうことから始めて、ひきこもりからの回復と社会参加への道と一緒に考えましょう。相談は原則として予約制です。お電話などでお申し込みください。相談時間はおおむね50分間です。電話やメールでも相談に応じています。

ご家族やその他の関係者の方からの相談にも応じています。

### ②訪問支援

ひきこもりが長期に及んで、外出が難しい方には、ご本人やご家族の意思を確認して、相談員が訪問します。

### ③居場所などのプログラム

ひきこもりから脱しつつある方や、以前ひきこもっていた経験のある方同士が集まって語り合ったり、活動したりするために、毎週水曜日の午後2時から居場所を開催しています。家族向けの勉強会なども実施しています。

### ④普及啓発

ひきこもりについてより多くの人に理解してもらうために、ホームページや市報などさまざまな媒体を通して事業内容を情報発信しています。

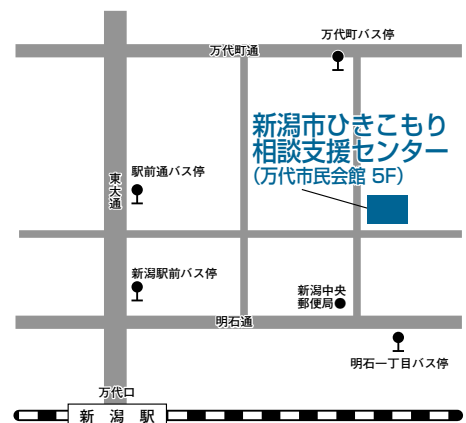
〔住所〕 〒950-0082  
新潟市中央区東万代町9-1  
万代市民会館5F

〔電話〕 025-278-8585

〔FAX〕 025-278-8584

〔E-mail〕 info@n-hikikomori.org

〔利用日時〕 火曜日～土曜日  
(午前9時～午後6時)



## 交通案内

JR：「新潟駅」下車  
万代口徒歩7分  
※駐車場は用意しておりません。電車・バスをご利用ください。お車でお越しの際は、お近くの有料駐車場をご利用ください

# 新潟市発達障がい支援センターJOIN (ジョイン)

専門の相談員が、乳幼児から成人までの発達障がい者とその家族、関係機関からの相談に応じます。(予約制)発達障がい者とその家族が豊かな地域生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、様々な相談に応じています。また、必要に応じて心理・発達検査を実施しています。

## 【事業内容】

### ①相談支援

日常生活でのさまざまな相談などに応じます。また、必要に応じて、福祉制度やその利用方法に関する情報提供や、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関への紹介も行います。

### ②発達支援

発達支援に関する相談に応じ、家庭での支援方法についてアドバイスします。また、必要に応じて心理・発達検査を実施します。

### ③就労支援

就労を希望する方に対して、就労に関する相談に応じるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの労働関係機関と連携して情報提供を行います。必要に応じて、当センターのスタッフが就労先などを訪問し、障がい特性や職業適性に関する助言を行うこともあります。

### ④普及啓発

発達障がいをより多くの人に理解してもらうために、本人や家族、支援者などへの研修や地域住民向けの講演会の開催、ホームページや機関誌など様々な媒体を通して情報発信を行います。

〔住所〕 〒951-8121  
新潟市中央区水道町  
1-5932-621

〔電話〕 025-234-5340

〔FAX〕 025-234-5344

〔E-mail〕 join@major.ocn.ne.jp

〔利用日時〕 月曜日～金曜日  
(午前8時30分～午後5時30分)  
土曜日  
(午前9時～午後3時)



## 交通案内

バス：浜浦町経由西部営業所行  
浜浦町経由信濃町行  
浜浦町線新潟駅行  
新潟青陵大学経由水族館行  
「水道町1丁目」バス停下車  
徒歩5分



## 新潟市成年後見支援センター

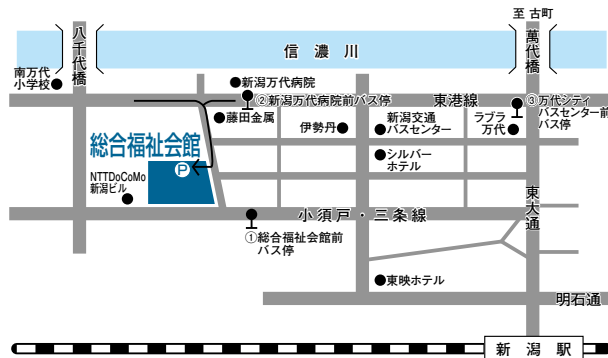
成年後見制度の身近な相談窓口です。制度全般に関する相談をお受けしています。

**【受付時間】** 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時  
(土日、祝日及び年末年始はお休みになります。)

**【相談方法】** 電話または来所によります。

TEL 025-248-4545 FAX 025-243-1217  
場所 新潟市中央区八千代1-3-1 新潟市総合福祉会館1階

相談 (無料)	○相談員による相談 知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が不十分なため自分ひとりでは、契約や財産管理などをすることが難しい方に対し、電話や窓口でセンター職員が相談をお受けします。成年後見制度を利用するための手続きや申立てに関するアドバイスを行います。また、必要に応じて関係機関をご紹介します。相談の予約は必要ありません。	
	○専門家による相談 成年後見制度の専門家である弁護士、司法書士がセンターで面談による相談にお応えします。 ※1人30分。1案1回限り。 (事前の電話予約が必要です。)	第3木曜日 午後2時～午後4時 偶数月…弁護士相談 奇数月…司法書士相談



## 新潟市認知症疾患医療センター

保健・医療・福祉機関と連携しながら、認知症患者の専門医療福祉相談・鑑別診断・治療指針の選定に加え、地域保健医療・福祉関係者に技術援助を行うことにより、地域の認知症患者の保健医療・福祉サービスの向上を図ります。

**【業務内容】** 認知症疾患医療センターの役割は、大きく分けて4つあります。

- ①専門医療相談 専門の相談員が、本人や家族からの認知症に関する様々な相談に応じます。
- ②鑑別診断とそれに基づく初期対応 専門の医師による詳しい鑑別診断を行い、認知症疾患の診断を行うための検査や診察を行い、診断に基づいた治療や初期対応などを行います。
- ③認知症周辺症状への対応 合併症や周辺症状(幻覚、妄想、徘徊など)に対応します。
- ④認知症医療の情報発信 パンフレットやホームページ、各種研修により認知症に関する情報提供などを行います。

**【新潟市の認知症疾患医療センター指定病院】**

総合リハビリテーションセンター・みどり病院(中央区神道寺2-5-1)

専門相談窓口電話: 025-244-5566

白根緑ヶ丘病院(南区西白根41) 専門相談窓口電話: 025-372-4107

## 新潟市障がい者虐待防止センター

平成 24 年 10 月に障害者虐待防止法（障害者虐待の防止，障害者の擁護者に対する支援等に関する法律）が施行されました。これは，虐待によって障がい者の権利や尊厳が脅かされることを防ぐ法律です。

虐待を受けた人，虐待を見つけた人は各区役所窓口でご相談に応じます。

〔相談窓口〕 各区役所健康福祉課 障がい福祉係へ（1 ページ参照）  
又は市役所障がい福祉課へ（電話 025-226-1247）

〔開設時間〕 平日 午前 8：30～午後 5：30 まで

※休日・夜間は下記へご相談下さい

コールセンターらいとほうす

電話 090-6654-5913

○この様な行為が虐待にあたります

身体的虐待	障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。
性的虐待	障がい者に無理やり（また同意と見せかけ）わいせつなことをしたり，させたりすること。
心理的虐待	障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で，精神的な苦痛を与えること。
放棄・放任（ネグレクト）	食事や入浴，洗濯，排せつなどの世話や介助をほとんどせず，障がい者の心身を衰弱させること。
経済的虐待	本人の同意なしに障がい者の財産や年金，賃金などを使うこと。また障がい者に理由なく金銭を与えないこと。

障がい者の方の虐待に気付いた人には，市町村への通報の義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が，虐待されている障がい者だけでなく，虐待している家族などが抱える問題の解決にもつながります。

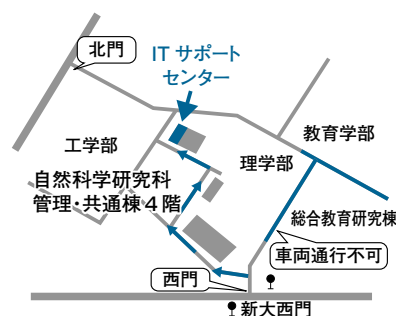
## 新潟市障がい者 IT サポートセンター

障がいのある人がパソコンなどの情報通信機器（IT 機器）を使って，コミュニケーションや社会参加ができるよう，新潟大学と協力して，同大学内に障がい者 IT サポートセンターを設置しています。障がいに応じた入力装置の選択や機器の操作方法などの相談をお受けし，よりよい活用方法を一緒に考え，お手伝いします。

● IT 活用のための機器・装置などに関する相談

〔電話相談〕 平日 午前 10 時～午後 6 時  
電話 025-262-7774

〔電子メール〕 随時受け付け  
nitsc@eng.niigata-u.ac.jp



## 新潟県障害者社会参加推進センター（障害者110番）

障がいのある方の人権や財産権などを守るため、本人や家族、支援者からの相談をお受けする相談窓口です。秘密は固く守られます（無料）。

〔相談受付時間〕 午前10時～午後3時

〔相談方法〕 電話・FAXまたは来所によります。

TEL 025-381-0110 FAX 025-383-3654

場所 新潟市江南区亀田向陽1-9-1新潟ふれ愛プラザ内

	相談内容	相談日	相談場所
一般相談	専任の相談員がお受けします。どうしたらよいか一緒に考えましょう。 ・障害年金を受給できるだろうか。 ・障がいがだんだん重くなってきた、不安だ。 ・近所の人から疎外されているような気がする。 など…	毎日。 ただし、年末年始及び年数回留守電対応。	新潟ふれ愛プラザ内
専門相談	弁護士が相談をお受けします。 事前に予約が必要です。 ・言葉巧みに高額商品を買わされ困っている。 ・障がいを理由に職場で差別待遇を受けている。 ・多重債務を抱え困っている。 など…	原則として 毎月第1, 3, 4 水曜日午後	
巡回相談	弁護士が皆様の近くに出向いて相談をお受けします。 事前に予約が必要です。 詳しくはお問い合わせください。	年3回	巡回先は毎年変わります。

## 障がい者（児）の歯科診療・相談

### ●新潟市口腔保健福祉センターの特別診療（予約制）

障がいや高齢などのために一般の診療所での診療が困難な方が対象です。食べて飲み込む機能のリハビリテーションや口腔全般の相談なども行います。

〔診療時間〕 火・水・金曜日 午後2時～午後5時（祝・祭日除く）

木曜日 午前9時～午後5時

〔所在地〕 新潟市総合保健医療センター4階 中央区紫竹山3-3-11

〔問い合わせ〕 電話 025-212-8020

### ●障がい者の歯科相談

〔名称〕 新潟県歯科医師会障害者歯科センター

〔所在地〕 中央区堀之内南3-8-13 （一社）新潟県歯科医師会館内

〔問い合わせ〕 電話 025-283-3030（代）

〔ホームページURL〕 <http://www.ha-niigata.jp/>

新潟県歯科医師会ホームページより認定障害者診療医の情報をご覧にすることができます。

## 身体障がい者・知的障がい者相談員名簿 (平成28年4月1日現在)

身体障がいまたは知的障がいのある方やそのご家庭等に対する身近な地域での相談支援のため、相談員に活動いただいております。生活での困りごとや福祉のサービスなどについてお近くの相談員にお尋ねください。

区	相談内容	氏名	住所	電話番号
北	肢体	佐藤 清治	内島見	025-387-2595
	肢体	箱岩 松男	太田	025-387-5136
	視覚	土屋 源悦	西名目所	025-259-7459
	聴覚	宮島 博志	嘉山	FAX 025-387-4275
	聴覚	佐藤 敬子	嘉山	FAX 025-387-2169
	知的	秋沢 操	太田甲	025-387-4933
	知的	曾我 美枝子	浦木	025-386-5543
東	肢体	山際 正	石山団地	025-276-1450
	内部	神保 光男	粟山	025-256-8848
	肢体	小暮 平八郎	粟山	090-4477-6182
	肢体	江村 純子	幸栄	025-275-2917
	視覚	岩崎 深雪	河渡本町	090-1550-8031
	聴覚	佐藤 広志	中山	FAX 025-270-7708
	聴覚	菊池 繁	神明町	FAX 025-271-8328
	内部	塩原 徳治	上木戸	025-273-6760
	知的	永井 清子	宝町	025-275-5898
	知的	菊地 泰子	物見山	025-275-9426
	知的	藤原 文子	新岡山	025-276-7154
中央	肢体	土屋 利信	寄居町	025-229-1500
	肢体	猪股 敦	幸町	025-244-9628
	肢体	織田 信子	関屋田町	025-231-1328
	肢体	吉岡 丈次	姥ヶ山	025-286-1081
	視覚	池田 琢彌	礎町通	025-228-4719
	視覚	水品 貞亮	西大畑町	025-228-7025
	聴覚	佐藤 健一	南出来島	FAX 025-285-7908
	聴覚	家坂 光雄	女池	FAX 025-285-2718
	知的	齋藤 恭子	上所	025-244-5402
	知的	田代 優子	女池	025-284-2966
	知的	尾方 フキ	女池上山	025-285-6071
江南	肢体	伝 富男	木津	025-385-2522
	視覚	松永 秀夫	楚川乙	090-2563-6695
	聴覚	稲田 春男	稲葉	FAX 025-381-3373
	聴覚	渡辺 正	長湯	FAX 025-381-5751
	知的	野村 和子	西町	025-382-3965
	知的	渡邊 勇策	城山	025-382-2094

(次ページへ続く)

区	相談内容	氏名	住所	電話番号
秋葉	肢体	笠原 三郎	川口	0250-22-1534
	肢体	関根 正英	日宝町	0250-24-1234
	視覚	高橋 綾子	西古津	0250-23-3848
	聴覚	廣川 和子	西島	FAX 0250-22-2998
	内部	吉田 正安	小戸上組	0250-22-9116
	知的	広岡 優次	車場	0250-24-1159
	知的	小野塚 浩	大鹿	0250-24-1220
南	肢体	山田 ひろ子	西白根	025-373-2941
	視覚	河内 勝哉	庄瀬	025-373-1057
	聴覚	中村 宏衛	大通南	FAX 025-362-7371
	内部	阿部 一久	西白根	025-372-3387
	知的	加藤 紀子	大通南	025-362-6867
	知的	中野 裕子	茨曾根	025-375-4963
西	肢体	山崎 カズ	小針南台	025-233-5293
	肢体	小林 十三子	鳥原	025-379-2330
	肢体	金子 誠一	上新栄町	025-268-3241
	肢体	青木 正	鳥原新田	025-377-6222
	視覚	山本 安光	坂井	025-260-6608
	視覚	佐藤 喜代美	浦山	025-231-2657
	聴覚	大倉 幸子	坂井東	FAX 025-269-8125
	内部	早川 たつの	槇尾	025-263-1709
	知的	神田 俊子	上新栄町	025-260-2226
	知的	伊海田 セツ子	坂井東	025-268-4851
	知的	庄田 紀子	小針	025-267-9737
西蒲	肢体	櫻井 攻	巻甲	0256-72-3275
	肢体	吉田 武	鮎	0256-88-2672
	視覚	石川 登志子	巻甲	0256-72-4936
	聴覚	加藤 融二	川崎	FAX 0256-88-2859
	知的	小柳 麻子	巻乙	090-1535-0270
	知的	森 悦子	押付	0256-88-5038
全区 担当	肢体	長谷川 イミ	西区五十嵐3の町北	025-261-0618
	肢体	渡辺 功	中央区下所島	025-281-1157
	視覚	青木 学	中央区関屋本村町	025-233-4360
	聴覚	柳 博明	南区上下諏訪木	FAX 025-373-6340
	内部	古川 恵理子	江南区平賀	025-280-7441
	知的	吉田 寿美子	中央区山二ツ	025-250-7365



## 教育関係相談機関等

項 目	名 称 等	電話番号・FAX番号
特別支援教育全般, 就学や進学などに関する 総合相談窓口	新潟市教育委員会学校支援課 中央区学校町通1-602-1 白山浦庁舎内	025-226-3267 FAX 025-230-0432
	新潟市特別支援教育サポートセンター 中央区西大畑町458-1	025-222-8996 FAX 025-222-8303
	新潟市教育相談センター 中央区西大畑町458-1	025-222-8600 FAX 025-222-8303
	新潟県立教育センター特別支援教育担当 西区曾和100-1	025-263-9030 FAX 025-263-9015
	新潟県教育委員会義務教育課 中央区新光町4-1 新潟県庁内	025-285-5511 (代表) FAX 025-285-8087
特別支援教育や就学など に関する各区の相談窓口	北区教育支援センター 北区葛塚3197 北区役所新館内	025-387-1525 FAX 025-387-3570
	東区教育支援センター 東区下木戸1-4-1 東区役所内	025-250-2180 FAX 025-271-8131
	中央区教育支援センター 中央区学校町通1-602-1 中央区役所内	025-223-7026 FAX 025-223-3660
	江南区教育支援センター 江南区泉町3-4-5 江南区役所内	025-382-4903 FAX 025-381-7090
	秋葉区教育支援センター 秋葉区程島2009 秋葉区役所内	0250-25-5500 FAX 0250-24-6656
	南区教育支援センター 南区白根1235 南区役所内	025-372-6635 FAX 025-373-3173
	西区教育支援センター 西区寺尾東3-14-41 西区役所内	025-264-7530 FAX 025-269-1650
	西蒲区教育支援センター 西蒲区巻甲2690-1 西蒲区役所内	0256-72-8560 FAX 0256-72-6022
教育相談・情報提供を 行っている特別支援学校	新潟市立東特別支援学校 東区海老ヶ瀬31	025-271-9117 FAX 025-271-9118
	新潟市立西特別支援学校 西蒲区堀山新田88	0256-73-3311 FAX 0256-73-3377
	新潟県立江南高等特別支援学校 江南区北山1510	025-381-0077 FAX 025-381-0600
	新潟県立江南高等特別支援学校川岸分校 中央区川岸町2-4	025-230-5544 FAX 025-230-5600
	新潟県立西蒲高等特別支援学校 西蒲区堀山新田51-1	0256-72-2049 FAX 0256-72-1718
	新潟県立新潟盲学校 中央区山ニツ3-8-1	025-286-3224 (代表) FAX 025-286-3298
	新潟県立新潟聾学校 東区小金台1-1	025-273-5898 (代表) FAX 025-271-3106
	新潟県立東新潟特別支援学校 東区海老ヶ瀬994	025-274-3261 (代表) FAX 025-270-8329
	新潟県立はまぐみ特別支援学校 中央区水道町1-5932	025-266-7265 FAX 025-233-4359
	新潟大学教育学部附属特別支援学校 中央区西大畑町5214	025-223-8383 FAX 025-223-8395

## その他の相談窓口

項目	窓 口	備 考
生活福祉資金の貸付	各区社会福祉協議会（105ページ参照）	低所得世帯や障がい者・高齢者世帯などを対象として、生活福祉資金の貸付相談を行っています。
就 職 相 談	新潟公共職業安定所（ハローワーク新潟） 新潟市中央区美咲町1丁目2-1 電話 025-280-8609 FAX 025-288-3590	北区・東区・中央区 江南区・西区
	新潟公共職業安定所（ハローワーク新津） 新潟市秋葉区新津本町4丁目18-8 電話 0250-22-2233 FAX 0250-22-7925	秋葉区・南区
	巻公共職業安定所（ハローワーク巻） 新潟市西蒲区巻甲4087 電話 0256-72-3155 FAX 0256-72-8348	西蒲区
	障害者就業・生活支援センター らいふあっぶ 新潟市西区上新栄町3丁目20-18 電話 025-250-0210 FAX 025-250-0212	新潟市，五泉市，阿賀野市，阿賀町に居住する，障がいのある方及び当該地域に事業所がある企業の方を対象に相談・支援を行います。
	新潟障害者職業センター 新潟市東区大山2丁目13-1 電話 025-271-0333 FAX 025-271-9522	障がいのある方に対し，適性や職業能力の評価，労働習慣や作業遂行能力を体得するためのプログラムを提供します。職場に定着できるようにジョブコーチを派遣します。
	新潟市障がい者就業支援センター こあサポート 新潟市中央区八千代1丁目3-1 （新潟市総合福祉会館内） 電話 025-256-8821 FAX 025-256-8824	新潟市内で就労をめざす，または雇用されている障がいのある方々を対象に，就職や働き続けるための相談・支援を行います。
心配ごと相談	心配ごと相談所 新潟市中央区八千代1丁目3-1 （新潟市総合福祉会館内）電話 025-243-4369	北区・江南区・秋葉区・南区・西蒲区にも相談窓口があります。
ボランティア相談	各区社会福祉協議会（105ページ参照）	
知的障がい者・精神障がい者等の福祉サービス利用援助	あんしんサポート新潟 新潟市中央区八千代1丁目3-1 （新潟市総合福祉会館内） 電話 025-243-4416 FAX 025-243-1217	判断能力の低下により日常生活を営むのに支障がある方に対し，日常生活費の管理など必要な援助を行います。
障がい者の権利擁護に係る相談等	障害者110番（新潟県障害者社会参加推進センター） 新潟市江南区亀田向陽1丁目9-1 （新潟ふれ愛プラザ内） 電話 025-381-0110 FAX 025-383-3654	
発達に障がいのある幼児の相談	新潟市立児童発達支援センター 新潟市中央区神道寺南2丁目4-27 電話 025-247-6532	
精神保健福祉相談	新潟市こころの健康センター [平日8:30～17:00まで] 新潟市中央区川岸町1丁目57-1 電話 025-232-5560	うつ・ストレスや精神疾患などに関する専門相談に応じています。（来所相談は予約制）
新潟市こころのいのちのホットライン	電話 <sup>2人でよくはなそう どうといのち</sup> 025-248-1010 平日：午後5時～午後10時 土・日・祝日：午前10時～午後4時	あなたのこころといのちを支える相談電話です。 相談料は無料です（別途通話料がかかります）
苦情相談	新潟県福祉サービス運営適正化委員会 新潟市中央区上所2丁目2-2 電話 025-281-5609 FAX 025-285-0303	

## 区社会福祉協議会

名 称	住 所	電話番号	FAX番号
北区社会福祉協議会	北区東栄町1丁目1-35 豊栄さわやか老人福祉センター内	025-386-2778	025-388-2914
東区社会福祉協議会	東区下木戸1丁目4-1 東区役所内1階	025-272-7721	025-272-1756
中央区社会福祉協議会	中央区西堀前通6番町909 Co-C.G (コシジ) 3階	025-210-8720	025-210-8722
江南区社会福祉協議会	江南区泉町3丁目3-3 江南区福祉センター内	025-250-7743	025-250-7761
秋葉区社会福祉協議会	秋葉区新津本町1丁目2-39 新津地域交流センター 2階	0250-24-8376	0250-23-3322
南区社会福祉協議会	南区上下諏訪木817-1	025-373-3223	025-373-6125
西区社会福祉協議会	西区寺尾東3丁目14-41	025-211-1630	025-211-1631
西蒲区社会福祉協議会	西蒲区巻甲4363 巻ふれあい福祉センター内	0256-73-3356	0256-73-4914

9

## 総合福祉会館各コーナー（新潟市中央区八千代1丁目3-1）

名 称	階	電話番号	FAX番号																		
新潟市社会福祉協議会	3 階	025-243-4366	025-243-4376																		
障がい者福祉センター	2 階	025-248-6281	025-248-7173																		
<p>市内在住の身体・知的・精神の障がいがある方が利用できます。浴室、娯楽室、機能訓練用プール、機能回復訓練室があります。また、内科医や看護師による健康相談も行っています。</p> <p>【利用料】 無 料</p> <p>【利用時間と利用日】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用時間</th> <th>利用できる日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>娯 楽 室</td> <td>9:00~17:00</td> <td rowspan="3">会館休館日、年末年始を除く毎日</td> </tr> <tr> <td>浴 室</td> <td>13:30~16:00</td> </tr> <tr> <td>機能訓練プール</td> <td>10:00~16:00</td> </tr> <tr> <td>機能回復訓練室</td> <td>9:30~12:00</td> <td>火曜日~金曜日（休館日、祝日、年末年始は除きます）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健 康 相 談 ※1階総合相談 コーナー</td> <td>内科医 13:30~15:00</td> <td>毎月第2, 第4火曜日（休館日、祝日、年末年始は除きます）</td> </tr> <tr> <td>看護師 13:30~16:00</td> <td>毎週水曜日~金曜日（休館日、祝日、年末年始は除きます）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※機能訓練用プールは、センター事業実施時には利用時間に変更になる場合があります。</p> <p>※会館休館日は月曜日、月曜日が祝日の場合は火曜日です。</p>					利用時間	利用できる日	娯 楽 室	9:00~17:00	会館休館日、年末年始を除く毎日	浴 室	13:30~16:00	機能訓練プール	10:00~16:00	機能回復訓練室	9:30~12:00	火曜日~金曜日（休館日、祝日、年末年始は除きます）	健 康 相 談 ※1階総合相談 コーナー	内科医 13:30~15:00	毎月第2, 第4火曜日（休館日、祝日、年末年始は除きます）	看護師 13:30~16:00	毎週水曜日~金曜日（休館日、祝日、年末年始は除きます）
	利用時間	利用できる日																			
娯 楽 室	9:00~17:00	会館休館日、年末年始を除く毎日																			
浴 室	13:30~16:00																				
機能訓練プール	10:00~16:00																				
機能回復訓練室	9:30~12:00	火曜日~金曜日（休館日、祝日、年末年始は除きます）																			
健 康 相 談 ※1階総合相談 コーナー	内科医 13:30~15:00	毎月第2, 第4火曜日（休館日、祝日、年末年始は除きます）																			
	看護師 13:30~16:00	毎週水曜日~金曜日（休館日、祝日、年末年始は除きます）																			
相 福 談 社 セ 会 ン タ 館 タ 合 ー	あんしんサポート新潟（日常生活自立支援事業）	1 階	025-243-4416	025-243-1217																	
	新潟市成年後見支援センター	1 階	025-248-4545	025-243-1217																	
	子育てなんでも相談センターきらきら	1 階	025-248-2220	025-248-2211																	
	心配ごと相談所	1 階	025-243-4369	025-248-7182																	
	新潟市障がい者基幹相談支援センター中央	1 階	025-248-7171	025-325-7931																	
新潟市障がい者就業支援センター こあサポート	1 階	025-256-8821	025-256-8824																		
新潟市障がい者あぐりサポートセンター	1 階	025-256-8383	025-256-8824																		

その他相談等窓口

## 税 務 署

名 称	所 在 地	電話番号	所管区域
新潟税務署	新潟市中央区西大畑町5191	025-229-2151	北区・東区・中央区 江南区・南区・西区
新津税務署	新潟市秋葉区善道町1丁目6-38	0250-22-2151	秋葉区
巻税務署	新潟市西蒲区巻甲4265	0256-72-2355	西蒲区

## その他の関係機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
新潟市児童相談所 新潟市知的障がい者更生相談所 新潟市身体障がい者更生相談所	新潟市中央区川岸町1丁目57-1	025-230-7777 025-230-7789
新潟市こころの健康センター	新潟市中央区川岸町1丁目57-1	025-232-5560 相談専用 025-232-5551 事務専用 025-232-5580 事務専用
新潟市保健所	新潟市中央区紫竹山3丁目3-11	025-212-8010

## 障がい福祉課

名 称 (課・係)	所 在 地	電話番号
福祉部 障がい福祉課	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1	FAX 025-223-1500
在宅福祉係 介護給付係 管 理 係 共生社会推進担当 就 労 支 援 係		025-226-1239 025-226-1241 025-226-1237 (ダイヤルイン) 025-226-1248 025-226-1249

新潟市ホームページ

<http://www.city.niigata.jp/>

障がい福祉課メールアドレス

[shogai.wl@city.niigata.lg.jp](mailto:shogai.wl@city.niigata.lg.jp)

## 公共職業安定所（ハローワーク）—障がい者の窓口について—

〈窓口〉 公共職業安定所 P104 参照

公共職業安定所には、一般の窓口のほかに障がい者の職業相談や職業紹介を行う専門援助窓口があります。

## 【手順のながれ】

## 求職登録

障がい者手帳（又は主治医の意見書）を提出して登録します。



## 職業相談・職業紹介

必ずしもすぐに仕事が見つかるとは限りませんが、登録をしておくことで事業所が見つかったときに紹介を受けます。

また、就労に向けて下記の制度（※1，※2，※3）が適用になることもあります。

## ※1 障害者トライアル雇用事業

公共職業安定所から紹介を受けた事業所が、原則として3ヶ月間の試用雇用（トライアル雇用）として受け入れます。障がい者雇用に経験の無かった事業所の方にも働く姿をみていただくことで理解を深め、本格的な障がい者雇用に取り組むきっかけ作りを行い、事業所とマッチすればその後の継続雇用が期待できる支援策です。

## ※2 障害者短時間トライアル雇用事業

公共職業安定所の紹介を受けた“精神障がい”や“発達障がい”のある方を試行的に雇用し、職場への適合状況等をみながら徐々に就業時間を延長し、常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図るものです。契約期間は原則として3ヶ月以上12ヶ月以内、1週間の所定労働時間は原則として10時間以上20時間未満です。

## ※3 職場適応訓練制度

公共職業安定所から紹介を受けた事業所で、作業と環境に適応するために実地訓練を受けます。訓練終了後は、その事業所に原則として雇用されることとなります。訓練期間は原則として6ヶ月です。

## 新潟市障がい者就業支援センター こあサポート

就業を希望される障がい者の方の働くための準備、企業での職場実習、就職後長く働き続けるための定着支援、あるいは在職中の障がい者の方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関と連携のもとで、就業支援担当者が協力して就業面の支援を行います。

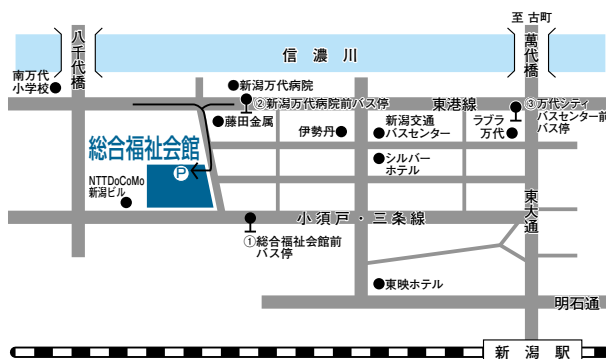
〔住所〕 〒950-0909  
新潟市中央区八千代1-3-1  
新潟市総合福祉会館1階

〔電話〕 025-256-8821

〔FAX〕 025-256-8824

〔メール〕 syugyo@atago.or.jp

〔利用日時〕 火曜日～土曜日午前8時  
30分～午後5時15分  
(祝日を除く)





# 障害者就業・生活支援センター らいふあっぷ

障害者就業・生活支援センターらいふあっぷは、就業を希望される障がい者の方、あるいは在職中の障がい者の方が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関と連携のもとで、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。

## 【事業内容】

### ①就業面での支援

- ・ 就職に向けた準備支援
- ・ 就職活動の支援
- ・ 職場定着に向けた支援
- ・ 障がいのある方それぞれの障がいの特性を踏まえた雇用管理についての企業への助言
- ・ 関係機関との連絡調整

### ②生活面での支援

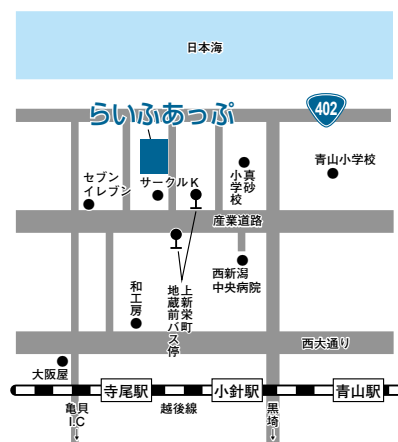
- ・ 生活習慣の形成，健康管理，金銭管理などの日常生活の自己管理に関する助言
- ・ 住居，年金，余暇活動などの地域生活，生活設計に関する助言
- ・ 関係機関との連絡調整

〔住所〕 〒950-2076  
新潟市西区上新栄町3-20-18

〔電話〕 025-250-0210

〔FAX〕 025-250-0212

〔利用日時〕 月曜日～土曜日  
午前8時30分～午後5時15分  
(来所の場合は、事前にご連絡をお願いします。)



## 交通案内

バス：有明線「上新栄町地藏前」  
バス停下車 徒歩5分

JR：「寺尾駅」下車  
徒歩20分

障がいのある方に対し、公共職業安定所（ハローワーク）や福祉、医療、教育などの関係機関と連携をとりながら、以下の就職、職場適応、職場復帰を目指した様々な支援を行っています。

### 1 職業相談・職業評価

障害者職業カウンセラーが、就職、職場適応、職場復帰に関する相談を行います。また、これから就職や職場復帰などを進める上で、どのような支援を受けたらよいかを具体的に検討するための職業評価を行います。

### 2 職業準備支援

受講者の状況に応じて以下①～④の内容を組み合わせた個別カリキュラムを作成し、センター支援室で就職に向けた準備を整える支援を行います。支援の期間は2～12週間程度を目安に設定します。

#### ①作業支援

様々な作業への取組みを通して作業適性や働く上での課題などを把握し、就業に必要なとなる基礎体力や集中力、基本的労働習慣などを身につけるための支援を行います。

#### ②職業準備講習カリキュラム

履歴書の書き方、面接の練習などの講習を通して就職活動や職業生活に必要な知識・技術を習得するための支援を行います。

#### ③精神障害者自立支援カリキュラム

JST（社会生活技能訓練）、ストレス対処講習などを通して、職業準備性を高めるための支援を行います。

#### ④発達障害者就労支援カリキュラム

JST、問題解決技能トレーニングなどを通して、職場で必要になるコミュニケーションスキルや作業対応力を高めるための支援を行います。

### 3 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援

就職や職場適応に課題がある方の職場定着を図るために、センターがアセスメントした支援計画に基づいてジョブコーチが事業所を訪問し、職業生活上での個別課題の軽減や改善に向けた支援を障がい者と事業主の双方に対して行います。支援の期間は1～7ヶ月の間（標準3ヶ月）で設定します。

### 4 職場復帰支援（リワーク支援）

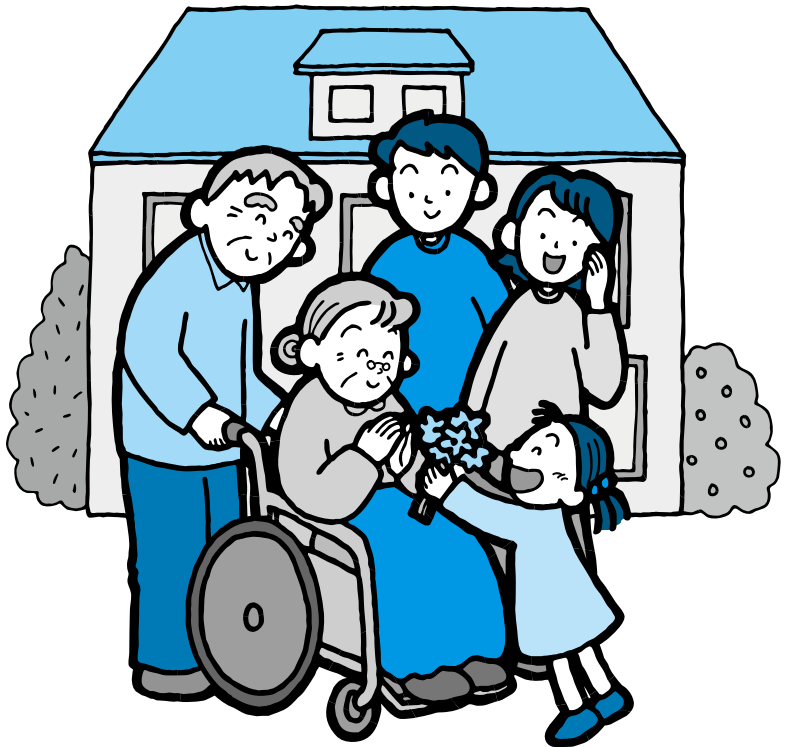
うつ病などの精神疾患が原因で会社を休職している方に対して、事業主と主治医の協力を得て円滑に職場復帰できるよう支援を行います。支援の期間は個別に応じて3～4ヶ月程度で設定します。

#### ①職場復帰のコーディネート

支援対象者、雇用事業主、主治医との相談などを通じて、職場復帰について3者の意思や意見を確認し、職場復帰に向けた活動の進め方や目標についての合意形成を図ります。

#### ②リワーク支援

センターがアセスメントした支援計画に基づき、センター支援室で作業の集中や持続を高める作業支援、ストレス対処や体調自己管理などを高める講習などを受講しながら職場復帰に向けた不安の軽減を図り準備を整えます。



級 別		1 級	2 級	3 級
視 覚 障 が い		両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの
障がい又は平衡機能の	聴 覚 障 が い		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
	平 衡 機 能 障 が い			平衡機能の極めて著しい障がい
音声機能、言語機能、又はそしゃく機能の障がい				音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
肢 体 不 自 由	上 肢	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障がい 2 両上肢のすべての指を欠くもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3 一上肢の機能の著しい障がい 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの
			3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したものの	
	下 肢	1 両下肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障がい 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの  2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの
	体 幹	体幹の機能障がいにより座っていることができないもの	1 体幹の機能障がいにより座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障がいにより立ち上ることが困難なもの	体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの（注1）
移動機能		不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの（注2）
ヒト免疫不全ウイルス、呼吸器、ぼうこう、小腸、直腸、肝臓機能の障がい	心 臓 機 能 障 が い	心臓の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じ ん 臓 機 能 障 が い	じん臓の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼 吸 器 機 能 障 が い	呼吸器の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小 腸 機 能 障 が い	小腸の機能の障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
	肝 臓 機 能 障 が い	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）

注1 両上肢の場合は第1種身体障がい者、一上肢の場合は第2種身体障がい者となる。

注2 両下肢の場合は第1種身体障がい者、一下肢の場合は第2種身体障がい者となる。

太線の左側は第1種身体障がい者、右側は第2種身体障がい者をさす。

4 級	5 級	6 級	7 級	備考
1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの		1 同一の等級について2つの重複する障がいがある場合は、一級上の級とする。ただし、2つの重複する障がい特にならば本表中に指定されている場合は、その該当等級とする。
2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの			2 肢体不自由において、7級の障がい1つのみでは手帳交付にならないが、7級の障がい2つ以上重複する場合又は6級以上の障がいと重複する場合は手帳交付の対象となる。
1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの）		1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの）		3 異なる等級について、2つ以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。
2 両耳による普通話語の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		4 「指を欠くもの」とは、おや指については指節間関節（1P）その他の指については近位指節間関節（PIP）又はこれより近部を欠くものをいう。
	平衡機能の著しい障がい			5 「指の機能障がい」とは、中手指節間関節を含め、これより遠位部の障がいをいい、おや指については対立運動障がいを含むものとする。
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい				6 上肢又は下肢欠損の断端の長さ、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
1 両上肢のおや指を欠くもの	1 両上肢のおや指の機能の著しい障がい	1 一上肢のおや指の機能の著しい障がい	1 一上肢の機能の軽度の障がい	7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。
2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの	2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障がい	2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの	2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい	
3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの	3 一上肢のおや指を欠くもの	3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	3 一上肢の手指の機能の軽度の障がい	
4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの	4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの		4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい	
5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの	5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障がい		5 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	
6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの	6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい			
1 両下肢のすべての指を欠くもの	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障がい	
2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの	2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの	2 一下肢の足関節の機能の著しい障がい	2 一下肢の機能の軽度の障がい	
3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの		3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい	
4 一下肢の機能の著しい障がい			4 一下肢のすべての指を欠くもの	
5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの			5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの	
6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの			6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	
	体幹の機能の著しい障がい			
不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	※再認定について 1 ベースメーカー等を植え込みした人は手術後3年以内に再認定を実施。 2 肝臓機能障がいは症状によって再認定を実施。 3 上記以外の障がい3歳未満で手帳を取得した人は、原則5歳時に再認定を実施。
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会における日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの	
心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				



# 障がい者総合支援法の対象疾患一覧

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

第1条：障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定める特殊な疾病は、別表に掲げるものとする。

## 平成27年7月からの障がい者総合支援法の対象疾病一覧（332疾病）

番号	疾患名
1	アイカルディ症候群
2	アイザックス症候群
3	I g A腎症
4	I g G 4 関連疾患
5	亜急性硬化性全脳炎
6	アジソン病
7	アッシャー症候群
8	アトピー性脊髄炎
9	アペール症候群
10	アミロイドーシス ※
11	アラジール症候群
12	有馬症候群
13	アルポート症候群
14	アレキサンダー病
15	アンジェルマン症候群
16	アントレー・ビクスラー症候群
17	イソ吉草酸血症
18	一次性ネフローゼ症候群 ※※
19	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
20	1 p 36欠失症候群
21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺
23	遺伝性膵炎
24	遺伝性鉄芽球形貧血
25	VATER症候群
26	ウィーバー症候群
27	ウィリアムズ症候群
28	ウィルソン病
29	ウエスト症候群
30	ウェルナー症候群
31	ウォルフラム症候群
32	ウルリッヒ病
33	HTLV-1 関連脊髄症
34	A T R-X 症候群
35	A D H 分泌異常症
36	エーラス・ダンロス症候群
37	エプスタイン症候群
38	エプスタイン病
39	エマヌエル症候群
40	遠位型ミオパチー
41	円錐角膜
42	黄色靭帯骨化症
43	黄斑ジストロフィー
44	大田原症候群
45	オクシタル・ホーン症候群
46	オスラー病
47	カーニー複合
48	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
49	潰瘍性大腸炎
50	下垂体前葉機能低下症
51	家族性地中海熱
52	家族性良性慢性天疱瘡
53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
54	歌舞伎症候群

番号	疾患名
55	ガラクトース-1-リン酸グリシルトランスフェラーゼ欠損症
56	加齢黄斑変性 ※※
57	肝型糖原病
58	間質性膀胱炎（ハンナ型）
59	環状20番染色体症候群
60	関節リウマチ
61	完全大血管転位症
62	眼皮膚白皮症
63	偽性副甲状腺機能低下症
64	ギャロウェイ・モワト症候群
65	急性壊死性脳症
66	急性網膜壊死
67	球脊髄性筋萎縮症
68	急速進行性糸球体腎炎
69	強直性脊椎炎
70	強皮症
71	巨細胞性動脈炎 ※
72	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
73	巨大静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
75	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
76	筋萎縮性側索硬化症
77	筋型糖原病
78	筋ジストロフィー
79	クッシング病
80	クリオピリン関連周期熱症候群
81	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群
82	クルーゾン症候群
83	グルコーストランスポーター1欠損症
84	グルタル酸血症1型
85	グルタル酸血症2型
86	クロウ・深瀬症候群
87	クローン病
88	クロンカイト・カナダ症候群
89	痙攣重積型(二相性)急性脳症
90	結節性硬化症
91	結節性多発動脈炎 ※
92	血栓性血小板減少性紫斑病
93	限局性皮質異形成
94	原発性局所多汗症
95	原発性硬化性胆管炎
96	原発性高脂血症
97	原発性側索硬化症
98	原発性胆汁性肝硬変
99	原発性免疫不全症候群
100	顕微鏡の大腸炎
101	顕微鏡的多発血管炎 ※
102	高I g D 症候群
103	好酸球性消化管疾患
104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症 ※
105	好酸球性副鼻腔炎
106	抗糸球体基底膜腎炎
107	後縦靭帯骨化症
108	甲状腺ホルモン不応症 ※

番号	疾患名
109	拘束型心筋症
110	高チロシン血症1型
111	高チロシン血症2型
112	高チロシン血症3型
113	後天性赤芽球癆
114	広範脊柱管狭窄症
115	抗リン脂質抗体症候群
116	コケイン症候群
117	コストロ症候群
118	骨形成不全症
119	骨髄異形成症候群
120	骨髄線維症
121	ゴナドトロピン分泌亢進症 ※
122	5p欠失症候群
123	コフィン・シリズ症候群
124	コフィン・ローリー症候群
125	混合性結合組織病
126	鰓耳腎症候群
127	再生不良性貧血
128	サイトメガロウイルス角膜炎
129	再発性多発軟骨炎
130	左心低形成症候群
131	サルコイドーシス
132	三尖弁閉鎖症
133	CFC症候群
134	シェーグレン症候群
135	色素性乾皮症
136	自己貪食空胞性ミオパチー
137	自己免疫性肝炎
138	自己免疫性出血病XIII
139	自己免疫性溶血性貧血
140	システロール血症
141	紫斑病性腎炎
142	脂肪萎縮症
143	若年性肺気腫
144	シャルコー・マリー・トゥース病
145	重症筋無力症
146	修正大血管転位症
147	シュワルツ・ヤンベル症候群
148	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
149	神経細胞移動異常症
150	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
151	神経線維腫症
152	神経フェリチン症
153	神経有棘赤血球症 ※
154	進行性核上性麻痺
155	進行性骨化性線維異形成症 ※※
156	進行性多巣性白質脳症
157	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
158	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
159	スタージ・ウェーバー症候群
160	スティーヴンス・ジョンソン症候群
161	スミス・マギニス症候群
162	スモン

■ 新たに対象となる疾病  
 ※対象に変更はないが、平成27年1月に疾病表記が変更されたもの  
 ※※対象に変更はないが、平成27年7月に疾病表記が変更されたもの

番号	疾患名
163	脆弱X症候群
164	脆弱X症候群関連疾患
165	正常圧水頭症
166	成人スチル病
167	成長ホルモン分泌亢進症 ※
168	脊髄空洞症
169	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。) ※
170	脊髄髄膜瘤
171	脊髄性筋萎縮症
172	全身型若年性特発性関節炎
173	全身性エリテマトーデス
174	先天性横隔膜ヘルニア
175	先天性核上性球麻痺
176	先天性魚鱗癬 ※※
177	先天性筋無力症候群
178	先天性腎性尿崩症
179	先天性赤血球形成異常性貧血
180	先天性大脳白質形成不全症
181	先天性風疹症候群
182	先天性副腎低形成症
183	先天性副腎皮質酵素欠損症
184	先天性ミオパチー
185	先天性無痛無汗症
186	先天性葉酸吸収不全
187	前頭側頭葉変性症
188	早期ミオクローニー脳症
189	総動脈幹遺残症
190	総排泄腔遺残
191	総排泄腔外反症
192	ソトス症候群
193	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
194	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
195	大脳皮質基底核変性症
196	ダウン症候群
197	高安動脈炎 ※
198	多系統萎縮症
199	タナトフォリック骨異形成症
200	多発血管炎性肉芽腫症 ※
201	多発性硬化症/視神経脊髄炎 ※
202	多発性嚢胞腎
203	多脾症候群
204	タンジール病
205	単心室症
206	弾性線維性仮性黄色腫
207	短腸症候群
208	胆道閉鎖症
209	遅発性内リンパ水腫
210	チャージ症候群
211	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
212	中毒性表皮壊死症
213	腸管神経節細胞僅少症
214	TSH分泌亢進症 ※
215	TNF受容体関連周期性症候群
216	低ホスファターゼ症
217	天疱瘡
218	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
219	特発性拡張型心筋症
220	特発性間質性肺炎

番号	疾患名
221	特発性基底核石灰化症
222	特発性血小板減少性紫斑病
223	特発性後天性全身性無汗症
224	特発性大腿骨頭壊死症 ※
225	特発性門脈圧亢進症
226	特発性両側性感音難聴
227	突発性難聴
228	ドラベ症候群
229	中條・西村症候群
230	那須・ハコラ病
231	軟骨無形成症
232	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
233	22q11.2欠失症候群
234	乳幼児肝巨大血管腫
235	尿素サイクル異常症
236	ヌーナン症候群
237	脳髄黄色腫症
238	脳表ヘモジデリン沈着症
239	膿疱性乾癬
240	嚢胞性線維症
241	パーキンソン病
242	バージャー病
243	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
244	肺動脈性肺高血圧症
245	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
246	肺泡低換気症候群
247	バッド・キアリ症候群
248	ハンチントン病
249	汎発性特発性骨増殖症
250	P C D H19関連症候群
251	肥厚性皮膚骨膜炎
252	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
253	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
254	肥大型心筋症
255	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症 ※※
256	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
257	ピッカースタッフ脳幹脳炎
258	非典型溶血性尿毒症候群
259	非特異性多発性小腸潰瘍症
260	皮膚筋炎/多発性筋炎 ※
261	びまん性汎細気管支炎
262	肥満低換気症候群
263	表皮水疱症
264	ヒルシュブルグ病(全結腸型又は小腸型)
265	ファイファー症候群
266	ファロー四徴症
267	ファンコニ貧血
268	封入体筋炎
269	フェニルケトン尿症
270	複合カルボキシラーゼ欠損症
271	副甲状腺機能低下症
272	副腎白質ジストロフィー ※※
273	副腎皮質刺激ホルモン不応症
274	ブラウ症候群
275	プラダー・ウィリ症候群
276	プリオン病
277	プロピオン酸血症

番号	疾患名
278	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症) ※
279	閉塞性細気管支炎
280	ベーチェット病
281	ベスレムミオパチー
282	ヘパリン起因性血小板減少症
283	ヘモクロマトーシス
284	ペリー症候群
285	ペルーシド角膜辺縁変性症
286	ヘルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。) ※※
287	片側巨脳症
288	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
289	発作性夜間ヘモグロビン尿症
290	ポルフィリン症
291	マリネスコ・シェーグレン症候群
292	マルファン症候群
293	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー ※
294	慢性血栓性肺高血圧症
295	慢性再発性多発性骨髄炎
296	慢性膵炎
297	慢性特発性偽性腸閉塞症
298	ミオクローニー欠神てんかん
299	ミオクローニー脱力発作を伴うてんかん
300	ミトコンドリア病
301	無脾症候群
302	無βリポタンパク血症
303	メーブルシロップ尿症
304	メチルマロン酸血症
305	メビウス症候群
306	メンケス病
307	網膜色素変性症
308	もやもや病
309	モワット・ウイルソン症候群
310	薬剤性過敏症候群
311	ヤング・シンプソン症候群
312	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
313	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
314	4p欠失症候群
315	ライソゾーム病 ※
316	ラスムッセン脳炎
317	ランゲルハンス細胞組織球症
318	ランドウ・クレフナー症候群
319	リジン尿性蛋白不耐症
320	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
321	両大血管右室起始症
322	リンパ管腫症/ゴーハム病
323	リンパ脈管筋腫症 ※
324	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
325	ルビンシュタイン・ティビ症候群
326	レーベル遺伝性視神経症
327	レチンコレステロールアルシトランスフェラーゼ欠損症
328	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
329	レット症候群
330	レノックス・ガストー症候群
331	ロスモンド・トムソン症候群
332	肋骨異常を伴う先天性側弯症

# 障がい福祉に関する個人番号(マイナンバー)が必要な制度一覧

掲載ページ	名称
7	身体障がい者手帳の交付に関する事
8	精神障がい者保健福祉手帳の交付に関する事
9	心身障がい者扶養共済制度に関する事
13	特別児童扶養手当の支給に関する事
13	障がい児福祉手当、特別障がい者手当支給に関する事
13	重度の身体障がい者又は知的障がい者に対する手当の支給に関する事
13	在宅で重度の重複障がい者の保護者に対する介護見舞金の支給に関する事
15	重度の障がい者に対する医療費の助成に関する事
17	自立支援医療（更生医療）に関する事
18	自立支援医療（精神通院）に関する事
18	精神障がい者に対する入院医療費の助成に関する事
29	障がい者に対する補装具費の支給に関する事
30	障がい者に対する日常生活用具の給付に関する事
32	難聴児に対する補聴器の給付に関する事
33	障がい者に対する紙おむつの支給に関する事
33	重度の身体障がい者に対する電話の貸与に関する事
34	重度の身体障がい者に対する緊急通報サービスの提供に関する事
34	重度の身体障がい者に対する訪問入浴サービスの提供に関する事
35	重度の身体障がい者向けの自動車に改造するための費用の助成に関する事
37	重度の障がい者向けの住宅に改造するための費用の助成に関する事
46	障がい児通所給付費、特例障がい児通所給付費、高額障がい児通所給付費、障がい児相談支援給付費、特例障がい児相談支援給付費の支給に関する事
47・48	自立支援給付費の支給（療養介護医療費、補装具費及び自立支援医療費除く）に関する事
47・48	障がい者の地域活動支援センターの利用に関する事
47・48	障がい者に対する移動支援又は日中一時支援の実施に関する事
47・48	障がい者に対する生活サポートの実施に関する事
47・48	障がい者に対する福祉サービス等の利用者負担額の助成に関する事

## 福祉タクシー利用助成事業 契約事業者一覧

### 【利用にあたり留意事項】

※ 「新潟市福祉タクシー助成券」・「新潟市通院費タクシー助成券」を使用することができます。併用する場合は下表のく助成券の最大利用枚数について>のとおりです。

<助成券の最大利用枚数について>

1回の乗車区間金額	最大利用可能枚数		合計
	福祉タクシー券	通院費タクシー券	
500円以上 1,000円未満	0枚の時 →	1枚	1枚
	1枚の時 →	0枚	1枚
1,000円以上	0枚の時 →	2枚	2枚
	1枚の時 →	1枚	2枚
	2枚の時 →	0枚	2枚

※1については、タクシー共通券事業（株）に所属する法人  
 ※2については、柳都タクシー共通券（株）に所属する法人  
 ※3については、新潟地域タクシー共通券（株）に所属する法人

※ 「新潟市福祉タクシー助成券」・「新潟市通院費タクシー助成券」は、乗車地または降車地のいずれかが新潟市にある場合に利用できます。

※ タクシーは地域ごとに営業区域が決まっていますので、乗車地域によってはご利用できないタクシー事業者があります。

※ ご利用のご予約・料金・運行の詳細等については、直接各業者へお問い合わせください。

※ この一覧表は、区別の事業者名（五十音順）に掲載しています。市外については、営業所住所地ごとの事業者名（五十音順）で掲載しています。

2015/4/1現在

区名	事業者名	営業所所在地	電話番号	FAX番号
北区	あい愛福祉タクシー	北区太田	025-387-2818	025-387-4565
	あやの介護タクシー	北区彩野	025-250-5020	025-387-2191
	介護福祉サービス にじ	北区鳥屋	025-388-5804	025-388-5804
	太陽交通(株)	北区葛塚	025-387-4111	025-388-3339
	東港タクシー(株)※3	北区太郎代	0120-65-2331	—
	とも介護タクシー	北区内島見	025-386-3176	025-386-5333
	ハマタクシー(株)※2	北区松浜東町	025-259-2551	025-259-2756
東区	愛ケア新潟福祉搬送サービス	東区紫竹	090-3093-4640	025-271-0248
	あいらいん福祉サービス	東区下場本町	025-290-7792	—
	(有)アサイライフサポート	東区一日市	025-271-8599	025-271-8599
	東タクシー (有)東重機運輸	東区一日市	0800-700-5001	—
	あんしん福祉移動サービス	東区下場本町	025-250-5006	—
	介護タクシーてっちゃん (株)セカンドステージ	東区一日市	0800-800-4101	025-256-7118
	(株)ケア・アシスト	東区卸新町	0800-800-6809	—
	ケアタクシー和	東区河渡新町	0120-753-850	025-278-7631
	栄タクシー 星山工業(株)※1	東区紫竹卸新町	025-271-8181	025-271-8182
	さくら交通(株)※2	東区豊	025-274-3232	025-272-2962
	(株)三洋タクシー ※3	東区藤見町	0120-83-4341	—
	(株)テクノワークス	東区中野山	025-277-8115	025-277-8116
	新潟あさひタクシー(株)※3	東区寺山	0120-89-2290	025-272-2292
	新潟救急サービス	東区下場本町	025-250-5595	—
	(有)ファーストメディカル	東区中野山	025-278-7177	025-278-7178
	富士タクシー(株)※3	東区木工新町	0120-24-5166	025-279-5157
	まの介護タクシー	東区粟山	090-2756-0785	—
	港タクシー(株)※2	東区下木戸	025-274-0301	—
	モリヤマタクシー	東区松島	080-5647-3380	—
	四葉タクシー(有)	東区中野山	0800-800-4281	025-278-4282
中央区	アイリス介護福祉タクシー	中央区湖南	025-282-7495	025-282-7496
	阿部介護・福祉タクシー	中央区笹口	090-1691-5463	025-245-1744
	(有)ウォーク・サポート	中央区堀割町	025-265-3959	025-311-1229



区名	事業者名	営業所所在地	電話番号	FAX番号
中央区	オーミ・ウォークアシスト	中央区和合町	025-280-1277	025-280-1033
	介護タクシー 一緒	中央区南笹口	0800-800-2339	025-290-7022
	介護タクシー Greenグリーン	中央区鳥屋野	090-1829-5805	025-285-0189
	(有)コバト交通 ※3	中央区高志	025-287-1121	025-287-1124
	すやまケア輸送サービス	中央区長潟	025-286-8327	025-286-8327
	第一タクシー(株)※2	中央区上近江	025-284-0123	025-284-0128
	つきみ福祉タクシー	中央区女池	025-250-5739	—
	新潟コアラ (株)ふっと・わーく	中央区京王	025-278-8640	025-278-8642
	新潟福祉サービス	中央区関新	0120-910-128	—
	はとタクシー(株)※3	中央区高志	025-287-1121	025-287-1124
	万代タクシー(株)※1	中央区万代	025-247-5211	025-247-5213
	ひなた介護タクシー	中央区関屋田町	025-266-5588	025-266-7718
	日の出交通(株)※1	中央区神道寺南	025-249-2111	025-249-2112
	福祉タクシー本間	中央区大島	025-284-5104	025-284-5104
	みけねこ介護タクシー	中央区古町通	090-3343-9353	025-228-8527
	都タクシー(株) 配車センター	中央区下所島	025-283-1139	025-284-0048
江南区	(株)NK交通	江南区亀田大月	025-382-5222	025-250-6892
	介護タクシー・光(ひかり)	江南区東本町	0800-800-8698	025-381-2007
	介護タクシーわかば	江南区元町	025-383-6070	025-381-4243
	昭和交通観光(株)	江南区東船場	025-381-2125	025-381-7780
秋葉区	しあわせ交通(株)	秋葉区滝谷町	0250-22-0800	0250-24-0600
	新興タクシー(株)	秋葉区滝谷町	0250-24-2822	0250-21-1290
	第2新興タクシー(株)	秋葉区小須戸	0256-57-2058	—
	(株)新潟福祉輸送サービス	秋葉区古田	0250-25-7730	0250-25-2003
	(有)フラワー観光	秋葉区小口	0250-22-8111	0250-23-5646
	らくらく福祉タクシー	秋葉区満願寺	0250-23-0670	0250-23-0521
南区	白根タクシー(株)	南区白根	025-372-2167	025-372-3153
	白根中央タクシー(株)	南区白根	025-372-1181	—
	白根福祉輸送サービス	南区下八枚	025-211-8787	025-373-4164
	太陽交通新潟(有)みなみ営業所	南区白根	025-372-8115	025-372-8122
	つつじガーデン介護タクシー (有)アド・メディカル	南区下木山	0120-971-910	025-373-0118
西区	アース介護タクシー(有)明和運送	西区金巻	0120-786-008	025-379-0559
	アビリティ(有)	西区坂井	025-268-5751	025-201-6781
	(有)アベール	西区寺尾東	025-239-4702	—
	介護タクシーたいよう	西区寺尾上	0800-800-7378	—
	介護タクシーつくし	西区上新栄町	080-8918-7940	025-260-2294
	介護タクシー二人三脚	西区立仏	0800-800-2395	025-378-8588
	ケア・プランニングさくら	西区五十嵐	025-201-9729	—
	さいとう介護タクシー	西区坂井東	0800-123-3110	025-311-6782
	三和交通(株)	西区鳥原	025-377-2506	—
	太陽交通新潟(有)本社	西区小新南	025-201-7725	025-201-5457
	太陽交通新潟(有)ときめき営業所	西区ときめき	025-378-4456	025-378-4458



区名	事業者名	営業所所在地	電話番号	FAX番号
西区	光タクシー(有)※2	西区内野町	025-262-5141	—
	ひだまり介護タクシー	西区寺尾西	080-5510-5808	025-269-4325
	福祉タクシーあいご (株)コミュニティサービス新潟	西区青山	025-231-3303	025-231-1293
	福祉タクシーこころ	西区五十嵐西	090-1422-1556	025-378-3468
	堀川福祉タクシー	西区善久	025-379-3004	025-377-1439
	薪山タクシー	西区五十嵐	025-263-2746	—
	ゆうKUROSAKI 株式会社悠	西区善久	025-370-1117	025-211-2011
西蒲区	介護タクシーおり〜ぶ	西蒲区松山	070-5071-2429	—
	曾根タクシー(株)	西蒲区鱸	0256-88-3138	0256-88-3139
	株式会社燕タクシー 中之口営業所	西蒲区三ツ門	025-375-5858	—
	まきタクシー(有)	西蒲区巻甲	0256-76-2525	0256-72-3290
	弥彦タクシー(株) 和納営業所	西蒲区和納	0256-82-3212	0256-82-5078
その他	新潟市個人タクシー事業協同組合	東区竜が島	025-247-0871	—
	新潟地区個人タクシー協同組合	中央区東幸町	025-245-8950	025-245-8951
	新潟中央個人タクシー協同組合	東区海老ヶ瀬	—	—
	日個連新潟個人タクシー協同組合	中央区天明町	025-250-7856	025-250-7813
新潟市外	日の丸観光タクシー(株)	三条市東三条	0256-35-5555	0256-32-6910
	太陽交通新発田中央(株)	新発田市巾着町	0254-26-3009	0254-26-3339
	(株)下越タクシー	新発田市豊町	0254-22-4714	0254-22-4911
	新発田観光タクシー(株)	新発田市緑町	0254-22-3188	0254-22-9205
	介護タクシー らっくり	新発田市新栄町	0800-080-3210	—
	(株)聖籠タクシー	北蒲原郡聖籠町東港	025-256-2552	025-257-5432
	華&TAXI	北蒲原郡聖籠町大夫	080-6517-5757	—
	(株)瀬波タクシー	村上市田端町	0254-53-2187	0254-53-5137
	(株)はまなす観光タクシー	村上市田端町	0254-50-7788	0254-50-7755
	(株)燕タクシー	燕市秋葉町	0256-62-6101	0256-64-4828
	(株)中央タクシー	燕市道金	0256-63-4702	0256-64-5901
	中越交通(株)加茂営業所	加茂市青海町	0256-52-0442	0256-52-9009
	介護タクシースマイル	加茂市陣ヶ峰	0800-777-8800	0256-52-4685
	加茂タクシー(有)	加茂市駅前	0256-52-0230	0256-52-0974
	ごせん介護タクシー	五泉市四ツ屋新	0250-43-5111	0250-43-3092
	ニット介護タクシー	五泉市石曾根	090-1374-8330	0250-58-1253
	さくら介護タクシー	五泉市村松	0250-58-2622	0250-58-2620
	あんしんタクシー 泉観光バス(株)	五泉市赤海	0250-41-0077	0250-43-7337
	みどりハイヤー(株)	五泉市木越字石道	0250-43-2323	0250-43-2323
	(有)白鳥タクシー	阿賀野市中央町	0250-62-2840	—
	五頭タクシー(株)	阿賀野市下条町	0250-62-4444	0250-62-7900
	水原タクシー(株)	阿賀野市下条町	0250-62-3333	0250-62-3335
サンポウ福祉タクシー	阿賀野市猫山	070-4128-1234	—	

# 【大型(中型含む)・小型 リフト付等タクシーを運行している契約事業者一覧】

※リフト付等タクシーは基本予約制となります。通常運行時間外の運行、予約なしの運行、土日祝祭日の運行は、事前に各事業者にお訪ね下さい。

1. 大型車等運賃で運行しているリフト付等タクシー事業者  
「新潟市福祉タクシー助成券」・「新潟市通院費タクシー助成券」・「新潟市リフト付タクシー利用券」を使用することができます。
2. 小型車運賃で運行しているリフト付等タクシー事業者  
「新潟市福祉タクシー助成券」・「新潟市通院費タクシー助成券」を利用することができます。「新潟市リフト付タクシー利用券」は利用できません。

## 【利用にあたり留意事項】

※ 新潟市福祉タクシー助成券は、1回の乗車につき2枚まで利用することが出来ます。通院費タクシー助成券と併用する場合は右表の<助成券の最大利用枚数について>のとおりです。

<助成券の最大利用枚数について>

1回の乗車区間金額	最大利用可能枚数		合計
	福祉タクシー券	通院費タクシー券	
500円以上 1,000円未満	0枚の時	→ 1枚	1枚
	1枚の時	→ 0枚	1枚
1,000円以上	0枚の時	→ 2枚	2枚
	1枚の時	→ 1枚	2枚
	2枚の時	→ 1枚	2枚

※ 新潟市通院費タクシー助成券は、1回の乗車につき2枚まで利用することが出来ます。新潟市福祉タクシー助成券と併用する場合は右表の<助成券の最大利用枚数について>のとおりです。

※ リフト付タクシー利用券は、リフト付タクシー料金（大型車等料金設定）と同じ距離を小型車で運行した場合の料金との差額を助成します。

※ 乗車地または降車地のいずれかが新潟市にある場合に利用できます。

※ タクシーは地域ごとに営業区域が決まっていますので、乗車地域によってはご利用できないタクシー事業者があります。

※ ●は乗車可能。▲は要相談。空欄は乗車不可となります。★は車両を複数台所有している事業者。

※ 車いすの大きさによってはご利用できない場合もございます。ご利用のご予約・料金・運行の詳細等については、直接各業者へお問い合わせください。

※ この一覧表は、区別の事業者名（五十音順）に掲載しています。市外については、営業所住所地ごとの事業者名（五十音順）で掲載しています。

2015/4/1現在

区名	事業者名	営業所所在地	電話番号	FAX番号	通常運行時間	通常運行時間外の運行	予約なしの運行	備考	大型(中型含む)			小型						
									車両を複数台所有している業者	ストレッチャー	電動車いす	普通型車いす	車両を複数台所有している業者	ストレッチャー	電動車いす	普通型車いす		
北区	あい愛福祉タクシー	北区太田	025-387-2818	025-387-4565	8:30~17:30	要相談	要相談		★	●	●	●						
	あやの介護タクシー	北区彩野	025-250-5020	025-387-2191	0:00~24:00	要相談	要相談	年中無休。24時間ドライバー待機。深夜でも電話繋がります。但し迎車までに時間がかかる場合があります。	★	●	●	●			▲	▲	●	
	介護福祉サービス にじ	北区鳥屋	025-388-5804	025-388-5804	8:00~17:00	要相談	要相談	24時間電話対応可。		●	●	●			▲	●	●	
	とも介護タクシー	北区内島見	025-386-3176	025-386-5333	8:00~24:00	要相談	要相談	民間救急で対応できます。		▲	●	●						
	愛ケア新潟福祉搬送サービス	東区紫竹	025-271-0248 090-3093-4640	025-271-0248	6:00~18:00	要相談	要相談	夜間・日曜日要予約。	★	●	●	●						
	あいらいん福祉サービス	東区下場本町	025-290-7792	-	8:00~19:00	要相談	要相談			●	●	●						
	(有)アサイライフサポート	東区一日市	025-271-8599	025-271-8599	7:00~18:00	要相談	要相談	事前予約で24時間対応可能(予約受付時間7時~19時)。	★	●	●	●					●	
東区	あんしん福祉移動サービス	東区下場本町	025-250-5006	-	7:00~24:00	要相談	要相談	大型車は7時~24時まで運行。年中無休(小型車は平日8時~16時まで運行。)	★	●	●	●			●	●	●	
	介護タクシーてっちゃん(株)セカンドステージ	東区一日市	0800-800-4101	025-256-7118	7:00~18:00	要相談	要相談								●	●	●	
	ケア・アシスト	東区卸新町	0800-800-6809	-	9:00~16:30	要相談	要相談								●	●		
	ケアタクシー和	東区河渡新町	0120-753-850	025-278-7631	8:00~19:00	要相談	要相談	電動車いすのサイズは要相談。		●	▲	●						
	さくら交通※2	東区豊	025-274-3232	025-272-2962	7:00~20:00	要相談	要相談	年中無休。原則2級ヘルパー対応							★		●	
	(株)テクノワークス	東区中野山	025-277-8115	025-277-8116	8:30~17:30	要相談	要相談								★	●	▲	●
	新潟救急サービス	東区下場本町	025-250-5595	-	8:00~17:00	要相談	要相談	運転手・介助者2名で運行	★	●	●	●						
	(有)ファーストメディカル	東区中野山	025-278-7177	025-278-7178	8:30~17:30	要相談	要相談	年中無休。事前予約で24時間運行可。予約で土日祝日運行可。介護保険利用できます。							★	●	●	●
	富士タクシー※3	東区木工新町	0120-24-5166	025-279-5157	0:00~24:00	要相談	要相談											●
	まの介護タクシー	東区粟山	090-2756-0785	-	8:00~18:00	要相談	要相談	予約に限り年中無休								●	●	●
中央区	アイリス介護福祉タクシー	中央区湖南	025-282-7495	025-282-7496	8:00~19:00	要相談	要相談										●	
	阿部介護・福祉タクシー	中央区笹口	090-1691-5463	025-245-1744	8:00~18:00	要相談	要相談	事前予約で24時間対応可能。予約で土日祝日運行可。							★	▲	●	●

区名	事業者名	営業所所在地	電話番号	FAX番号	通常運行時間	通常運行時間外の運行	予約なしの運行	備考	大型(中型含む)				小型					
									車両を複数所有している業者	ストレッチャー	電動車いす	リフト式車いす	普通型車いす	車両を複数所有している業者	ストレッチャー	電動車いす	リフト式車いす	普通型車いす
中央区	(有)ウォーク・サポート	中央区堀割町	025-265-3959	025-311-1229	8:00~20:00	要相談	要相談	年中無休。事前予約で24時間対応可能	★	●	●	●	●	★	●	▲	●	
	オーミ・ウォークアシスト	中央区和合町	025-280-1277	025-280-1033	8:00~18:00	要相談	要相談	事前予約で土日祝日運行可						★	●	●	●	
	介護タクシー 一緒	中央区南笹口	0800-800-2339	025-290-7022	7:00~19:00	要相談	要相談	事前予約で日曜・祝日対応可能。								▲	●	●
	介護タクシー Greenグリーン	中央区鳥屋野	090-1829-5805	025-285-0189	7:00~19:00	要相談	要相談	事前予約で24時間対応可能。事前予約で土日祝日運行可。								▲	●	●
	すやまケア輸送サービス	中央区長湯	025-286-8327	025-286-8327	8:30~17:00	要相談	要相談	事前予約で土日祝日運行可。普通型車いす1台貸出可能。段差スロープあり。							▲	●	●	●
	つきみ福祉タクシー	中央区女池北	025-250-5739	-	8:00~18:00	要相談	要相談	事前予約で24時間運行可。予約で土日祝日運行可。		●	●	●	●					●
	新潟コアラ(株) ふっぴ・わーく	中央区京王	025-278-8640	025-278-8642	8:00~18:00	要相談	要相談	日曜日のみ運休。予約があれば運行可能。介護保険移動支援利用できます。							●	●	●	●
	新潟福祉サービス	中央区関新	0120-910-128 025-201-9961	-	9:00~17:00	要相談	要相談			●	●	●	●			●	●	●
	はとタクシー	中央区高志	025-287-1121	025-287-1124	8:00~17:00	要相談	要相談	事前予約で土日祝日運行可能。		●	●	●	●			▲	▲	●
	万代タクシー株式会社	中央区万代	025-247-5211	025-247-5213	8:00~20:00	要相談	要相談	車いす2台、介助者3名乗車可能。観光も可。								▲	●	●
	ひなた介護タクシー	中央区関屋田町	025-266-5588	025-266-7718	8:30~17:30	要相談	要相談	年中無休。土日祝日も通常運行しています。								●	▲	●
	日の出交通	中央区神道寺南	025-249-2111	025-249-2112	8:30~17:30	要相談	要相談	年中無休。		●	●	●	●			▲	▲	●
	福祉タクシー本間	中央区大島	025-284-5104	025-284-5104	7:00~24:00	要相談	要相談	年中無休。事前予約で24時間対応可能。予約で土日祝日運行可(受付時間7:00~24:00)		●	●	●	●					
	みけねこ介護タクシー	中央区古町通	090-3343-9353	025-228-8527	8:00~19:00	要相談	要相談			●	●	●	●					
都タクシー 配車センター	中央区下所島	025-283-1139	025-284-0048	8:00~17:00	要相談	不可			●	●	●	●					●	
江南区	介護タクシー・光(ひかり)	江南区東本町	0800-800-8698	025-381-2007	8:30~17:30	要相談	要相談	定休日:日曜、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)	★	▲	●							
	介護タクシーわかば	江南区元町	025-383-6070	025-381-4243	7:00~19:00	要相談	要相談	日曜・祝日は要相談。電動車いすはサイズによって不可の場合もあり。病気は時間問いません。困った時はご連絡ください。							▲	▲	●	
秋葉区	しあわせ交通(株)	秋葉区滝谷町	0250-22-0800	0250-24-0600	8:00~17:00	要相談	要相談										●	
	新興タクシー	秋葉区滝谷町	0250-24-2822	0250-21-1290	6:00~26:00	要相談	要相談	年中無休。事前予約で土日祝日運行可。		●	●						●	
	第2新興タクシー	秋葉区小須戸	0256-57-2058	-	8:00~17:00	不可	要相談										●	
	(株)新潟福祉輸送サービス	秋葉区古田	0250-25-7730	0250-25-2003	8:00~19:00	要相談	要相談	年中無休。事前予約で24時間対応可能。	★	●	●	●	●	★	▲	●	●	
	(有)フラワー観光	秋葉区小口	0250-22-8111	0250-23-5646	8:30~18:00	要相談	要相談	年中無休。事前予約で24時間対応可能。予約で土日祝日運行可。								▲	●	●
らくらく福祉タクシー	秋葉区満願寺	0250-23-0670 090-8813-5754	0250-23-0521	8:30~17:30	要相談	要相談	年中無休。事前予約で24時間対応可能。予約で土日祝日運行可。介護保険利用できます。		●	●	●	●					●	
南区	白根福祉輸送サービス	南区下八枚	025-211-8787	025-373-4164	8:00~17:00	要相談	要相談	年中無休。事前予約で24時間対応可能。長距離輸送可。民間救急認定。	★	●		●						
	太陽交通新潟(有) みなみ営業所	南区白根	025-372-8115	025-372-8112	7:00~19:00	要相談	要相談	完全予約制。通常運行時間内であれば予約なしの運行可。					●					
	つじガーデン介護タクシー	南区下木山	0120-971-910	025-373-0118	8:30~17:30	要相談	要相談							★	●	▲	●	
西区	アース介護タクシー 有限会社明和運送	西区金巻	0120-786-008 080-3389-4378	025-379-0559	7:00~25:00	要相談	要相談	年中無休。事前予約で24時間対応可能。予約で土日祝日運行可。		●	●	●	●	★			●	
	アビリティ福祉タクシー	西区坂井	025-268-5751	025-201-6781	8:30~18:00	要相談	要相談									●	●	
	(有)アパール	西区寺尾東	025-239-4702	-	8:00~17:00	要相談	要相談		★	●	●	●	●					
	介護タクシーたいよう	西区寺尾上	0800-800-7378	-	0:00~24:00	要相談	要相談	年中無休。24時間対応可。新潟市消防局認定の患者等搬送事業所県外など長距離もご相談ください。		●	▲	●	●					
	介護タクシーつくし	西区上新栄町	025-201-8483 080-8918-7940	025-260-2294	8:00~18:00	要相談	要相談	予約で土日祝日夜間運行可(予約受付時間8時~20時)		●	▲	●	●					
	介護タクシー二人三脚	西区立仏	0800-800-2395	025-378-8588	7:00~19:00	要相談	要相談	日・祭日は事前に要相談。但し、リクライニング式車いすは水平状態では乗車不可。電動車いすはサイズにより乗れない場合あり(要相談)。								▲	●	
	ケア・プランニングさくら	西区五十嵐1の町	025-201-9729	-	8:00~17:30	要相談	要相談	年中無休。								▲	●	
	さいとう介護タクシー	西区坂井東	0800-123-3110 025-311-6004	025-311-6782	6:00~21:00	要相談	要相談	年中無休。事前予約で24時間対応可能。		●	●	●	●					
	太陽交通新潟(有)ときめき営業所	西区ときめき西	025-201-6677	025-378-4458	8:00~17:00	不可	要相談	月~金曜日運行可。土日祝日運休。						★	●	●		
	ひだまり介護タクシー	西区寺尾西	080-5510-5808 025-269-4325	025-269-4325	8:00~18:00	要相談	要相談	電動車いすのサイズは要相談。		●	▲	●	●					
	福祉タクシーあいご(株)コミュニティサービス新潟	西区青山	025-231-3303	025-231-1293	8:00~17:30	要相談	要相談	月曜日から土曜日の運行。										●

区名	事業者名	営業所所在地	電話番号	FAX番号	通常運行時間	通常運行時間外の運行	予約なしの運行	備考	大型(中型含む)				小型					
									車を複数所有している業者	ストレッチャー	電動車いす	リクライニング式車いす	普通型車いす	車を複数所有している業者	ストレッチャー	電動車いす	リクライニング式車いす	普通型車いす
西区	福祉タクシーこころ	西区五十嵐西	090-1422-1556	025-378-3468	7:00~18:00	要相談	要相談	事前予約で、24時間対応可能。予約で土日祝日運行可。県外等遠距離対応可。	★	●	●	●			▲	▲	●	
	堀川福祉タクシー	西区善久	025-379-3004 090-3312-0645	-	0:00~24:00	要相談	要相談	事前予約で365日24時間対応可。									●	
	ゆうKUROSAKI株式会社悠	西区善久	025-370-1117	025-211-2011	8:00~17:00	要相談	要相談	年中無休。事前予約で24時間対応可能。予約で土日祝日運行可。介護保険利用できます。			●	●						
西蒲区	介護タクシーおり〜ぶ	西蒲区松山	070-5071-2429	-	8:00~19:00	要相談	要相談	日曜日定休。定休日の運行要相談。事前予約で、24時間運行可能。予約受付時間8:00~18:00(日曜除く)		●	●	●						
	(株)燕タクシー中之口営業所	西蒲区三ツ門	025-375-5858	-	7:00~20:00	要相談	要相談			●	●	●					●	
	まきタクシー	西蒲区巻甲	0256-76-2525	0256-72-3290	8:30~17:30	要相談	要相談	年中無休		●	●	●					●	
	弥彦タクシー 和納営業所	西蒲区和納	0256-82-3212	0256-82-5078	7:00~20:00	要相談	要相談	年中無休。予約で土日祝日運行可。							▲		●	
	日の丸観光タクシー	三条市東三条	0256-35-5555	0256-32-6910	8:00~17:00	要相談	要相談	年中無休。事前予約で24時間対応可能。予約で土日祝日運行可。	★	●	●	●	★	●		●	●	
新潟市外	(株)下越タクシー	新発田市豊町	0254-22-4714	0254-22-4911	7:30~22:00	要相談	要相談		★	●	●	●						
	新発田観光タクシー	新発田市緑町	0254-22-3188	0254-22-9205	8:00~18:00	要相談	要相談	年中無休。事前予約で24時間運行可能。予約で土日祝日運行可。					★	▲	▲	●	●	
	介護タクシーらっくり	新発田市新栄町	0800-080-3210	-	8:00~19:00	要相談	要相談	予約受付時間8:00から19:00。事前予約で土日祝日運行可。							▲	▲	●	
	聖籠タクシー	聖籠町東港	025-256-2552	025-257-5432	8:00~19:00	要相談	要相談	年中無休。									●	●
	瀬波タクシー	村上市田端町	0254-53-2187	0254-53-5137	8:30~22:00	要相談	要相談	年中無休。事前予約で24時間運行可能。						★			●	
	(株)燕タクシー	燕市秋葉町	0256-62-6101	0256-64-4828	7:00~20:00	要相談	要相談	年中無休。事前予約で24時間運行可能。		●	●	●						●
	中央タクシー	燕市道金	0256-63-4702	0256-64-5901	8:00~20:00	要相談	要相談	電動車いす・リクライニング式車いすのサイズは要相談。	★	●	●	●	★				●	
	中越交通 加茂営業所	加茂市青海町	0256-52-0442	0256-52-9009	6:00~24:00	要相談	要相談	年中無休。									●	
	介護タクシースマイル	加茂市陣ヶ峰	0800-777-8800	0256-52-4685	7:00~19:00	要相談	要相談	年中無休。事前予約で24時間運行可能。電動車いすはサイズにより対応。予約で土日祝日運行可。							▲	▲	●	●
	加茂タクシー	加茂市駅前	0256-52-0230	0256-52-0974	8:00~17:00	要相談	要相談	年中無休。事前予約で24時間対応可能。予約で土日祝日運行可。介護保険利用できます。	★	●	●	●	★	▲	▲	▲	●	
	ごせん介護タクシー	五泉市四ツ屋新	0250-43-5111	0250-43-3092	8:00~17:30	要相談	要相談				●	●						
	ニット介護タクシー	五泉市石曾根	090-1374-8330	0250-58-1253	7:30~18:30	要相談	要相談	年中無休。安全乗降できる左乗降です。								▲	●	●
	さくら介護タクシー	五泉市村松	0250-58-2622	0250-58-2620	7:00~18:00	要相談	要相談	事前予約で土日祝日運行可。								●	●	●
	みどりハイヤー	五泉市木越字石道	0250-43-2323	0250-43-2323	8:30~17:00	要相談	要相談	年中無休。		●	●	●						
	五頭タクシー	阿賀野市下条町	0250-62-4444	0250-62-7900	6:00~26:00	要相談	要相談	夜間の運行は、事前の予約で運行可能(要相談)。場合によっては、26時まで運行可能。		●	●	●					●	
水原タクシー	阿賀野市下条町	0250-62-3333	0250-62-3335	6:00~24:30	要相談	要相談										●		
サンボウ福祉タクシー	阿賀野市猫山	070-4128-1234	-	7:00~19:00	要相談	要相談	年中無休。事前予約で24時間運行可能。予約で土日祝日運行可。		●	●	●							

# 平成28年度 所得制限限度額表

(単位 千円)

本人・扶養義務者の別		扶養親族人数	限度額 (所得金額)			収入額
	手当種別		老人扶養親族数			
			0人	1人	2人	
本人	A 特別児童扶養手当 * 受給者 (障がい児の父または母)  特定扶養親族 1人当たり250加算	0人	4,596			6,420
		1人	4,976	5,076		6,862
		2人	5,356	5,456	5,556	7,284
		3人	5,736	5,836	5,936	7,707
		4人	6,116	6,216	6,316	8,129
		5人	6,496	6,596	6,696	8,551
		* 6人以上：1人当たり380を加算				
	B 重度障がい者医療費助成 (マル障) 障がい児福祉手当 特別障がい者手当 介護見舞金(*障がい者本人)  特定扶養親族 1人当たり250加算	0人	3,604			5,180
		1人	3,984	4,084		5,656
		2人	4,364	4,464	4,564	6,132
		3人	4,744	4,844	4,944	6,604
		4人	5,124	5,224	5,324	7,027
		5人	5,504	5,604	5,704	7,449
* 6人以上：1人当たり380を加算						
配偶者・扶養義務者	C 上記手当共通  * 特別児童扶養手当の場合は、受給者(障がい児の父または母)の扶養義務者となる。 介護見舞金は受給者(障がい者を介護する保護者)と障がい者の扶養義務者となる。	0人	6,287			8,319
		1人	6,536	6,596		8,596
		2人	6,749	6,809	6,869	8,832
		3人	6,962	7,022	7,082	9,069
		4人	7,175	7,235	7,295	9,306
		5人	7,388	7,448	7,508	9,542
		* 6人以上：1人当たり213を加算				

(平成14年8月1日改正)

(注) 収入額は、限度額(所得金額)に各種控除相当額を加算して算出した参考値です。



# 様式のダウンロード方法

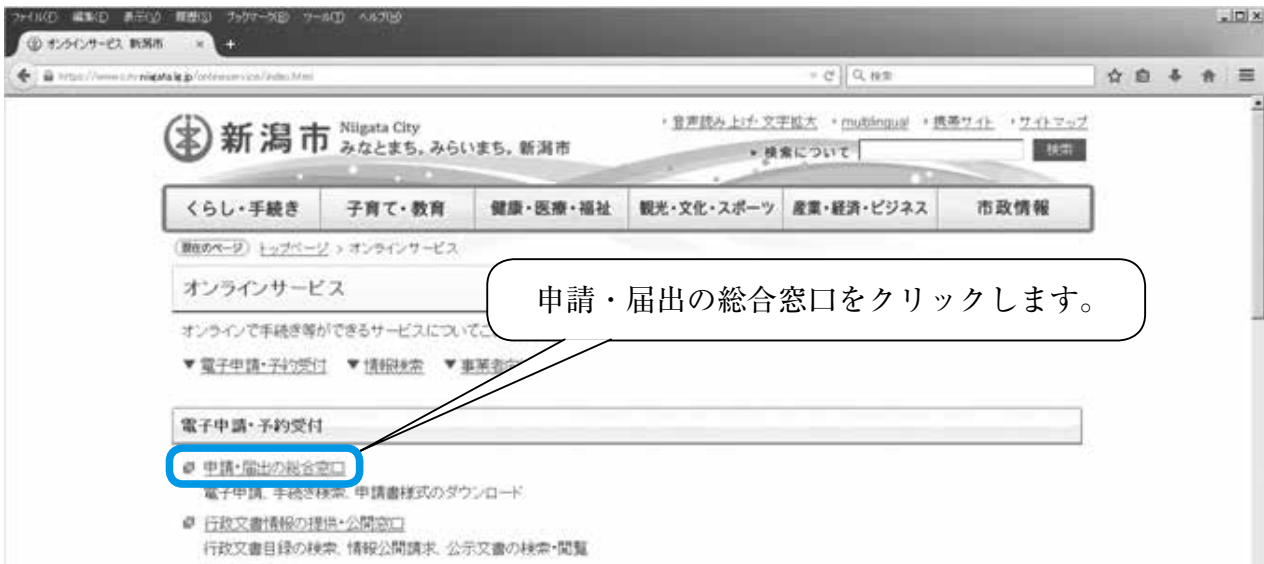
①新潟市役所ホームページ <https://www.city.niigata.lg.jp/> のトップページを開きます。



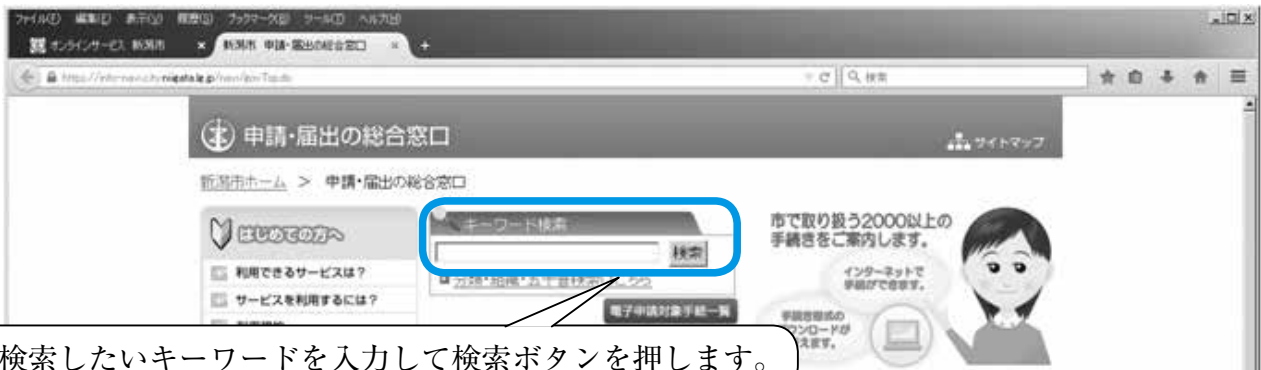
②下方向に少しスクロールし、「オンラインサービス」をクリックします。



③「申請・届出の総合窓口」をクリックします。

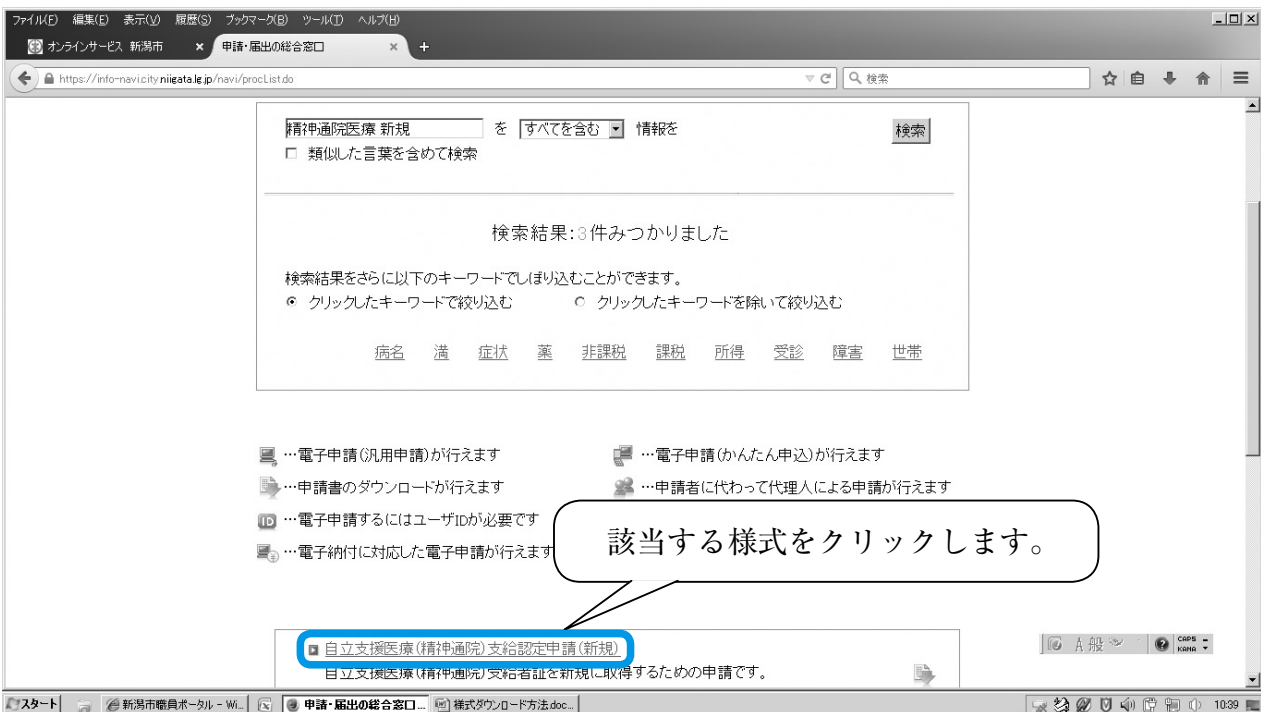


④ キーワード検索欄に、検索したい内容を入力。例えば「精神通院医療 新規」と入力して検索



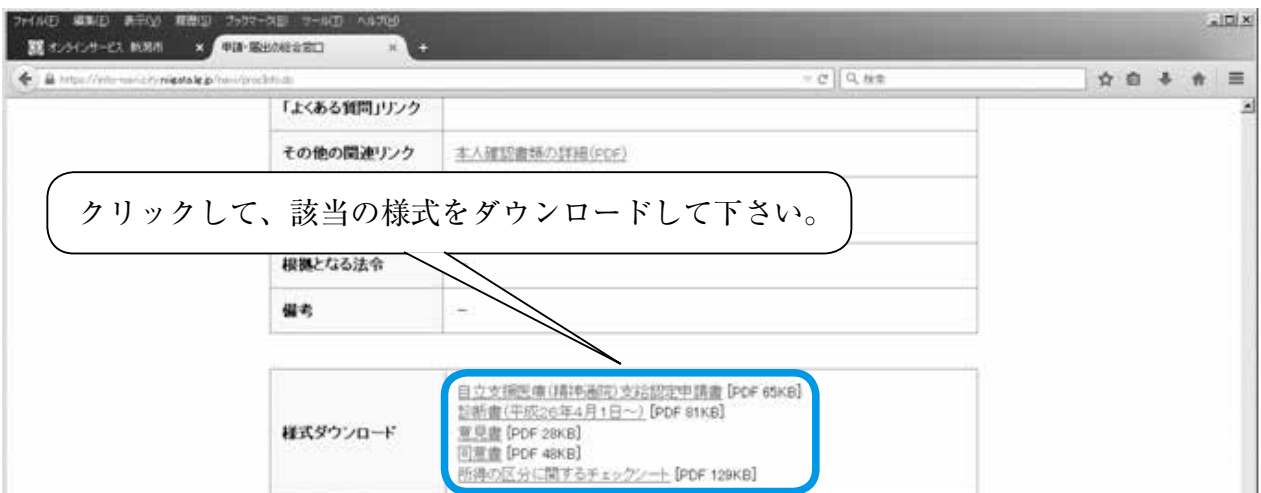
検索したいキーワードを入力して検索ボタンを押します。

⑤ 関連する情報が検索されます。該当する様式をクリックします。



該当する様式をクリックします。

⑥ 該当の様式をクリックします。概要・内容・提出手続き方法等が表示され、表示ページの一番下にダウンロード様式がありますので、そちらからダウンロードしてください。

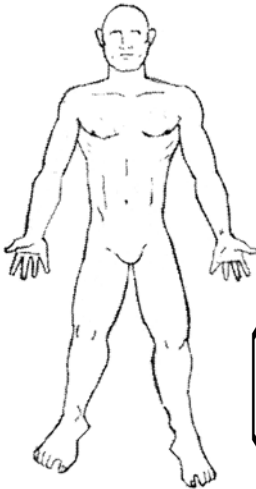


クリックして、該当の様式をダウンロードして下さい。

# FAX119番 緊急通報用紙

住所	区			
氏名	年齢	性別	男・女	
電話(FAX)番号				

火事・救急の別とその内容を○印で記入してください

火事です	救急です
<p>★どこが燃えていますか？            自宅・隣り・近所・その他            その他の場合簡単に…            { }</p> <p>★何が燃えていますか？            家(建物 階)・車・その他            その他の場合簡単に…            { }</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>自宅・隣が火事の場合は              すぐに避難してください!</b></p> </div>	<p>★誰が？            私・家族・友人・その他            その他の場合簡単に…            { }</p> <p>★年齢・性別は？(本人以外のみ)            歳くらい 男性・女性</p> <p>★どうしましたか？            急病・けが・その他            (悪い部分・症状を○で囲んでください)</p> <p>{ }が</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <ul style="list-style-type: none"> <li>・痛い</li> <li>・息苦しい</li> <li>・気分が悪い</li> <li>・{ }で 怪我した</li> <li>・その他 (持病など)</li> </ul> </div> <p>{ }</p>

新潟市消防局

緊急連絡先 FAX番号は119番

# 障がい者に関する各種マークの紹介

障がいのある方に配慮した施設であることや、それぞれの障がいについて分かりやすく表示するため、いろいろなシンボルマークがあります。これらは、国際的に定められたものや、各障がい者団体が独自に提唱しているものもあります。

これらのマークを正しく理解して、ノーマライゼーション社会の実現を目指しましょう。



## 障がい者のための国際シンボルマーク

このマークは、障がいのある方が容易に利用できる建物、施設であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。

マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

車いすに乗った人を図式化したものですが、車いす利用者に限らず、すべての障がい者を対象にしています。



## 身体障がい者標識（四つ葉マーク）

このマークは、肢体不自由の障がいのある方が運転する自動車であることを示しています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行うことは、道路交通法で禁止されています。

このマークの表示については、道路交通法で努力義務となっています。



## 視覚障がい者の国際マーク

このマークは、世界盲人連合（WBU）が1984年に定めた世界共通の国際シンボルマークです。

WBUによれば、「このマークを手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない。」としています。

横断歩道で、マークがついた歩行者用信号ボタンを押すと、安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。



## 身体障害者補助犬（ほじょ犬）マーク

このマークは、身体障害者補助犬同伴の啓発のために、施設や店などの入り口に貼るマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいいます。

身体障害者補助犬法により、公共施設や交通機関はもちろん、デパート・ホテル・レストランなどの一般的な施設でも、補助犬を自由に同伴できるようになっています。



## 耳マーク（聴覚障がい者のシンボルマーク）

このマークは、聞こえが不自由なことを表すマークです。

耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを自己表現するために考えられました。

耳の不自由な方と話すときは、「はっきりと口元を見せて話す」、「筆談をする」などの配慮をお願いします。



## オストメイトマーク

このマークは、人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）を示すシンボルマークで、オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入り口や、案内誘導プレートなどに表示されます。

「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。



## ハート・プラスマーク

このマークは、身体内部に障がいのある方を示すシンボルマークで、内部障がいの方が自発的に使用するものです。

内部障がい（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、免疫、肝臓機能）のある方は、外見からわかりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。

このマークを着用している方を見かけた場合は、内部障がいについて理解し、配慮をお願いします。



## 聴覚障がい者標識（蝶々マーク）

このマークは、聴覚に障がいのある方が運転する自動車であることを示しています。

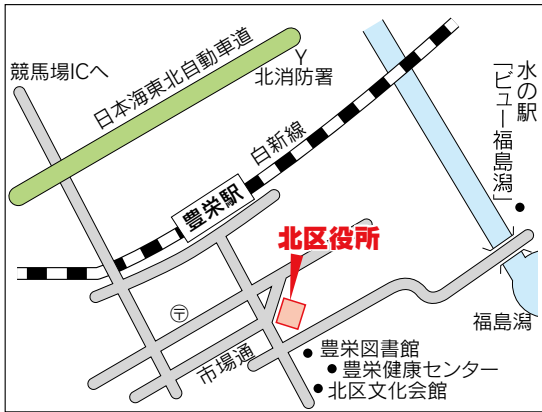
危険防止のためやむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行うことは、道路交通法で禁止されています。

このマークは道路交通法で、表示することが義務付けられています。

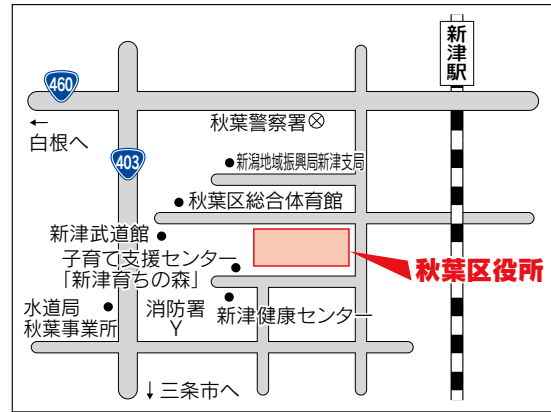
※各種マークは、ホームセンター等で購入することができます。

# 【お問い合わせは、お住まいの区へ】

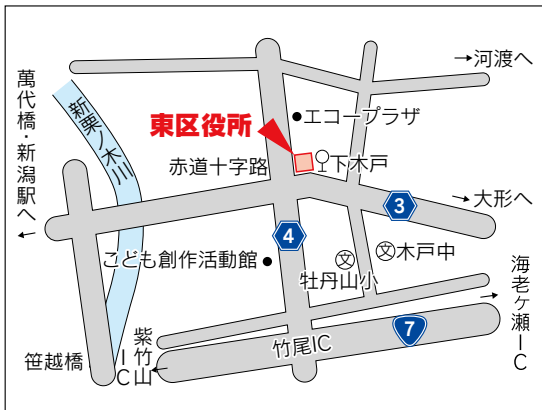
**北区役所(健康福祉課 ☎025-387-1305)**  
〒950-3393 北区葛塚3197番地



**秋葉区役所(健康福祉課 ☎0250-25-5682)**  
〒956-8601 秋葉区程島2009番地



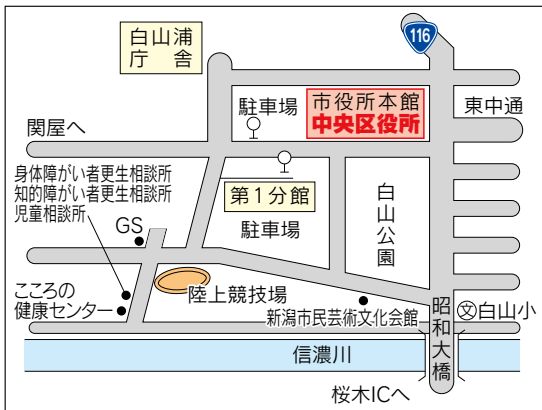
**東区役所(健康福祉課 ☎025-250-2310)**  
〒950-8709 東区下木戸1丁目4番1号



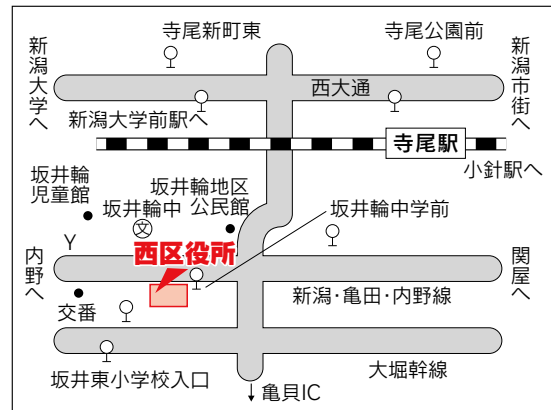
**南区役所(健康福祉課 ☎025-372-6304)**  
〒950-1292 南区白根1235番地



**中央区役所(健康福祉課 ☎025-223-7207)**  
〒951-8550 中央区学校町通1番町602番地1



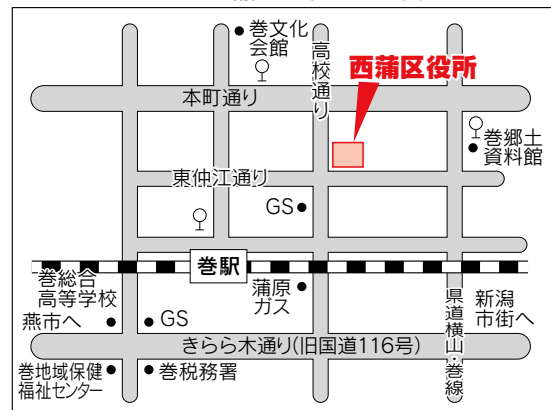
**西区役所(健康福祉課 ☎025-264-7310)**  
〒950-2097 西区寺尾東3丁目14番41号



**江南区役所(健康福祉課 ☎025-382-4396)**  
〒950-0195 江南区泉町3丁目4番5号



**西蒲区役所(健康福祉課 ☎0256-72-8358)**  
〒953-8666 西蒲区巻甲2690番地1



発行：新潟市福祉部障がい福祉課  
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

各地域保健センターの電話番号・出張所の電話番号は1ページに記載しています。



植物油インキを使用しています。